The background features a large, stylized graphic composed of several overlapping blue circles of varying sizes and shades, arranged in a diagonal line from the top right towards the bottom right. Thin blue lines intersect these circles, creating a sense of movement and depth.

# 第3期みやぎ観光戦略プラン（中間案）

「みやぎ観光創造県民条例に基づく」観光振興に関する基本的な計画

～みやぎの観光の創造的復興とさらなる飛躍へ～

平成25年10月  
宮城県

## 目 次

第1章 基本的な考え方	3
1 計画策定の趣旨	3
2 プランの位置づけ	3
3 プランの計画期間	4
4 地域づくりと東日本大震災からの復興における観光の重要性	4
第2章 みやぎの観光の現状と課題	5
1 第2期みやぎ観光戦略プランの総括	5
2 第3期みやぎ観光戦略プラン策定に当たっての視点	5
3 みやぎの観光の現状と課題	6
第3章 第3期みやぎ観光戦略プランの策定にあたって	8
1 基本理念	8
2 基本方針（政策）	10
3 4年後に目指す本県観光の姿（地域の姿とおもてなしの心）	11
4 取組の方向性（施策）	12
5 目標	14
第4章 第3期みやぎ観光戦略プランの具体的な取組	20
1 緊急的・戦略的な取組の方向性	21
(1) 沿岸部の観光資源の再生と積極的な誘客	21
(2) 外国人観光客の回復	24
(3) LCC就航や仙台空港民営化等を契機とした 東北が一体となった広域観光の充実	26
2 継続的な取組の方向性	28
(1) 観光消費効果の高い県外等からの誘客強化	28
(2) 観光資源の魅力の向上と観光客受入態勢の整備拡充	32
第5章 みやぎの観光の再生に向けた取組の進め方	36
1 各種計画との連携	36
2 進行管理と推進	36
3 事業主体の連携と事業費	36
資 料	37

# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

宮城県(以下「県」という。)は「宮城の将来ビジョン」を策定し、「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を理念として県政を推進してきました。その中で、人口減少時代における地域経済の活性化と魅力ある地域づくりを進めるに当たり、観光の果たす役割が極めて重要であるという認識に立って、平成18年12月に「みやぎ観光戦略プラン」、平成23年3月には「第2期みやぎ観光戦略プラン」を策定し、県民の参加のもと、「観光王国みやぎ」の実現を目指し幅広い分野で施策を実施してきました。

しかし、「第2期みやぎ観光戦略プラン」策定後に発生した東日本大震災により、本県全域で甚大な被害を受け、特に沿岸部では津波による被害で多くの人命が失われました。観光関連産業においても多くの観光施設等が壊滅的な被害を受け、福島第一原子力発電所事故の風評等の影響もあり、本県を訪れる観光客は激減しました。

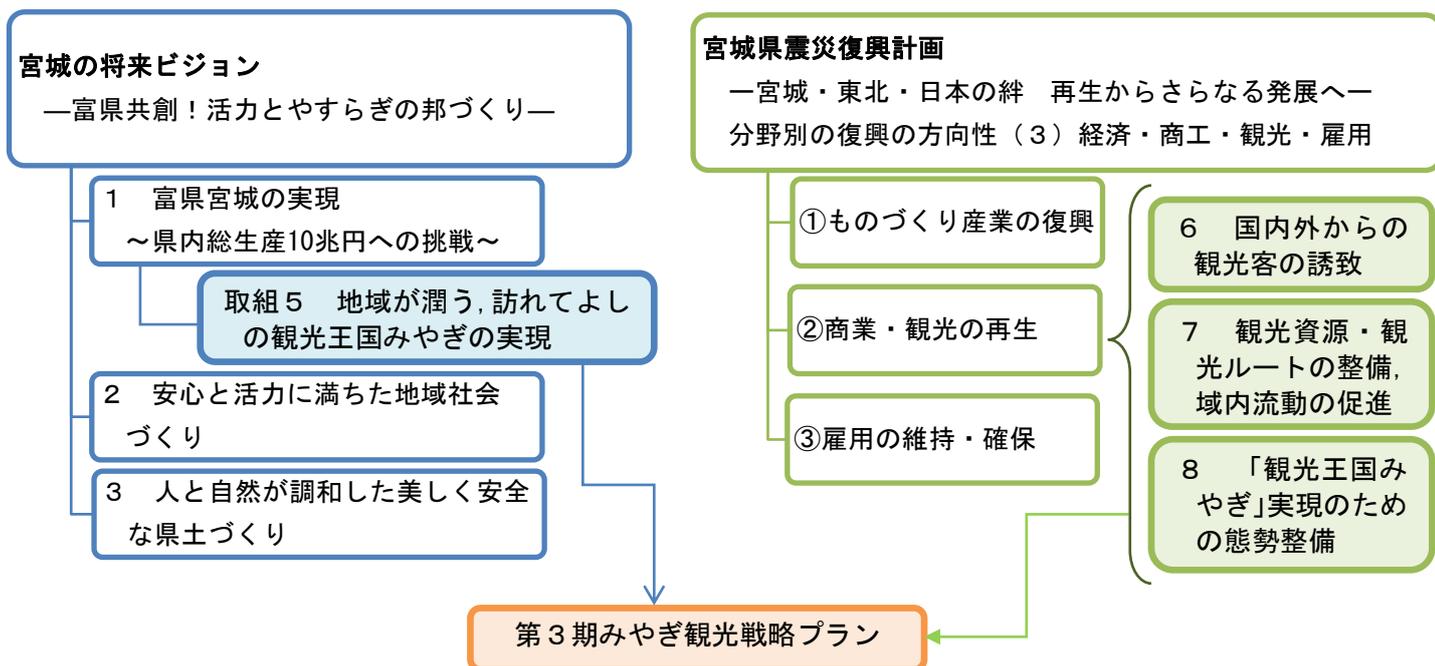
これに対し、県では今後10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定し、宮城の再生とさらなる発展に向けて取り組むこととしました。観光については、10項目の復興のポイントの一つに「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」として掲げ、観光の復興に向けた取組を推進しています。

この度、近年の観光を取り巻く状況の変化や「第2期みやぎ観光戦略プラン」における課題などを踏まえ、みやぎの観光が東日本大震災から再生を遂げ、地域経済と復旧・復興をけん引する役割を果たせるよう、その指針となる新たな計画を策定することとしました。

## 2 プランの位置づけ

「第3期みやぎ観光戦略プラン」は、県が県政運営の基本方針として定めた「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を実現するための分野別計画であり、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「観光王国みやぎの実現」と、「震災復興計画」に掲げる「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」を図るために県が行う観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するために策定するものです。

また、「第3期みやぎ観光戦略プラン」は、「みやぎ観光創造県民条例(平成23年3月9日宮城県条例第8号)」第12条第1項の観光振興に関する基本的な計画(基本計画)としても位置づけます。



### 3 プランの計画期間

「第3期みやぎ観光戦略プラン」の計画期間は、「宮城県震災復興計画(計画期間:平成23年度～平成32年度)」の「再生期(平成26年度～平成29年度)」に合わせて、平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

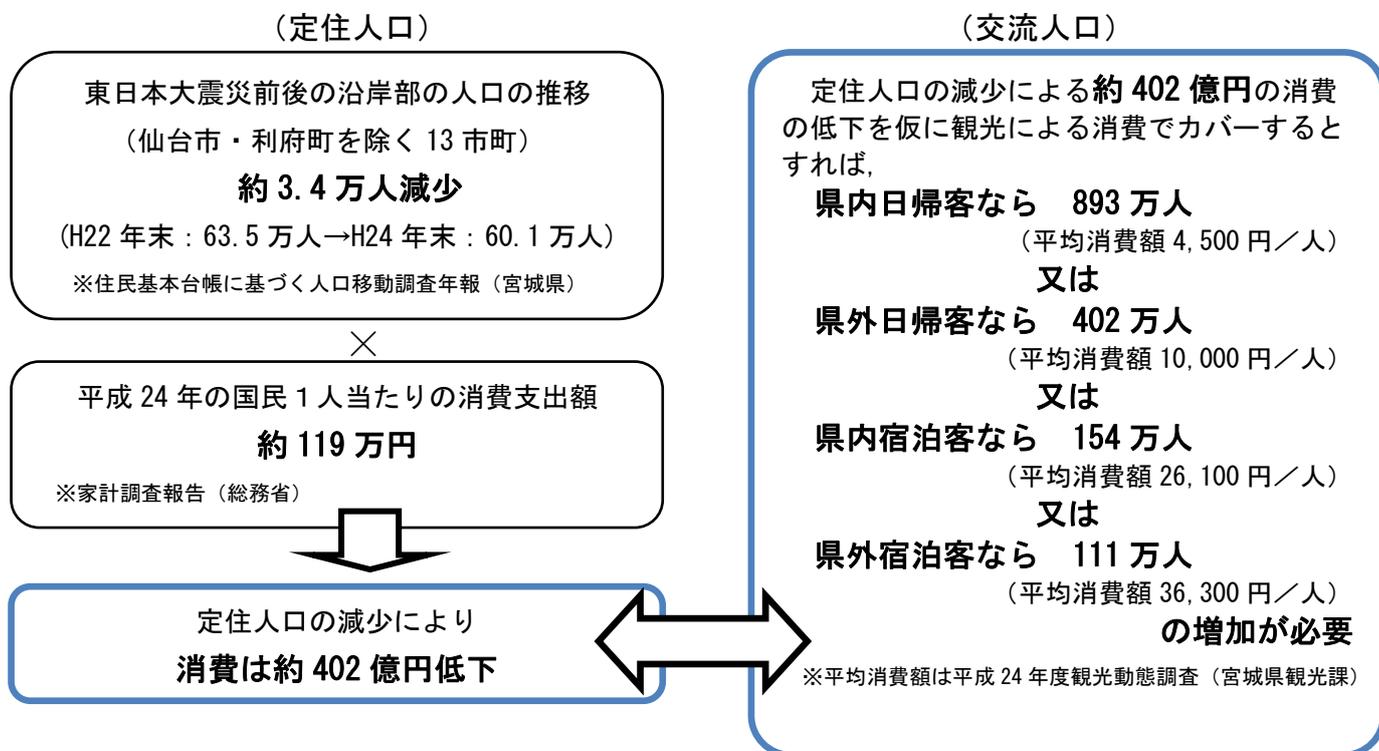
### 4 地域づくりと東日本大震災からの復興における観光の重要性

観光は、美しい景色を見たり、その土地ならではのものを食べたり、新しい体験や知識を吸収することで人々の生活に生きがいや安らぎをもたらすという側面を持つだけではなく、人口減少社会においては、地域をあげて観光資源の魅力を高め、観光客を惹きつけ、呼び込むことで交流人口を増やし、その消費によって地域の活性化につながるという側面が重視されています。そのほかにも、観光地づくりの過程で住民の地域への愛情が深まり、訪れる人にも住む人にも過ごしやすい、活力に満ちた地域社会の構築につながると言われています。

平成23年3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故で甚大な被害を受けた東北地方にとっては、観光復興がもたらす様々な効果は、地域経済と震災からの復旧・復興を力強くけん引する重要な役割を果たすと考えられます。県では、東日本大震災からの10年間の復興の道筋となる「宮城県震災復興計画」において、「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」を復興実現のためのポイントと位置づけています。

なお、県では、震災で減少した定住人口(沿岸部で震災前から約3.4万人減少)を仮に観光による消費で補うとすれば、県内日帰客なら893万人、県外日帰客なら402万人、県内宿泊客なら154万人、県外宿泊客なら111万人の増加が必要であると試算しています。

#### 沿岸部の定住人口の減少を補う交流人口について(試算)



## 第2章 みやぎの観光の現状と課題

### 1 第2期みやぎ観光戦略プランの総括

県では、平成23年3月に「第2期みやぎ観光戦略プラン」を策定し、平成23年度から平成25年度までの3年間で5つの戦略プロジェクトにより観光振興に取り組むこととしました。

しかし、プラン策定直後に東日本大震災が発生し本県の観光が未曾有の被害を受けたことから、観光の復旧を最優先のプロジェクトに位置づけるとともに、当初設定した数値目標も平成25年に震災前の水準に戻すこととして修正し、震災からの観光の復旧・復興に取り組みました。その結果、平成23年に震災前の7割まで落ち込んだ観光客入込数は平成24年には震災前の約85%に当たる5,208万人まで回復するなど、震災前の水準まで着実に回復してきました。目標(平成25年における数値目標)と平成24年における現況値は次のとおりです。

なお、第2期みやぎ観光戦略プランの達成状況については、巻末の資料に詳しく記載しています。

平成25年の数値目標	当初目標	震災後修正	現況値(平成24年)
①観光客入込数	6,500万人	6,129万人	5,208万人
②宿泊観光客数	900万人	805万人	888万人
③外国人観光客宿泊者数	20万人	11万人	7.5万人
④観光消費額	6,300億円	5,387億円	4,058億円

### 2 第3期みやぎ観光戦略プラン策定に当たっての視点

県では、第2期みやぎ観光戦略プランの達成状況等を踏まえ、次の5つの視点で第3期みやぎ観光戦略プランを策定することとしました。

- ①沿岸部の観光回復
- ②風評の払拭
- ③県外客の誘致促進
- ④観光消費額の向上
- ⑤東北のゲートウェイ機能の強化

### 3 みやぎの観光の現状と課題

第3期みやぎ観光戦略プランの策定に当たり、みやぎの観光が置かれる現状と課題を次のとおり整理しました。

#### (1) みやぎの観光の現状

##### 1 内陸部と対照的な沿岸部の観光客の回復の遅れ

- ・震災後に大きく落ち込んだ本県の観光客入込数は、内陸部が回復をリードし、平成24年には県全体で震災前の85%の5,208万人まで回復しました。
- ・沿岸部では観光施設等の再建や震災研修を目的とした語り部ガイド、教育旅行やボランティアツアーの受入などの観光復興の取組が行われているものの、内陸部に比べ回復が遅れています。

##### 2 東北地方の外国人宿泊者の回復の遅れ

- ・円安や東南アジア向けの観光ビザの免除措置などにより、平成24年の訪日外国人旅行者は837万人とほぼ震災前の水準に回復しました。
- ・外国人観光客宿泊者数は国全体ではほぼ震災前の水準に回復したものの、東北地方では原発事故の風評が影響し、震災前の4割の約12万人と回復が遅れ、未だ原発の風評払拭には至っていません。
- ・震災以降、被災地では海外からの慰問等の支援が行われました。

##### 3 東北地方の国内観光旅行の回復の遅れ

- ・平成24年の日本人の国内観光旅行者数はほぼ震災前の水準まで回復する一方で、平成24年の東北地方の観光客中心の宿泊施設の宿泊者数は震災前の約85%で全国に比べ回復が遅れています。
- ・格安航空会社LCCが仙台空港で運行を開始するなど、観光客の需要の開拓が期待されます。

##### 4 中部以西からの誘客の伸び悩み

- ・平成24年度の本県観光客の誘客範囲は、県内54%、関東地方23%、東北地方16%で、拡大を目指してきた中部以西は1割未満に止まっています。
- ・平成24年度の観光客の平均消費額は震災前に比べて低下しました(県内日帰客4.5千円、県外日帰客10千円、県内宿泊客26千円、県外宿泊客36千円)。

##### 5 DCを通じて発信される本県の魅力と浸透するおもてなしの心

- ・プレDC開催の平成24年度に本県を訪れた観光客の訪問理由の調査では、本県の自然の美しさややすらぎ(55%)、温泉や郷土料理(40%)を目的とする割合が高く、本県観光の魅力が認知されています。
- ・平成25年のDCでは、地域ぐるみの観光資源の磨き上げや県民が一体となったおもてなしなどにより誘客を図り、期間中のサンプル調査では観光客入込数はほぼ震災前の水準まで回復しました。

## (2) みやぎの観光の課題

### 1 内陸部との連携による誘客

- ・復興半ばの沿岸部と内陸部との連携を密にして被災地訪問と県内各地の観光資源とを繋ぐなど、沿岸部の観光の再生を支える必要があります。
- ・原発事故の風評の払拭と東日本大震災の風化の防止を図るとともに、沿岸部の復興状況に応じた魅力ある観光資源の開発が必要です。

### 2 拡大傾向の訪日外国人旅行者の東北地方への誘致

- ・訪日経験が豊富で日本の主要な観光地の次の旅行先を求める訪日リピーターや特に訪日外国人が増加している台湾・香港・東南アジア諸国へのアプローチを強化する必要があります。
- ・正確で的確な観光情報の発信により海外で根強い東北地方に対する原発の風評を払拭するとともに、外国人旅行者が過ごしやすい環境整備が必要です。
- ・海外の復旧・復興への支援に対して、被災地の復興状況等の情報提供を通じて、交流を継続する必要があります。

### 3 国内観光客の東北地方への誘致

- ・今後各県で開催されるDCなどでの連携を通じて、東北地方が一体となって、回復傾向にある国内旅行者を東北地方に呼び込む必要があります。
- ・LCCの路線開設や仙台空港民営化などを契機に潜在的な観光需要を東北地方の観光客の増加につなげる必要があります。

### 4 平均消費単価の高い県外客の旅行需要の喚起

- ・官民が一体となった継続的な観光キャンペーンのほか、被災地への関心の高まりやLCCの路線開設などを生かした誘客など、中部以西からの誘客を図る必要があります。
- ・県内客に比べて平均消費額の高い県外客(女性客など)を増やし、観光消費額を向上させる必要があります。

### 5 多様なニーズに対応した観光資源の磨き上げと創出

- ・「自然」や「食」などの従来の観光資源の磨き上げのほか、教育旅行や産業観光、ニューツーリズム(エコ・ツーリズムやスポーツツーリズムなどの新しい観光分野)などの新たな観光資源の創出に常に取り組む必要があります。
- ・観光客の多様なニーズに対応できる人材育成や地域ぐるみの受入態勢の整備などで本県独自の「おもてなし」をさらに高め、滞在期間の向上やリピーター獲得につなげる必要があります。

## 第3章 第3期みやぎ観光戦略プランの策定にあたって

### 1 基本理念

県は、人口減少時代における地域経済の活性化と魅力ある地域づくりを実現するに当たっては観光が果たす役割が極めて重要であるという認識に立ち、みやぎ観光創造県民条例第三条に、「県民等が一体となりおもてなしの心を持って観光客の誘致を促進すること」、「市町村、近隣の県等との広域的な連携による観光振興に取り組むこと」、「観光が幅広く波及効果をもたらす総合産業であることを認識すること」などの事項を基本理念として定めています。本観光プランはその基本計画として位置づけるものです。

一方、本県は平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって甚大な被害を受けました。観光分野においても多くの観光施設・事業者等が壊滅的な被害を受け、さらに原発事故の風評の影響もあり、観光客入込数は震災前から大きく減少しました。観光産業は、経済効果や雇用効果に対する即効性が高く、第一次産業から第三次産業まで関連するすそ野が広いために、地域経済全体にとって重要な役割を担っています。そこで、観光の創造的な復興を遂げるために、復興の過程で国内外と結ばれた絆や震災の経験を伝承する語り部などの取組を観光の「種」として、これらを将来の観光資源に大きく育てあげることを目指します。さらに、仙台空港の民営化等を契機とした東北のゲートウェイ機能を活用し、世界遺産をはじめとした魅力ある観光資源を持つ東北各県および関係諸団体等と連携して、東北地方が一体となって国内外からの誘客を積極的に行い、東北の広域観光の充実を図ります。

これに基づいて、「みやぎの観光の創造的復興とさらなる飛躍へ」を第3期みやぎ観光戦略プランの理念に定めます。

#### ○条例の基本理念（「みやぎ観光創造県民条例」第三条に定める基本理念のキーワード）

- ①おもてなしの心を持って観光客を誘致
- ②広域的な連携による観光振興
- ③幅広い波及効果をもたらす総合産業としての観光の重要性の認識
- ④観光の効果による活力に満ちた地域社会の実現
- ⑤地域の持つ多様な魅力の磨き上げと活用による観光客の満足度向上
- ⑥全ての観光客に対する安心と快適の提供
- ⑦本県の東北地方のゲートウェイ機能の発揮
- ⑧良好な景観の保全と形成

#### ○本プランの理念（第3期みやぎ観光戦略プランの計画期間中の基本的な考え方）

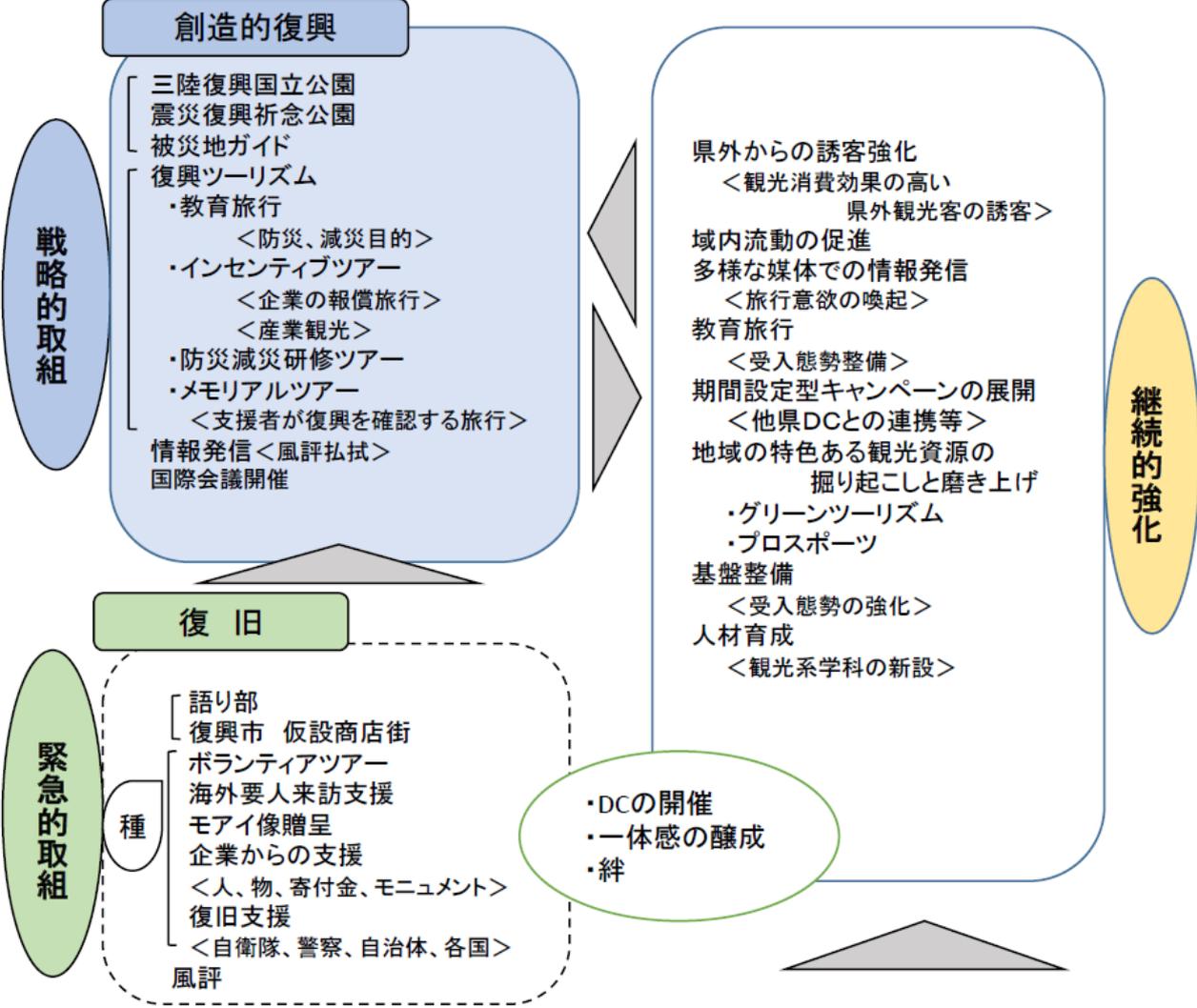
### みやぎの観光の創造的復興とさらなる飛躍へ

「創造的復興」単に震災前の観光の姿に戻すだけではなく、復興の過程で生まれた国内外と結ばれた絆や語り部などの震災の経験を伝承する取組を観光の「種」として、一過性にとどまらない将来の観光資源に大きく育てあげる。

「さらなる飛躍」東北の観光資源の世界遺産登録や仙台空港民営化などの追い風を最大限に生かしながら、県域を越えて誘客拡大を加速させ、東北全体の活性化を目指す。

# みやぎの観光の創造的復興とさらなる飛躍へ

広域観光の充実(仙台空港民営化)・世界遺産等(平泉、遣欧使節資料)



**これまでの取組**

自然・食・温泉・歴史・文化・スポーツ・産業・人・人柄・おもてなしの心

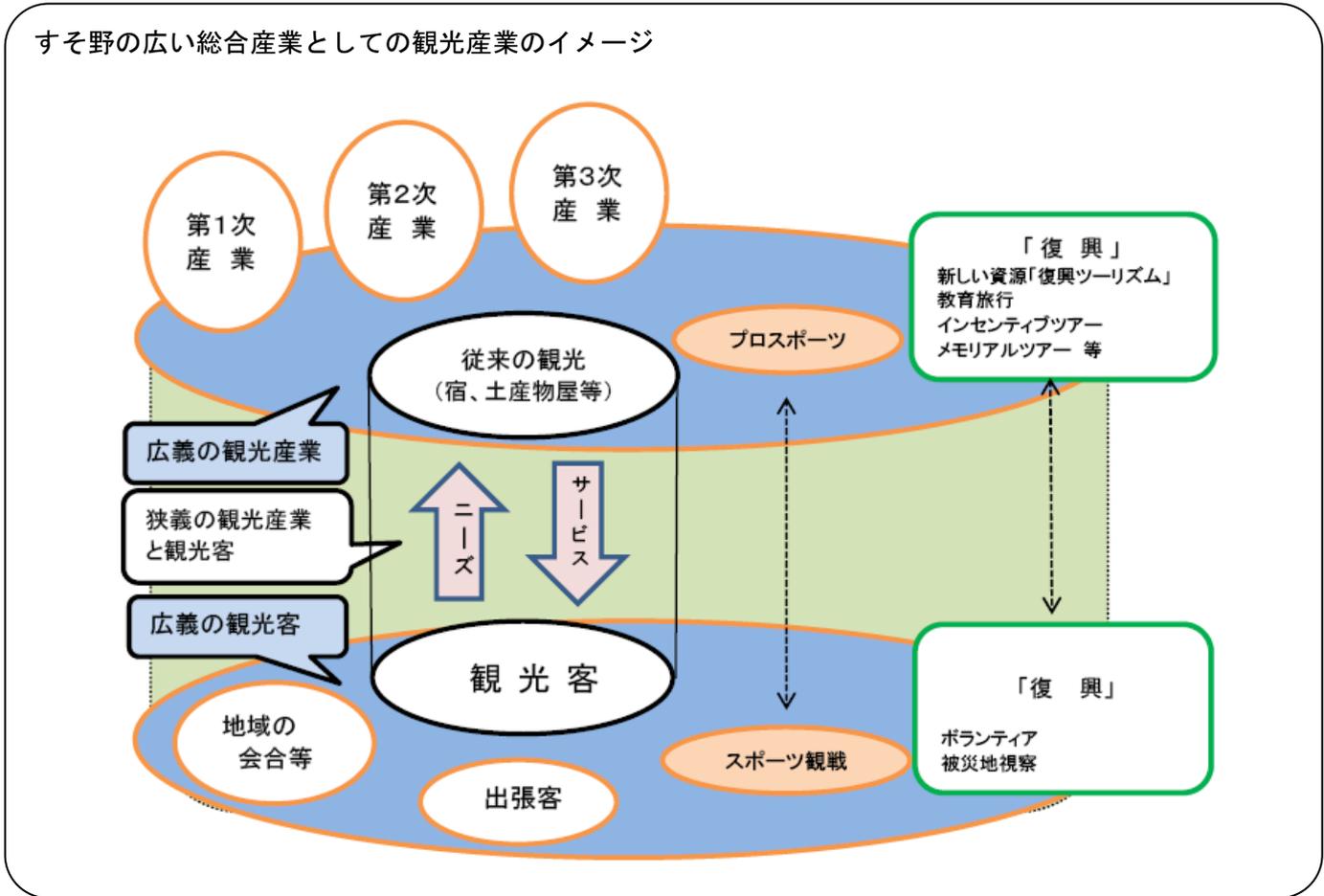
観光資源の発掘、磨き上げ、誘客、イベント、キャンペーン、情報発信、態勢整備、基盤整備、人材育成

**【基本理念】** (「みやぎ観光創造県民条例」第3条に定める基本理念のキーワード)

おもてなしの心、広域的な連携、総合産業である観光、東北のゲートウェイ機能 など8つのキーワード

かつての観光は宿や土産物屋などの限られた産業が関わるものと考えられてきましたが、今では農林水産業などの「第1次産業」、食品加工や物産製造などの「第2次産業」、商業や運輸、飲食などの「第3次産業」まで、様々な産業が関わるすそ野の広い総合産業であり、その発展は地域経済全体の活性化に重要な役割を果たすことが認識されています。

本県は東日本大震災で甚大な被害を受けましたが、従来の自然や食、歴史・文化などの多様な観光資源に加え、復旧・復興の過程で被災地支援のボランティアツアーや防災・減災を目的とした復興ツーリズムなどの新たな観光資源が生まれました。本県観光の再生を図るに当たっては、地域と行政、観光産業の関係者が一体となってみやぎの観光資源の魅力や価値を高め、多くの観光客に繰り返して訪れていただけるよう磨き上げていく必要があります。



## 2 基本方針（政策）

第3期みやぎ観光戦略プランの計画期間における基本理念の一つとして定めた「みやぎの観光の創造的復興とさらなる飛躍へ」を推進するため、以下の基本方針に基づいて施策を展開していきます。

沿岸部の観光復興と交流人口の拡大による地域の活性化

### 3 4年後に目指す本県観光の姿（地域の姿とおもてなしの心）

基本方針に基づき、県、市町村、観光事業者、関係団体等が連携して、県民総参加のもと取り組むことにより、4年後の平成29年には、以下に示す本県観光の姿を実現することを目指します。

#### 【沿岸部】

- 漁業や果物狩りなどの食・自然・産業を生かした体験型観光や、本県でしか体験できない防災・減災を目的とした旅行（復興ツーリズム）などによる魅力ある観光地づくりにより、沿岸部への観光客が回復している。
- 訪れた観光客から元気をもらいながら復興ツーリズムで震災の体験を伝えるなど、震災を乗り越え、沿岸部の地域全体で心のこもったおもてなしで観光客に接している。

#### 【県全域】

- 震災・原発事故の風評が払拭されるとともに、自然の美しさや多彩な食文化のほか、温泉や歴史・伝統文化などの本県の多様な魅力が広く認知されている。
- DCや地域の文化、伝統等で培われたおもてなしの精神が県内すみずみまで浸透し、あらゆる場面で観光客を県民総参加で歓迎している。
- 県内外から多くの観光客が訪れることにより交流人口が増え、その観光消費がもたらす経済効果が地域経済と東日本大震災からの復旧・復興をけん引する役割を果たしている。

#### 【東北地方の玄関口としての宮城県】

- LCCの就航や仙台空港民営化を契機として、「陸・海・空」のアクセスの良さを生かした本県の東北地方の玄関口としてのおもてなしの機能がさらに強化され、東北各県や関係諸団体等との連携の下に、国内外の多くの観光客が本県を起点に東北地方の観光地を周遊している。
- 東北各地で開催されるDC等を契機として、東北全体で観光客を東北ならではの心あたたまるおもてなしで歓迎しようという気運がみなぎっていて、観光客は宮城に入った瞬間から東北を感じている。

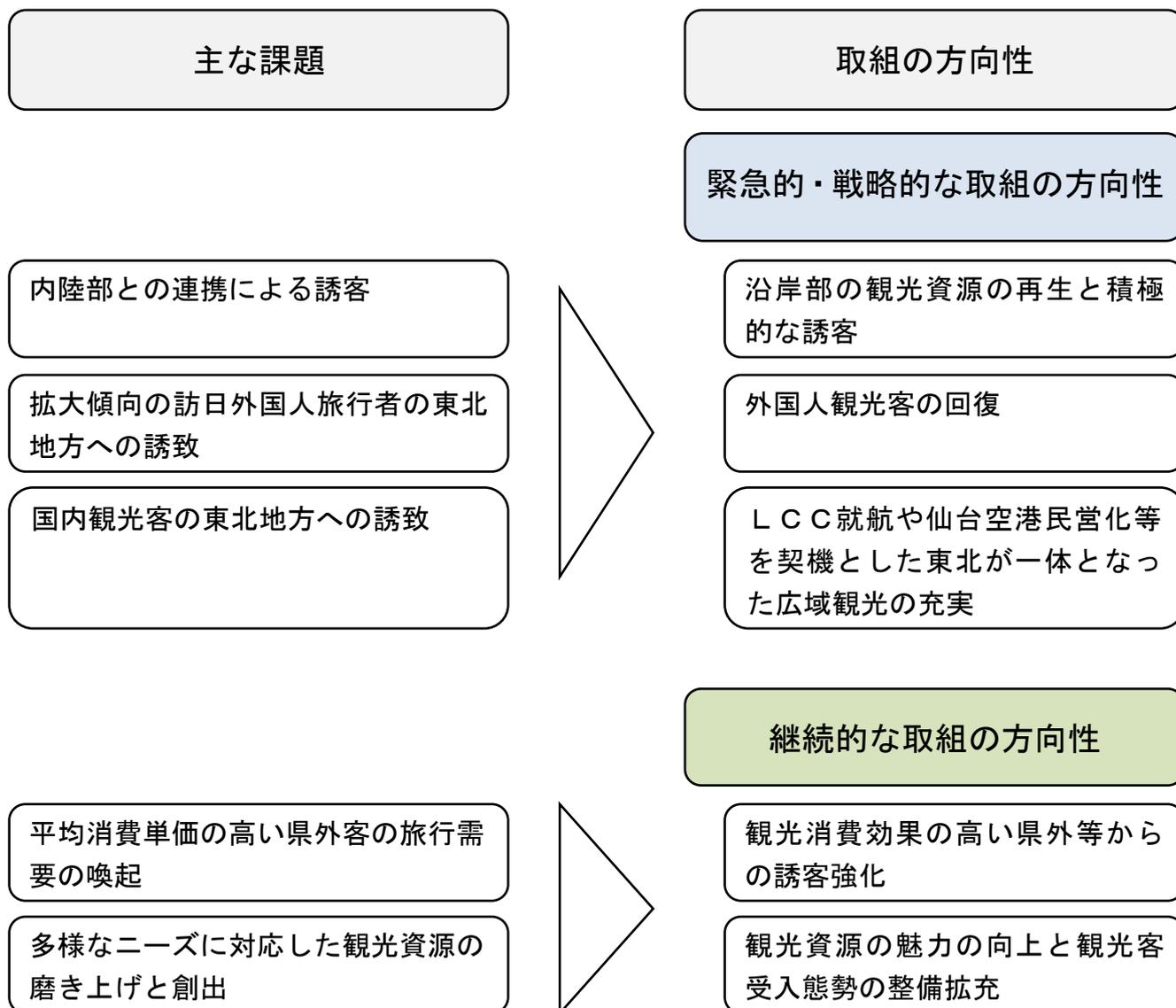
#### 【日本・世界の中での宮城県】

- 海外での根強い風評が払拭されるとともに、東南アジア諸国の経済成長等を背景として増加が期待される外国人旅行者を呼び込み、震災後に大幅に落ち込んだ海外からの観光客が回復している。
- 日本の他の地域では味わえない宮城・東北独特の飾り気のないおもてなしで外国人旅行者を歓迎している。
- 東北地方が外国人旅行者にとってゴールデンルートに続く新たな観光ルートとして形成され始めている。

## 4 取組の方向性（施策）

沿岸部の観光復興と交流人口の拡大による地域の活性化を実現するには、これまでに整理したみやぎの観光の現状と第2期みやぎ観光戦略プランの取組を踏まえた課題を解決し、「みやぎの観光の再生」を加速させる必要があります。

このため、それぞれの課題に対応する次の5つの取組に基づいて施策を展開していきます。5つの取組は、沿岸被災地の観光の回復や激減している外国人観光客の回復など、緊急的・戦略的に実施すべき取組と、従来の課題に対応した継続的な取組に区分します。



## 緊急的・戦略的な取組の方向性

### 1 沿岸部の観光資源の再生と積極的な誘客

被災地の復興状況を踏まえ、本県でしか体験できない防災・減災を目的とした旅行やボランティア等で支援をいただいた方々が復興を確認する旅行をはじめとする「復興ツーリズム」の推進、受入態勢の整備のほか、風評の払拭に向けて正確な観光情報や復興情報の発信を図ります。

### 2 外国人観光客の回復

従来の東アジアの重点市場(中国, 韓国, 台湾, 香港)に加えて、観光客の増加が期待できる東南アジア諸国(タイ, シンガポール, マレーシア等), 親日国をターゲットとして他県等と連携した戦略的な誘客活動や復興支援を縁に始まった海外との交流の継続のほか, 受入態勢の整備に加え海外の風評払拭のための正確な観光・復興状況の継続的な情報提供を図ります。

### 3 LCC就航や仙台空港民営化等を契機とした東北が一体となった広域観光の充実

今後拡大が期待できる国内外からのLCC就航や仙台空港民営化, 北海道新幹線開業等を契機として, 中部以西からの誘客を推進するとともに, 東北各県及び関係諸団体等と連携し東北が一体となった観光資源の魅力の発信などにより, 中部以西での知名度の向上と「東北へ行きたい」という旅行意欲の喚起を図ります。

## 継続的な取組の方向性

### 4 観光消費効果の高い県外等からの誘客強化

インターネットや新聞, 旅行雑誌をはじめとした多様な媒体や訴求力のあるツールを戦略的に活用し, 誘客対象を明確にした上で本県の多様な観光の魅力発信することで訪問意識を呼び起こすとともに, ポストDC等の様々なプロモーション活動に官民一体で取り組み, 首都圏や中部以西等からの誘客促進を図ります。

### 5 観光資源の魅力の向上と観光客受入態勢の整備拡充

本県の誇る「食」・「温泉」・「自然」・「歴史・文化」・「産業」・「祭」・「プロスポーツ」などの地域の特性を生かしたテーマ性・ストーリー性のある観光メニューの構築やニーズに応じた観光資源を創出するとともに, 観光客を迎える立場にある県民による域内流動を促進し地域の魅力に対する理解の向上を図ります。

観光客へ快適な旅行を提供するため, DCで培った地域力のさらなる向上, おもてなしを浸透させるとともに, 次世代の観光の復興をけん引する人材の育成を図ります。

## 5 目標

目指すべき本県観光の姿の実現に向けて、「第3期みやぎ観光戦略プラン」の数値目標として次の7つを設定し、取組の達成度を確認します。

平成 29 年の数値目標（案）	現況値 （平成 24 年）	目標値（案） （平成 29 年）
① 観光客入込数	5,208 万人	6,700 万人
② ①のうち沿岸部（気仙沼・石巻地域）の観光客入込数	415 万人	805 万人
③ 宿泊観光客数	888 万人	900 万人
④ ③のうち沿岸部（気仙沼・石巻地域）の宿泊観光客数	38 万人	60 万人
⑤ 外国人観光客宿泊者数	7.5 万人	16 万人
⑥ 観光消費額	4,058 億円	6,000 億円
⑦ 観光客（県外客）に対するアンケート調査での宮城県への再訪問意思率	—	99%

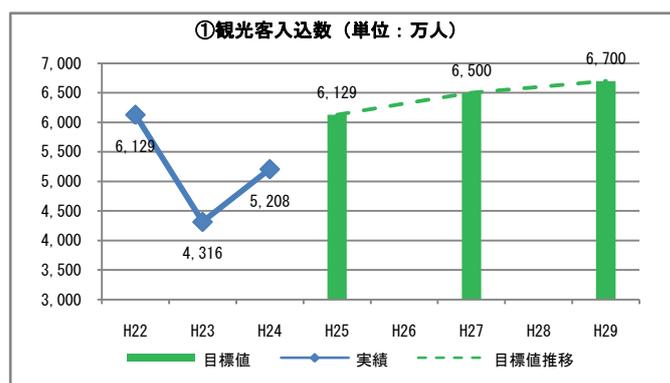
※「③宿泊観光客数」の現況値は復興関連需要の影響で震災前を大幅に上回っている一方で、「④沿岸部の宿泊観光客数」の現況値は震災による宿泊施設の不足等のため震災前を大幅に下回っています。それぞれの状況に応じて、目標値の位置づけは異なっています。

### 【数値目標について】

#### ①観光客入込数（宮城県観光課「観光統計概要」）

1年間に県内の観光地を訪れた人数です。

魅力ある観光地づくりと戦略的な誘客等によって、震災前以上の観光入込客数を目指します。2年後の平成 27 年の中間目標を6,500 万人とし、4年後の平成 29 年の目標は6,700 万人と設定します。

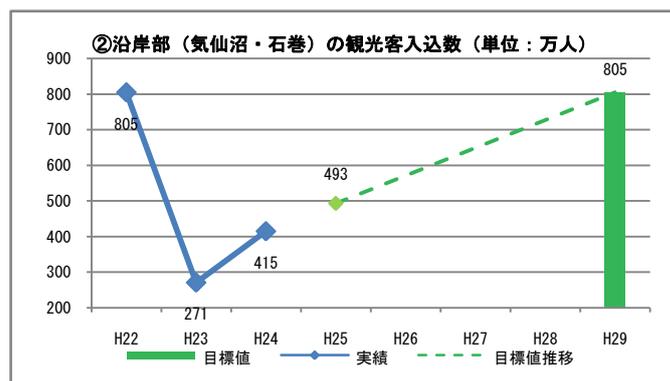


#### ②沿岸部（気仙沼・石巻地域）の観光客入込数

（宮城県観光課「観光統計概要」）

①のうち、東日本大震災で特に大きな被害を受けた気仙沼圏域（気仙沼市・南三陸町）と石巻圏域（石巻市・東松島市・女川町）の観光地を訪れた人数です。

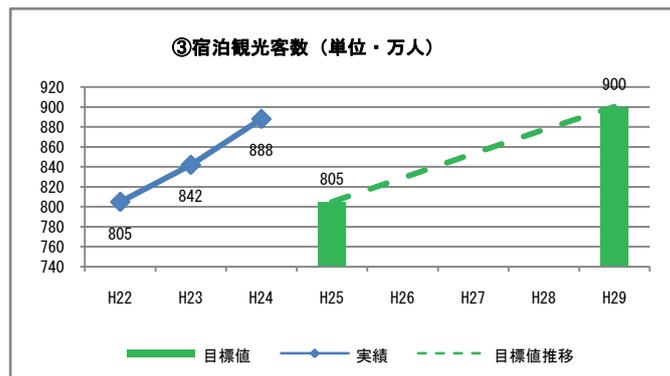
観光客入込数を4年後の平成 29 年までに震災前の水準である805 万人への回復を目指します。



#### ③宿泊観光客数（宮城県観光課「観光統計概要」）

1年間に県内の宿泊施設に宿泊した人数です。

宿泊観光客数は、現在は復興関連需要で震災前の水準を大きく上回っていますが、復興が進むにつれ次第に減少していくことが見込まれます。観光目的での宿泊客を呼び込み、4年後の平成 29 年までに900 万人の宿泊



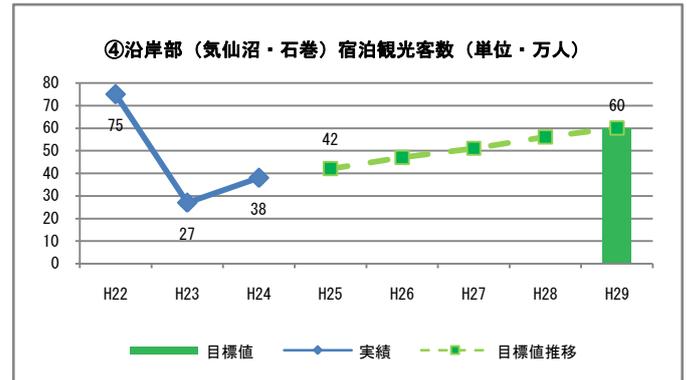
観光客数を目指します。

#### ④沿岸部（気仙沼・石巻圏域）宿泊観光客数

（宮城県観光課「観光統計概要」）

③のうち、東日本大震災で特に大きな被害を受けた気仙沼圏域（気仙沼市・南三陸町）と石巻圏域（石巻市・東松島市・女川町）の宿泊施設に宿泊した人数です。

4年後の平成29年までに震災前の8割の水準である60万人への回復を目指します。

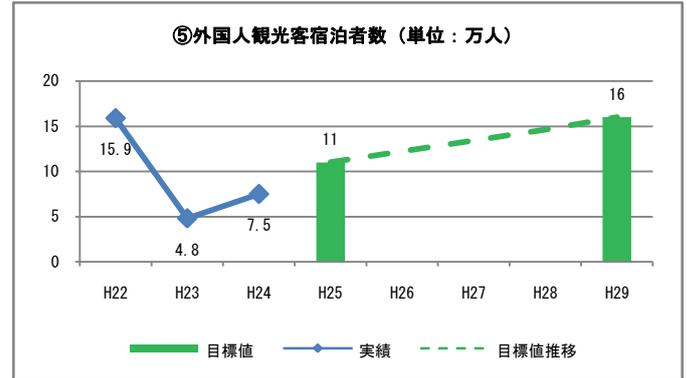


#### ⑤外国人観光客宿泊者数

（観光庁「宿泊旅行統計調査」）

1年間に県内の宿泊施設に宿泊した外国人観光客の人数です。

震災後に大きく落ち込み、回復が遅れている外国人観光客宿泊者数について、震災前の水準の16万人までの回復を目指します。

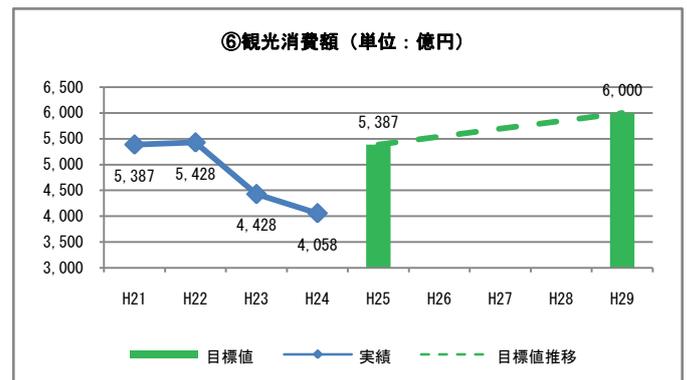


#### ⑥観光消費額

（宮城県観光課「観光統計概要」）

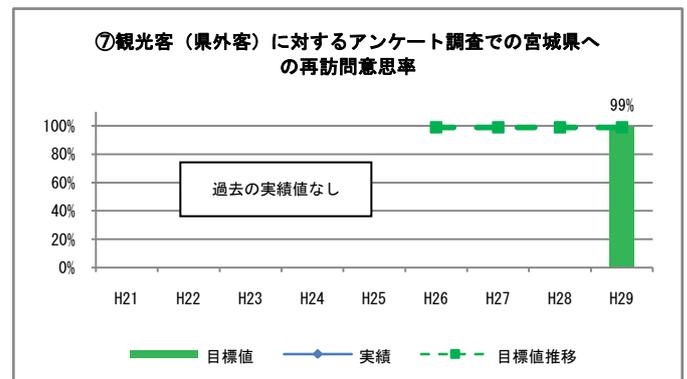
1年間に観光客が県内で支出した交通費、宿泊費、飲食費、みやげ代などの観光による消費額です。

観光客入込数の増加とあわせて、観光客1人あたりの平均消費額の向上を図り、観光消費額6,000億円を目指します。



#### ⑦観光客（県外客）に対するアンケート調査での宮城県への再訪問意思率（宮城県観光課調べ）

本県を訪れた県外からの観光客に対するアンケート調査において、「本県をまた訪れたい」と答えた割合です。みやぎの観光の魅力づくりや県民総参加のおもてなしなどの取組を通じて、高い再訪問意思率を目指します。



# 沿岸被災地の観光回復について

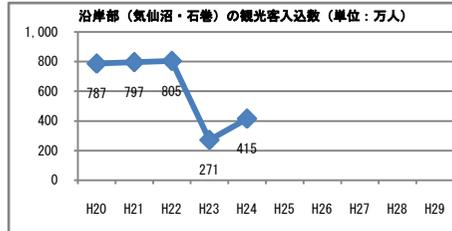
## 【現状・課題】

### 【沿岸部の観光入込・宿泊客の回復の遅れ】

- ① 原発事故等の風評の影響
- ② 観光施設等の再建遅れ
- ③ 宿泊施設の不足

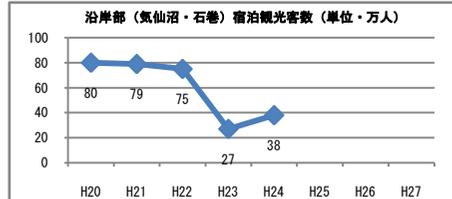
### ■ 震災の被害が特に大きかった沿岸部（気仙沼・石巻）の観光入込

H24：415万人（震災前の約5割）



### ■ 震災の被害が特に大きかった沿岸部（気仙沼・石巻）宿泊客

H24：38万人（震災前の約5割）



## 【取組の方向性】

### 【沿岸部の観光資源の再生と積極的な誘客】

#### ① 沿岸被災地の観光資源の開発等と受入態勢の整備

- ・ 体験型観光（食・自然・産業）
- ・ 防災・減災研修
- ・ 復興ボランティア
- ・ スポーツツーリズム
- ・ 特産品開発
- ・ イベントの再開 など



- ・ ガイド育成
- ・ インフラ整備（道路・交通）
- ・ 宿泊施設復旧支援 など

#### ② 情報発信・誘客活動

- ・ 正確な観光情報発信
- ・ 復興の取組状況発信
- ・ 招請事業、モニターツアー
- ・ 観光PRキャラバン など

## 【4年後に目指す姿】

### 沿岸部の観光資源の再生と積極的な誘客

地域資源を活かした体験型観光

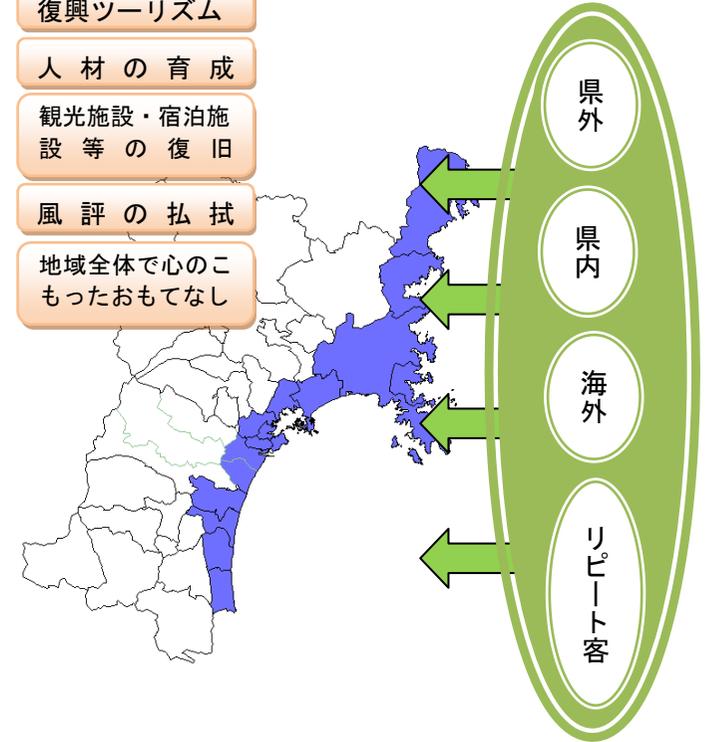
復興ツーリズム

人材の育成

観光施設・宿泊施設等の復旧

風評の払拭

地域全体で心こもったおもてなし



平成29年の数値目標（案）	目標値（案） （平成29年）
沿岸部（気仙沼・石巻地域）の観光客入込数	805万人
沿岸部（気仙沼・石巻地域）の宿泊観光客数	60万人

# 県全域の観光振興について

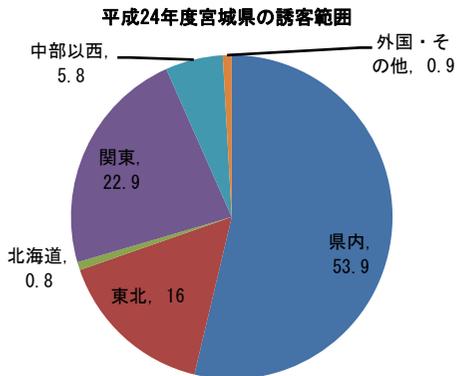
## 【現状・課題】

【沿岸部以外はほぼ震災前の水準まで回復】

- ①原発事故等の風評の影響
- ②誘客範囲の偏り
- ③観光消費額の低下

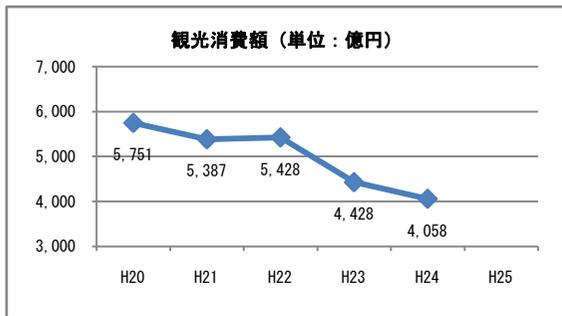
■宮城県の誘客範囲（県内・東北が中心）

H21：県内+東北 60.9%，東北以外 39.1%  
 H24：県内+東北 69.9%。東北以外 30.1%



■観光消費額（震災後大幅に低下）

H22：5,428 億円 → H24：4,058 億円



## 【取組の方向性】

【観光消費効果の高い県外等からの誘客強化，観光資源の魅力の向上と観光客受入態勢の整備拡充】

### ①情報発信の充実

- ・正確な観光情報発信，イメージアップ
- ・招請事業、モニターツアー など

### ②観光PR・誘客活動の強化

- ・観光キャンペーンの実施
- ・慶長遣欧使節出帆 400 年記念事業
- ・教育旅行、インセンティブツアーの誘致



### ③受入態勢整備・魅力向上

- ・ハード整備（観光案内板・自然公園等）
- ・人材育成（おもてなし研修会）
- ・県産ブランド品の確立・関係団体連携 など



## 【4年後に目指す姿】

観光消費効果の高い県外等からの誘客強化

観光客の受入態勢整備・魅力向上

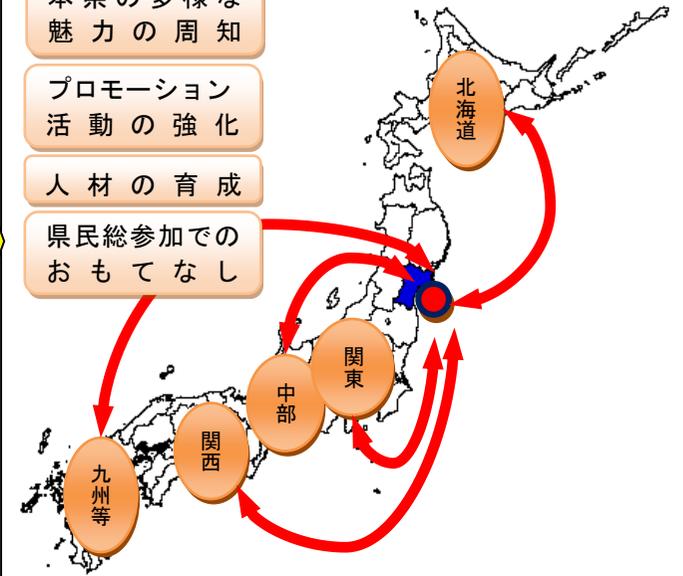
風評の払拭

本県の多様な魅力の周知

プロモーション活動の強化

人材の育成

県民総参加でのおもてなし



平成 29 年の数値目標（案）	目標値（案） （平成 29 年）
観光客入込数	6,700 万人
宿泊観光客数	900 万人
観光消費額	6,000 億円
観光客（県外客）に対するアンケート調査での宮城県への再訪問意思率	99%

# 東北地方の広域観光の充実について

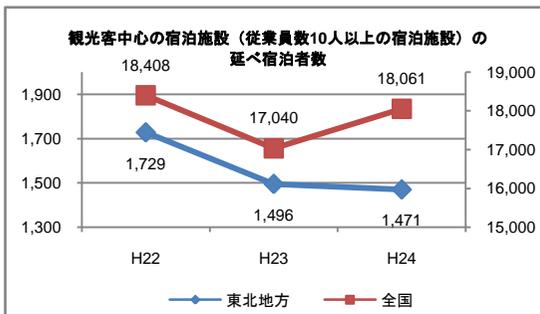
## 【現状・課題】

### 【東北地方の観光の回復の遅れ】

- ① 原発事故等の風評の影響
- ② 観光の回復の遅れ

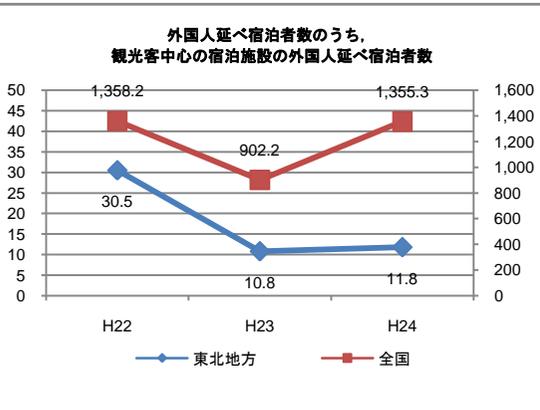
### ■ 東北地方の宿泊観光客数

H24 : 1,471 万人 (震災前の約 85%)



### ■ 東北地方の外国人宿泊観光客数

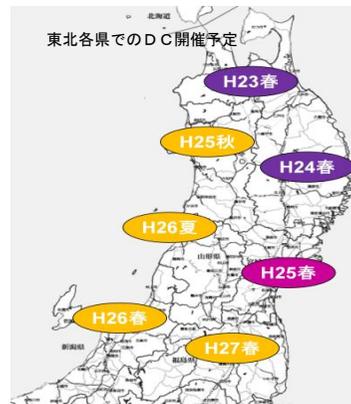
H24 : 11.8 万人 (震災前の約 4 割)



## 【取組の方向性】

### 【東北が一体となった広域観光の充実】

- ① 東北各県や関係団体等と連携した情報発信・誘客活動
  - ・ 正確な観光情報発信
  - ・ 東北各地で開催される D C での連携した誘客活動
  - ・ 東北各県と連携した観光パンフレットの相互配置, 観光・物産の P R イベント実施
  - ・ 仙台空港就航地での航空会社と連携したプロモーション活動



### ② 東北の広域観光促進のための基盤整備

- ・ 仙台空港の旅客数 600 万人の目標達成に向けた調査等
- ・ 仙台空港民営化支援事業

## 【4年後に目指す姿】

### 東北が一体となった広域観光の充実

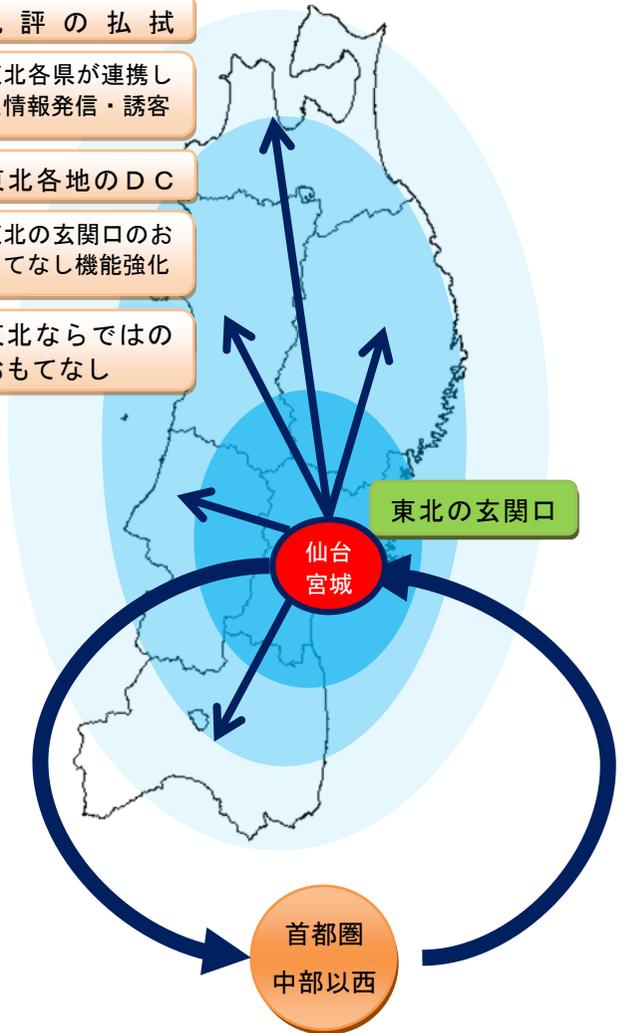
#### 風評の払拭

東北各県が連携した情報発信・誘客

#### 東北各地の D C

東北の玄関口のおもてなし機能強化

東北ならではのおもてなし



# インバウンドの回復について

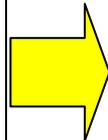
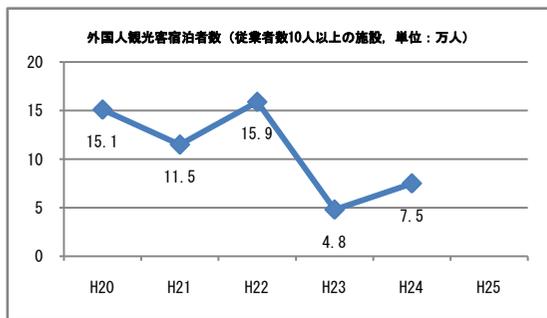
## 【現状・課題】

### 【外国人観光客の回復の遅れ】

- ①原発事故等の風評の影響
- ②回復が鈍い中国人観光客

### ■宮城県の外国人観光客宿泊数

H24 : 7.5 万人 (震災前の約5割)



## 【取組の方向性】

### 【外国人観光客の回復】

#### ①海外の風評払拭のための戦略的な情報発信と誘客活動

- ・ 正確な観光情報発信
- ・ 教育旅行, インセンティブツアーの誘致
- ・ 旅行博覧会等でのプロモーション
- ・ MICE (国際会議等) の誘致など

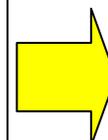
平成 24 年 5 月 IACIS 国際会議 (仙台市)



#### ②外国人観光客の受入態勢整備

- ・ 多言語対応パンフレット, ホームページ等の作成
- ・ 人材育成
- ・ 無線LAN (Wi-Fi) 設置支援

外国人向けフリーWi-Fiサービス



## 【4年後に目指す姿】

### 外国人観光客の回復

#### 風評の払拭

本県の多様な魅力の周知

プロモーション活動の強化

#### 人材の育成

宮城・東北独特のおもてなし



#### ■東アジア重点市場

中国, 韓国, 台湾, 香港

#### ■東南アジア諸国

タイ, シンガポール, マレーシア等

平成 29 年の数値目標 (案)

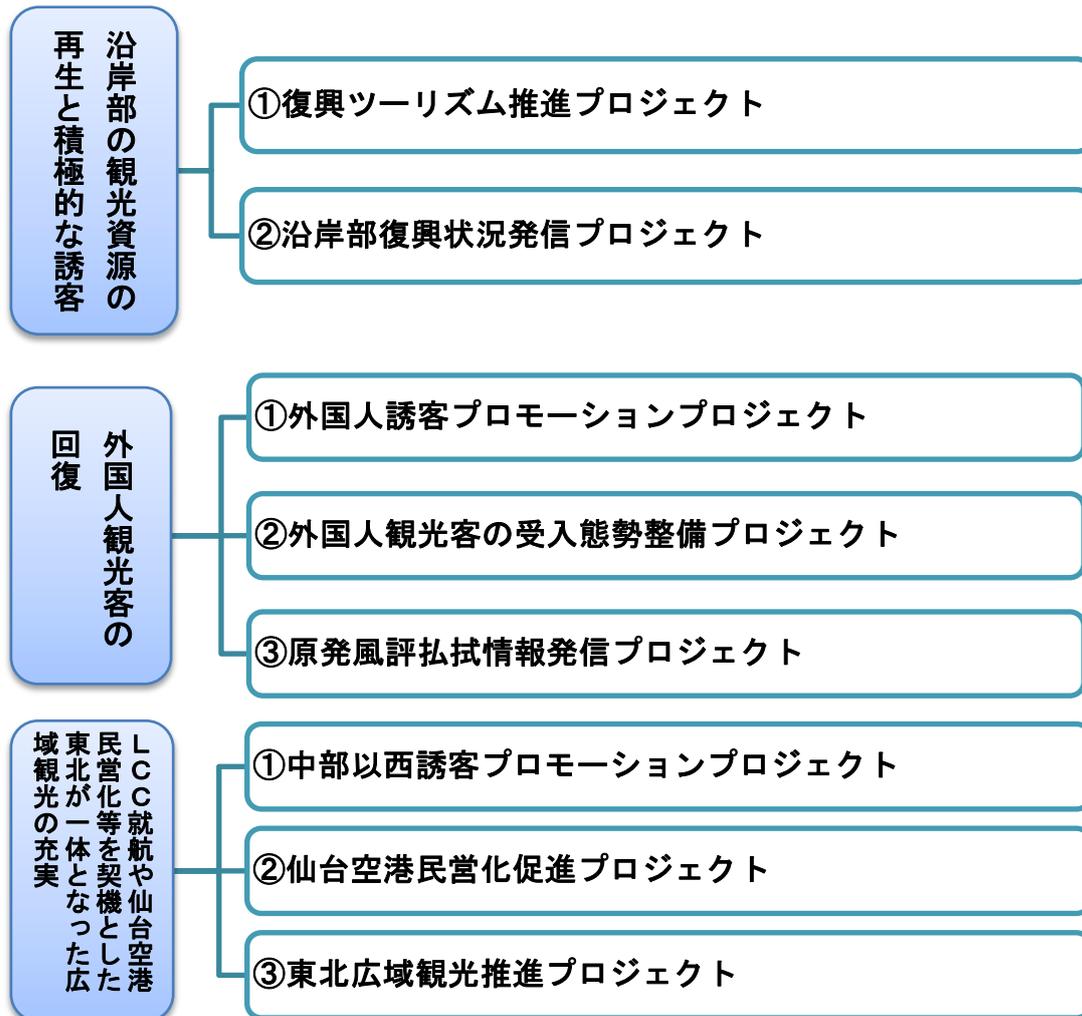
目標値 (案)  
(平成 29 年)

外国人観光客宿泊者数

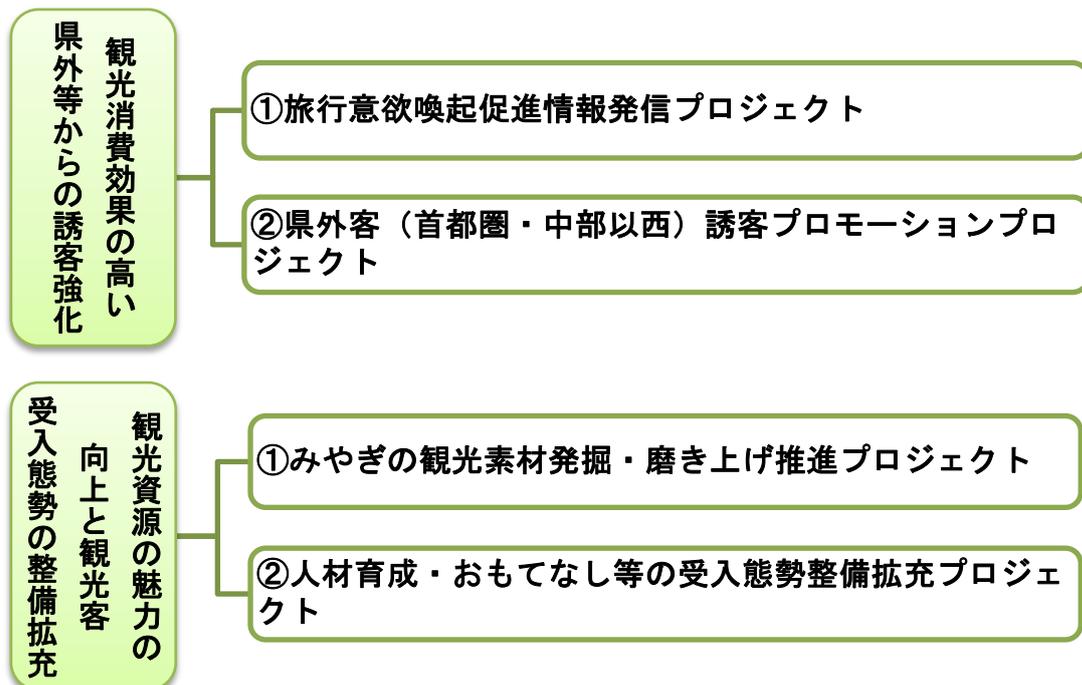
16 万人

## 第4章 第3期みやぎ観光戦略プランの具体的な取組

### ○緊急的・戦略的な取組の方向性



### ○継続的な取組の方向性



※取組ごとに、県等が主体となつて行う事業を記載した後に、市町村等が実施する事業を記載しています。  
※中間案時点で掲載している事業には、計画中・構想中のものも含まれます。

## 1 緊急的・戦略的な取組の方向性

### (1) 沿岸部の観光資源の再生と積極的な誘客

○ 被災地の復興状況を踏まえ、本県でしか体験できない防災・減災を目的とした旅行やボランティア等で支援をいただいた方々が復興を確認する旅行をはじめとする「復興ツーリズム」の推進、受入態勢の整備のほか、風評の払拭に向けて正確な観光情報や復興情報の発信を図ります。

#### ① 復興ツーリズム推進プロジェクト（県等が実施する事業）

##### ○みやぎのボランティアツーリズム推進事業（観光課）

「みやぎ観光復興支援センター」を設置し、旅行会社や学校、企業に対して被災地でのボランティアツアーや研修プログラムに関わる情報を提供するとともに、被災地の受入先とマッチングを行います。

##### ○受入体制づくり支援事業（宮城県観光連盟）

被災地で震災の体験を語り継いでいるガイドの方々を対象に実施する研修会の支援を行います。

##### ○学びのガイド育成研修会（東部地方振興事務所）

石巻地域の交流人口の拡大を図るため、震災の悲惨さを後世に伝えるガイドの質の向上を図ります（石巻地域で被災地ガイドを実施するガイドの交流、意見交換の実施）。

##### ○みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター設置事業（観光課）

国内外から宮城県への教育旅行及びインセンティブツアーの相談調整窓口となる「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」を設置して受入態勢を整備するとともに、招請ツアーや各種プロモーション、教育関係誌への掲載などの情報発信を行い、教育旅行やインセンティブツアーの誘致促進を図ります。また、地域と一体となって防災、減災教育につながるプログラムの構築を行います。

##### ○みやぎ観光復興誘客推進事業（観光課）

被災地と内陸部との連携を密にし、被災地訪問と本県観光とを組み合わせた「復興ツーリズム」を確立するため、旅行会社招請やモニターツアーを実施します。また、ボランティアや復旧業務などで支援をいただいた方々に被災地が復興していく姿を確認してもらうためのツアー（メモリアルツアー）の受入を促進します。

##### ○交流人口促進共同事業補助金（沿岸宿泊機能復旧・特産品開発支援事業）（観光課）

新製品開発や地域の産品等のブランド形成等に対して幅広い支援を行うとともに、沿岸部の宿泊機能の復旧を促進するために、複数の事業者が共同で宿泊施設を設置する際の経費の一部を支援します。

##### ○沿岸部宿泊施設集積促進助成事業（観光課）

沿岸部市町の「復興推進計画」の産業集積区域内に宿泊施設を立地する事業者に対して支援を行います。

##### ○森・里・川・海がつながる宮城の自然再発見事業（自然保護課）

平成 24 年5月に環境省が公表したグリーン復興プロジェクトに示された「みちのく潮風トレイル」や「里山・里海フィールドミュージアム」等について、国との役割分担を踏まえて、県として着実に推進し

ていくため、同プロジェクトを支えるソフト事業や人的体制の整備を図り、人が介在する宮城の自然環境の素晴らしさを再認識する取組を通して被災地の復興を図ります。

**○高規格幹線道路、地域高規格道路の整備促進（道路課）**

沿岸部の復興に大きく寄与する高規格幹線道路、地域高規格道路を整備します。

**○交通安全施設整備事業（道路課）**

復興まちづくりによる新たな市街地形成に伴いアクセスする道路や主要施設の位置が変更されることから、周辺道路利用者を円滑にかつ安全に目的地に交通誘導する必要があるため、道路案内標識等の交通安全施設の設備を行います（道路案内標識等の設置計画の策定、交通安全施設、津波避難誘導施設の整備）。

**○石巻地域観光推進アクションプランの推進（東部地方振興事務所）**

石巻地域の観光復興の推進及び支援のため、石巻観光推進会議の構成員となっている2市1町や関係団体と連携のもと、観光復興事業を展開します。

**② 沿岸部復興状況発信プロジェクト（県等が実施する事業）**

**○観光復興緊急対策事業（観光課）**

新聞や旅行雑誌等を活用した観光情報の提供とともに、パンフレット等を作成し、観光誘客に繋がります。また、首都圏キャラバン等を実施して直接PRするとともに、震災研修を目的とした教育旅行の誘致を行います。

**○復興ツーリズム情報発信事業（みやぎ復興ツーリズムガイド）（観光課）**

被災地を訪問したいというニーズに的確に応え、本県観光と組み合わせた「復興ツーリズム」の確立にむけて、被災沿岸部の復興状況や地元のニーズの紹介、被災地を含めたモデルコースの提案をホームページ等で行います。

**○震災復興広報・啓発事業（震災復興推進課）**

復興に向けて前向きに取り組む宮城県の現状や魅力を伝えることにより、東日本大震災の風化防止、全国からいただいている心温まる支援に対する感謝、中長期的な支援意識や復興気運の維持向上のための広報・啓発を行います。

**○首都圏復興フォーラム運営事業（震災復興推進課）**

東日本大震災の風化防止と震災復興に対する全国からの幅広い支援の継続を訴えるため、青森・岩手・福島との被災各県と連携し、被災地の復興状況や復興に向けた取組を首都圏の住民及びマスコミに広く情報提供するフォーラムを開催します。

**○スタッフブログ“石巻地域 again”（東部地方振興事務所）**

石巻地域の復旧・復興情報や見所などについて、取材を通じて情報収集し、ブログにより情報発信を行います。

**○首都圏キャンペーン事業（東部地方振興事務所）**

首都圏で観光PRを実施し、震災の風化防止を図り、宮城・三陸への誘客を図ります（復興情報や見所などのPR）。

**※ 市町村等が実施する事業（実施主体）**

**○わたり温泉鳥の海を活用した誘客拡大事業（仮称）（亶理町）**

震災により甚大な被害を受けた町営施設「わたり温泉鳥の海」の再開を契機に、観光客が途絶えている荒浜地区への誘客拡大を図ります。

### ○復興イベント開催による被災沿岸部誘客促進事業（仮称）（亶理町）

被災沿岸部にかつての賑わいを取り戻すことを目的に、震災前にはなかったような新規の復興イベントの企画や、震災の影響で開催見送りとなっていた既存イベントの早期再開を図ります。

### ○地域資源活用総合交流施設整備事業（亶理町）

震災により滅失した「水産センター（仮称）」（直売所・調理室・会議室・救難所）を整備し、亶理町荒浜地区の復興（農業・水産業・観光）の柱とします。

### ○震災語り部ガイド事業（亶理町観光協会）

津波で甚大な被害を受けた荒浜地区を中心に、震災語り部から当時の状況を話してもらうことで防災意識を高めてもらい、併せて町の復興状況を広く周知します。

### ○被災地ガイド事業（女川町観光協会）

女川町観光協会を中心に町内ボランティアガイドを育成し、主にバスに同乗しながら被災地ガイド事業を行います。また、個人客に対応するガイド手法についても検討を行います。

### ○女川町観光振興計画等策定（女川町）

町全体を観光フィールドと捉えた戦略的な観光振興を図るための計画及びアクションプランを作成します。平成25年度は基礎調査、素案作成とし、平成26年度に庁内調整、策定委員会の議論により計画及びアクションプランを策定します。

## (2) 外国人観光客の回復

- 従来の東アジアの重点市場（中国，韓国，台湾，香港）に加えて，観光客の増加が期待できる東南アジア諸国（タイ，シンガポール，マレーシア等），親日国をターゲットとして他県等と連携した戦略的な誘客活動や復興支援を縁に始まった海外との交流の継続のほか，受入態勢の整備に加え海外の風評払拭のための正確な観光・復興状況の継続的な情報提供を図ります。

### ① 外国人誘客プロモーションプロジェクト（県等が実施する事業）

#### ○外国人観光客誘致促進事業（観光課）

海外からの観光客誘致のため，旅行博覧会への出展や現地旅行会社訪問をはじめ，宮城県にゆかりのある外国人の方々を活用した観光情報の発信などの多様なプロモーション活動を行います。

#### ○東北観光推進機構等と連携したインバウンドの取組強化（観光課）

大都市圏や海外から東北への誘客を図るため，東北各県や東北観光推進機構等と連携した取組を行います。

#### ○韓国観光客誘致促進支援事業（観光課）

韓国の旅行会社及びマスコミに対し，現地の（社）宮城県国際経済振興協会ソウル事務所を通じて，効果的な支援を実施します。

#### ○中国観光客誘致促進事業（観光課）

中国からの観光客誘致のため，現地の（社）宮城県国際経済振興協会大連事務所を通じて，効果的な支援を実施します。

#### ○コンベンション都市推進事業（観光課）

多くの外国人を一時に誘致できるMICE（国際会議等）の誘致を積極的に実施し，高い経済波及効果を生み出すため，専門のスタッフを抱え誘致事業に精通した団体への補助を行います。

#### ○仙台空港利用促進事業（空港臨空地域課）

仙台空港の利用者増を通じた県民の観光や経済活動利便性の向上を図るため，エアラインに対するセールスや要望活動のほか，航空旅行需要喚起のためのイベント開催やPR活動を行います。

### ② 外国人観光客の受入態勢整備プロジェクト（県等が実施する事業）

#### ○外国人観光客受入体制整備事業（観光課）

多言語対応パンフレット，ホームページ等の作成及びイスラム教やハラール対応などの研修会を実施します。

#### ○観光集客施設無線LAN（Wi-Fi）設置支援事業補助金（観光課）

観光客が利用する県内の宿泊施設や観光集客施設において，無線LAN（Wi-Fi）を設置する事業者に対して経費の補助を行います。

#### ○仙台空港民営化支援事業（空港臨空地域課）

震災からの本格的な復興に向け経営一体化に向けた取組を進めている仙台空港の手續を円滑に進め，民活空港運営法に基づく民営化空港第一号を目指します（国が実施する空港運営権者の公募・選考手續に対応し，空港関連三セクとともに，国との調整や法務・財務的な対応を行います）。

#### ○東京オリンピック観光客受入態勢整備の検討（観光課）

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを見据えて，大会期間中に大幅な増加が予想される外国人観光客の受入態勢の整備に向けて取り組みます。

### ③ 原発風評払拭情報発信プロジェクト（県等が実施する事業）

#### ○外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業（観光課）

震災以降、大幅に減少している外国人観光客の誘致を図るため、観光復興等について正確な情報を提供するとともに、教育旅行やインセンティブツアーの招致を行います。また、パワーブロガーを活用した旅行記などへの観光情報の発信を行うほか、現地旅行会社やマスコミ関係者を本県に招請し、正確で的確な安全情報の発信を行います。

#### ○国連防災世界会議における情報発信・誘客事業（観光課）

平成27年に仙台市で開催される「国連防災世界会議」を契機とする宮城県への観光に係る取組を行います（観光PRブースの設置等による観光案内、会議関係者に対する誘客など）。

#### ○風評払拭に向けた海外要人の受入態勢整備事業（観光課）

影響力のある海外要人のための復興ツーリズムの観光メニューを整備して海外要人を誘致し、根強い海外の風評の払拭を図ります。

### ※ 市町村等が実施する事業（実施主体）

#### ○海外プロモーション事業（仙台市）

仙台・東北の魅力の積極的な発信と風評被害の払拭を図り、外国人観光客の誘客を促進します（海外における旅行博覧会への出展やセミナーの開催、海外メディアの招請等、海外で行われる旅行博覧会や商談会への民間企業の参加促進（助成金））。

#### ○外国人観光客受入環境整備事業（仮）（仙台市）

外国人観光客の受入環境整備を図ります。

#### ○コンベンション誘致事業（仙台市）

国際会議等のコンベンションの誘致を進め、国内外に仙台・東北の復興の姿を発信することにより、自粛ムードや風評被害を払拭し、観光など地域産業への経済的効果の波及を図ります（国際会議等各種コンベンションの誘致、助成制度等によるコンベンションの誘致促進、国連防災世界会議開催準備）。

#### ○（仮称）国際センター駅周辺地区コンベンション施設整備（仙台市）

震災で落ち込んだ交流人口を従前まで回復させ、更に拡大することを目指し、コンベンション機能の強化を図ります。

#### ○国際観光振興による海外からの観光客拡大（白石市）

国際観光の推進により、新たな交流人口の拡大を図ります（外国人観光客をターゲットとした甲冑試着体験や白石城での戦国武者との記念撮影などの実施、鎌先・小原温泉と連携した外国人観光客誘客事業の実施）。

#### ○外国人観光客誘客事業（七ヶ浜町）

宮城県国際観光テーマ地区推進協議会のPR事業に参加し、台湾、中国等への観光PRを行います。

### (3) LCC就航や仙台空港民営化等を契機とした東北が一体となった広域観光の充実

- 今後拡大が期待できる国内外からのLCC就航や仙台空港民営化、北海道新幹線開業等を契機として、中部以西からの誘客を推進するとともに、東北各県及び関係諸団体等と連携し東北が一体となった観光資源の魅力の発信などにより、中部以西での知名度の向上と「東北へ行きたい」という旅行意欲の喚起を図ります。

#### ① 中部以西誘客プロモーションプロジェクト（県等が実施する事業）

##### ○仙台空港活用誘客特別対策事業（観光課）

仙台空港就航地（中部、大阪、福岡空港）において、航空会社と連携したプロモーションを行うとともに、雑誌等や新聞広告等を活用した情報発信を行います。

##### ○仙台空港利用促進事業（空港臨空地域課）【再掲】

仙台空港の利用者増を通じた県民の観光や経済活動利便性の向上を図るため、エアラインに対するセールスや要望活動のほか、航空旅行需要喚起のためのイベント開催やPR活動を行います。

##### ○仙台・宮城観光キャンペーン推進事業（観光課）

全国的に人気の高い伊達政宗公の偉業である慶長遣欧使節出帆400年事業などを主要な観光資源としてPR・誘客を行います。

##### ○クルーズ旅行等誘致対策事業（観光課）

シニア世代を中心に人気が高まっているクルーズ旅行を企画する大手旅行会社等に対して本県への寄港を働きかけるとともに、寄港船に対する出迎えイベント等を通じた観光PR活動を行います。

#### ② 仙台空港民営化促進プロジェクト（県等が実施する事業）

##### ○仙台空港民営化支援事業（空港臨空地域課）【再掲】

震災からの本格的な復興に向け経営一体化に向けた取組を進めている仙台空港の手續を円滑に進め、民活空港運営法に基づく民営化空港第一号を目指します（国が実施する空港運営権者の公募・選考手続に対応し、空港関連三セクとともに、国との調整や法務・財務的な対応を行います）。

##### ○仙台空港 600万人・5万トン実現推進事業（富県宮城推進室）

仙台空港民営化に向けた機運醸成・情報発信を図るため、「サポーター会議」を開催するとともに、旅客数 600 万人の将来目標実現に向けた調査実証等を行います。

#### ③ 東北広域観光推進プロジェクト（県等が実施する事業）

##### ○みやぎ路誘客大作戦～秋色満載みやぎ・やまがたの観光～（観光課）

東北自動車道国見サービスエリア等において、臨時観光案内所を設置し、観光情報の発信を行います。

##### ○県際交流事業（大河原地方振興事務所）

山形県置賜総合支庁及び福島県相双地方振興局・県北地方振興局と観光パンフレットの相互配置や観光情報の交換を行います。

##### ○仙山交流連携促進事業（仙台地方振興事務所）

両地域の交流を促進するため検討・協議を行うとともに、仙山交流味祭における両地域の産業、物産のPRを行います。

**○最上・雄勝・大崎連携交流事業（北部地方振興事務所）**

三圏域に関する観光情報の発信（ブログ運営による情報発信，旅行エージェント訪問による情報提供等）及び三圏域合同の観光PRイベントを実施します。

**○岩手・宮城県際広域観光推進事業（栗原地方振興事務所）**

岩手県と宮城県の県際地域における広域観光の推進を図ります（公式サイトにおけるイベントカレンダーの掲載，観光案内所におけるパンフレット等の相互配架）。

**○栗駒山麓の魅力情報発信事業（栗原地方振興事務所）**

栗駒山を共通の観光資源とする岩手県，秋田県と三県連携して広域観光PR等の取り組みを進めます。

**○東北観光推進機構等と連携した広域観光の取組強化（観光課）【再掲】**

大都市圏や海外から東北への誘客を図るため，東北観光推進機構等と連携した取組を行います。

**○みやぎ観光復興誘客促進事業（観光課）**

地域の祭りやイベント等の観光素材や震災後に世界遺産等に登録された平泉や慶長遣欧使節関係資料などを活用した旅行商品の造成を支援します。

**※ 市町村等が実施する事業（実施主体）**

**○広域観光連携**

<伊達な広域観光圏>

【宮城県】仙台市，気仙沼市，大崎市，松島町，登米市，南三陸町，利府町

【岩手県】一関市，平泉町，奥州市 【山形県】最上町（6市5町）

<三市連携>仙台市，山形市，福島市

地域や県境を越えた連携強化，域内の魅力向上と観光需要の増大を図ります（教育旅行の誘致，直接的誘客（送客），物産振興）。

**○東北六魂祭（仙台市，盛岡市，福島市，山形市，秋田市，青森市）**

東北の復興及び東北の各夏祭りをアピールするため，東北の県庁所在六市が連携し，六魂祭を開催します。

## 2 継続的な取組の方向性

### (1) 観光消費効果の高い県外等からの誘客強化

- インターネットや新聞、旅行雑誌をはじめとした多様な媒体や訴求力のあるツールを戦略的に活用し、誘客対象を明確にした上で本県の多様な観光の魅力を発信することで訪問意識を呼び起こすとともに、ポスト DC 等の様々なプロモーション活動に官民一体で取り組み、首都圏や中部以西等からの誘客促進を図ります。

#### ① 旅行意欲喚起促進情報発信プロジェクト（県等が実施する事業）

##### ○ ICT 観光情報提供事業（観光課）

本県の「みどころ」「イベント」「風景」など様々な観光情報をICT環境で提供します。また、ツイッターやフェイスブックなどのSNS環境での提供についても拡充して行います。

##### ○ 観光復興緊急対策事業（観光課）【再掲】

新聞や旅行雑誌等を活用した観光情報の提供とともに、パンフレット等を作成し、観光誘客に繋がります。また、首都圏キャラバン等を実施して直接PRするとともに、震災研修を目的とした教育旅行の誘致を行います。

##### ○ 「宮城県東京事務所メールマガジン」発行事業（東京事務所）

宮城をより一層知っていただき、身近に感じていただけるよう、首都圏で行われる観光及び物産イベントや復興情報をお届けします（「宮城県東京事務所メールマガジン」の発行）。

##### ○ 「みやぎ便り in Tokyo」発行事業（東京事務所）

宮城にお越しいただくため、また震災の記憶を忘れないでいただくため、首都圏において観光情報及び復興情報を発信します（リーフレット「みやぎ便り in Tokyo」の発行）。

##### ○ 地域イメージ確立推進事業（食産業振興課）

「食材王国みやぎ」をテーマに、知事のトップセールスやウェブサイトをフルに活用し、復旧・復興に関する情報とともに、宮城の「食」を全国に強力に発信します。

##### ○ フィルムコミッション推進事業（観光課）

テレビ、映画等の映像媒体によりシティーセールスを行い宮城県の知名度向上を図るため、フィルムコミッション団体への補助を行い、テレビ番組、映画、コマーシャル等のロケーション撮影及び誘致の取組を支援します。

##### ○ 風評被害等観光客実態調査事業（観光課）

原発事故の風評被害に苦しむ、県内観光事業者の支援や観光施策の展開を検討する上で必要な現状把握を行います。

#### ② 県外客（首都圏・中部以西）誘客プロモーションプロジェクト（県等が実施する事業）

##### ○ 仙台・宮城観光キャンペーン推進事業費（観光課）【再掲】

県内外の一般消費者に対し、本県の観光情報や復興の状況を正確に伝えるための短期集中型のキャンペーンを実施します。

##### ○ 観光復興緊急対策事業（観光課）【再掲】

新聞や旅行雑誌等を活用した観光情報の提供とともに、パンフレット等を作成し、観光誘客に繋がります。また、首都圏キャラバン等を実施して直接PRするとともに、震災研修を目的とした教育旅行の

誘致を行います。

- ライトアップやナイトツアーなどによる宿泊客増大企画支援事業（観光課、宮城県観光連盟）**  
宿泊を伴う観光客の増加を図るため、名所や旧跡などのライトアップや夕方から夜にかけての街あ  
るきなどの企画実施を支援します。
- みやぎ観光復興イメージアップ事業（観光課）**  
震災の風評や自粛ムードの蔓延により、観光客が激減しているため、プロスポーツ球団やJR等と連  
携したPRを実施して本県のイメージアップを図り、本県への旅行意欲を喚起します。
- みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター設置事業（観光課）【再掲】**  
国内外から宮城県への教育旅行及びインセンティブツアーの相談調整窓口となる「みやぎ教育旅  
行等コーディネート支援センター」を設置して受入態勢を整備するとともに、招請ツアーや各種プロ  
モーション、教育関係誌への掲載などの情報発信を行い、教育旅行やインセンティブツアーの誘致  
促進を図ります。
- みやぎ観光復興誘客推進事業（観光課）【再掲】**  
被災地と内陸部との連携を密にし、被災地訪問と本県観光とを組み合わせた「復興ツーリズム」を  
確立するため、旅行会社招請やモニターツアーを実施します。
- みやぎエコ・ツーリズム推進事業（観光課）**  
公園施設への太陽光発電設備を設置するとともに、エコツアー旅行商品を造成開発した旅行者  
に対する助成や観光地でのシャトルバス事業に対する助成を行います。また、教育旅行のメニューと  
してニーズの高い産業観光、自然観光を体験して学ぶエコツーリズムの観光資源の発掘を行うとと  
もに、発掘した観光資源を整理し、メニュー構築に取り組みます。
- 宮城の観光イメージアップ事業（観光課）**  
北海道からの教育旅行の誘致及び東北観光推進機構と連携した首都圏等からの教育旅行の誘  
致を行います。
- 東北観光推進機構等と連携した広域観光の取組強化（観光課）【再掲】**  
大都市圏や海外から東北への誘客を図るため、東北観光推進機構等と連携した取組を行います。
- 慶長遣欧使節出帆400年記念事業（消費生活・文化課）**  
400年前に慶長遣欧使節が関係国に到着した時期に合わせて、文化交流イベントを開催します。
- 首都圏県産品販売等拠点運営事業（食産業振興課）**  
全国主要都市の百貨店において物産展を開催し、県産品の展示販売と観光情報を提供します。
- 物産展等開催事業（食産業振興課）**  
首都圏アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」の管理・運営を通じて、県産品の紹介・販路拡張及  
び観光案内・宣伝を行います。
- 仙台空港利用促進事業（空港臨空地域課）【再掲】**  
仙台空港の利用者増を通じた県民の観光や経済活動利便性の向上を図るため、エアラインに対  
するセールスや要望活動のほか、航空旅行需要喚起のためのイベント開催やPR活動を行います。
- （首都圏の）イベント等での観光・復興PR事業（東京事務所）**  
首都圏でのイベントにおいて、観光パンフレット等の配布や復興をPRするパネルの展示を行い、  
来場者への情報提供を行います。
- みやぎ路誘客大作戦～秋色満載みやぎ・やまがたの観光～（観光課）【再掲】**  
東北自動車道国見サービスエリア等において、臨時観光案内所を設置し、観光情報の発信を行  
います。

### ○県際交流事業（大河原地方振興事務所）【再掲】

山形県置賜総合支庁及び福島県相双地方振興局・県北地方振興局と観光パンフレットの相互配置や観光情報の交換を行います。

### ○仙山交流連携促進事業（仙台地方振興事務所）【再掲】

両地域の交流を促進するため検討・協議を行うとともに、仙山交流味祭における両地域の産業、物産のPRを行います。

### ○最上・雄勝・大崎連携交流事業（北部地方振興事務所）【再掲】

三圏域に関する観光情報の発信（ブログ運営による情報発信，旅行エージェント訪問による情報提供等）及び三圏域合同の観光PRイベントを実施します。

### ○登米地域の「食」による観光復興支援事業（東部地方振興事務所登米地域事務所）

震災からの復興と「安全」「安心」を県内外に発信し，登米の食材や「食」に関わる観光・産業・文化を活かした新たな魅力を創出，向上させ，交流人口の拡大及び観光による地域経済の活性化を図ります（誘客のためのPR活動やイベントの実施）。

### ○岩手・宮城県際広域観光推進事業（北部地方振興事務所栗原地域事務所）【再掲】

岩手県と宮城県の県際地域における広域観光の推進を図ります（公式サイトにおけるイベントカレンダーの掲載，観光案内所におけるパンフレット等の相互配架）。

### ○栗駒山麓の魅力情報発信事業（北部地方振興事務所栗原地域事務所）【再掲】

栗駒山を共通の観光資源とする岩手県，秋田県と三県連携して広域観光PR等の取り組みを進めます。

## ※ 市町村等が実施する事業（実施主体）

### ○観光シティーレールバス事業（仙台市）

観光客の利便性向上及び効率的な観光ルートの提供のため，「るーぷる仙台」を運行します。

### ○シティセールス等誘客促進（仙台市）

誘客・交流人口拡大のため，仙台の夕べを開催します。

### ○観光情報等発信事業（白石市）

白石市観光大使に委嘱した山崎バニラ氏と戦国武将隊奥州片倉組による観光等のPRや，広報ラジオ等を活用し観光・産業・地域等の情報発信を行い，本市の観光振興とイメージアップを通じて，交流人口の拡大を図ります。

### ○城下町賑わい創出事業（白石市）

白石城，武家屋敷，沢端川，壽丸屋敷などの歴史情緒が感じとれる「城下町回遊ルート」を核として，駅からハイキングや大人の休日倶楽部などのJR企画商品とタイアップし，城下町白石への誘客を図ると共に中心市街地の賑わいを創出します。

### ○白石城主片倉小十郎公を活かした地域振興（白石市）

アニメやゲームのキャラクターとして人気の高い白石城主片倉小十郎公を活かした地域振興や情報発信や通じて，交流人口の拡大を図ります。

### ○グリーン・ツーリズム推進事業（登米市，登米市グリーン・ツーリズム推進協議会）

修学旅行や，農業体験を目的とした誘客を図るため，グリーンツーリズム推進協議会と連携してグリーンツーリズムの促進を図ります。

### ○SNSを活用した情報発信の推進事業（仮称）（亶理町観光協会）

ツイッター・フェイスブック等のSNSを駆使し，旬な情報を積極的に配信することで，亶理町への誘

客拡大を促します。

**○七ヶ浜町観光ガイドブック作成事業（七ヶ浜町）**

七ヶ浜町の魅力や観光スポットを集約し、観光に役立つガイドマップを作成します。

**○被災地観光情報の発信（女川町，女川町観光協会）**

被災地女川町の観光情報を発信し、県内外の誘客強化を図ります。

**○多賀城跡あやめまつり（多賀城跡あやめまつり実行委員会）**

来訪客と市民との交流の場を創出し、観光文化並びに地場産業の振興に寄与することを目的に、史跡の有効活用と花と緑のまちづくりを推進するため開設した「多賀城跡あやめ園」への集客を図ります。

**○復興観光 PR・復興キャラバン事業（女川町，女川町観光協会）**

町への誘客を呼び込むための魅力発信や水産加工品等の需要拡大を図ることを目的に、誘客キャラバン、PR事業を展開します。

## (2) 観光資源の魅力の向上と観光客受入態勢の整備拡充

- 本県の誇る「食」・「温泉」・「自然」・「歴史・文化」・「産業」・「祭」・「プロスポーツ」などの地域の特性を生かしたテーマ性・ストーリー性のある観光メニューの構築やニーズに応じた観光資源を創出するとともに、観光客を迎える立場にある県民による域内流動を促進し地域の魅力に対する理解の向上を図ります。

観光客へ快適な旅行を提供するため、DCで培った地域力のさらなる向上、おもてなしを浸透させるとともに、次世代の観光の復興をけん引する人材の育成を図ります。

### ① みやぎの観光素材発掘・磨き上げ推進プロジェクト（県等が実施する事業）

#### ○地域の特性を生かした観光資源発掘・磨き上げ事業（観光課）

祭りや地域固有のイベントなど従来は旅行商品の素材として注目されていなかった隠れた地域の観光素材の発掘と磨き上げのため、案内版の作成や広告支援、マスコミ等の招請を行います。

#### ○多様な旅行商品の造成支援事業（観光課）

旅行者のニーズにあった旅行商品の造成による誘客拡大に向け、グリーンツーリズムやブルーツーリズム、伊達文化や県産食材などのテーマ性をもった新たな旅行商品の造成を支援します。

#### ○観光客のニーズにあわせた多様な観光ルートの創造事業（観光課）

多岐にわたる旅行者のニーズに応えるため、本県の観光資源を歴史、文化、自然、祭りなどテーマ性やストーリー性のあるルートを新たに構成して旅行商品の造成に向けて支援を行います。

#### ○民宿、民泊を伴う農漁村体験メニュー拡充事業（観光課、宮城観光連盟）

教育旅行の誘致推進を図るため、そのニーズにあわせた民宿、民泊を伴う農漁村体験や産業観光の実施地域の拡充や体験メニューの増加を支援します。

#### ○みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター設置事業（観光課）【再掲】

国内外から宮城県への教育旅行及びインセンティブツアーの相談調整窓口となる「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」を設置して受入態勢を整備するとともに、招請ツアーや各種プロモーション、教育関係誌への掲載などの情報発信を行い、教育旅行やインセンティブツアーの誘致促進を図ります。

#### ○みやぎエコ・ツーリズム推進事業（観光課）【再掲】

公園施設への太陽光発電設備を設置するとともに、エコツアー旅行商品を造成開発した旅行者に対する助成や観光地でのシャトルバス事業に対する助成を行います。また、教育旅行のメニューとしてニーズの高い産業観光、自然観光を体験して学ぶエコ・ツーリズムの観光資源の発掘を行うとともに、発掘した観光資源を整理し、メニュー構築に取り組みます。

#### ○スポーツツーリズムの推進（観光課）

民間等が主体的に開催するマラソンやサイクリング、トレッキングなどの参加型スポーツイベントの開催を支援するとともに、イベント参加者に対する観光情報の提供等による誘客を図ります。

また、Jリーグやプロ野球、プロバスケットボールなど多くのプロスポーツを観戦する環境に恵まれた本県の特色を生かして、全国から訪れる観戦客に対する本県の観光PRや観戦客向けの旅行商品の造成を促進することなどにより、新たな旅行需要を開拓します。

#### ○県産ブランド品確立支援事業（食産業振興課）

宮城県の観光のPRポイントである農林水産物から多数の県産ブランド品が創出されるよう、県産食材のブランド価値向上に取り組む生産者等の育成、県産食材の実需者とのマッチング支援などに

より支援します。

**○農村漁村絆づくり事業（農村振興課）**

震災復興に取り組む農山漁村と将来の当該地域のサポーターとなりうる県内外の学生との絆づくりを支援します。

**○みやぎ蔵王三十六景推進事業（大河原地方振興事務所）【再掲】**

「みやぎ蔵王」を中心に 36 カ所のスポットを「みやぎ三十六景」として選定し、地域資源として活用しながら、食と観光の連携及びブランド化、住民協同を展開していきます。

**○仙台地域伊達な観光推進事業（仙台地方振興事務所）【再掲】**

旅行者、各市町村などと連携し、地域資源を活かした観光振興に取り組むとともに、地域の特徴ある食材や食文化を活かした観光振興を進めます。

**○自然の楽園「伊豆沼・内沼」の魅力発信事業（北部地方振興事務所栗原地域事務所）【再掲】**

伊豆沼・内沼の素材を磨き上げ、新しい楽しみ方を見つけ、栗原版ニューツーリズムを発信します。

**○古道（おくのほそ道）を活かした観光資源発掘事業（仮）（北部地方振興事務所）【再掲】**

松尾芭蕉が旅した「おくのほそ道」（大崎市岩出山・鳴子温泉地区及び隣接市町）を観光資源として磨き上げ、誘客促進を図ります。

また、「千本松長根」植樹イベントの開催やおもてなし研修会の開催による受入態勢整備のほか、ウォーキング等関連イベント実施に向けて各種団体の支援を行います。

**○松島・塩竈地区戦略的観光メニュー造成事業（観光課）**

県内有数の観光地である松島・塩竈地区の魅力ある観光資源を活かしてテーマ性・ストーリー性をもった観光メニューを造成します。

**② 人材育成・おもてなし等の受入態勢整備拡充プロジェクト（県等が実施する事業）**

（連携促進・人材育成等のソフト事業）

**○県民おもてなし精神向上事業（観光課）**

観光客がやすらぎや安心を感じられる快適な旅の提供やリピーターの増加を図るため、県民総ぐるみで挨拶や笑顔などの身近でさりげないおもてなしを日常的に行えるよう、セミナーや研修会などでの好事例紹介を行うとともに、広報誌等を活用して周知を行います。

**○みやぎ観光大賞事業（仮称）（観光課）**

観光王国みやぎの実現に関し、観光客に対して優良なおもてなしの取組があったと認められる県民等（観光施設、宿泊施設、物産業者、交通機関、旅行者、地域団体等）に対し表彰を行います。

**○県立高校将来構想推進事業（観光系学科新設事業）（高校教育課）**

平成 26 年度に新設する松島高校観光系学科で、「日本三景松島」等の観光資源を学習素材に、自己の生き方等を考えさせ、将来において観光産業や関連する産業・業種に携わる人材を育成します（①「日本三景松島」を学習素材として活用、②宿泊施設等での職業体験実習や観光ボランティア体験等多様な校外活動、③地域や大学と連携した教育活動）。

**○観光立県みやぎ戦略推進事業（観光課）**

観光地づくりへの観光関係団体、観光関連事業者だけでなくその他の産業の従事者や県民に参加を促進するための取組を実施します。

### ○みやぎ路誘客大作戦～秋色満載みやぎ・やまがたの観光～（観光課）【再掲】

東北自動車道国見サービスエリア等において、臨時観光案内所を設置し、観光情報の発信を行います。

### ○県際交流事業（大河原地方振興事務所）【再掲】

山形県置賜総合支庁及び福島県相双地方振興局・県北地方振興局と観光パンフレットの相互配置や観光情報の交換を行います。

### ○仙山交流連携促進事業（仙台地方振興事務所）【再掲】

両地域の交流を促進するため検討・協議を行うとともに、仙山交流味祭における両地域の産業、物産のPRを行います。

### ○最上・雄勝・大崎連携交流事業（北部地方振興事務所）【再掲】

三圏域に関する観光情報の発信（ブログ運営による情報発信、旅行エージェント訪問による情報提供等）及び三圏域合同の観光PRイベントを実施します。

### ○登米地域の「食」による観光復興支援事業（東部地方振興事務所登米地域事務所）

震災からの復興と「安全」「安心」を県内外に発信し、登米の食材や「食」に関わる観光・産業・文化を活かした新たな魅力を創出、向上させ、交流人口の拡大及び観光による地域経済の活性化を図ります（誘客のためのPR活動やイベントの実施）。

### ○岩手・宮城県際広域観光推進事業（北部地方振興事務所栗原地域事務所）【再掲】

岩手県と宮城県の県際地域における広域観光の推進を図ります（公式サイトにおけるイベントカレンダーの掲載、観光案内所におけるパンフレット等の相互配架）。

### ○栗駒山麓の魅力情報発信事業（北部地方振興事務所栗原地域事務所）【再掲】

栗駒山を共通の観光資源とする岩手県、秋田県と三県連携して広域観光PR等の取り組みを進めます。

### ○栗原地域のおもてなし研修会（北部地方振興事務所栗原地域事務所）

地域活性化のため、継続した観光の仕組みを作り上げます（SNSに関する基礎研修会やSNSを活かした観光情報発信研修会等）。

### ○グリーン・ツーリズム促進支援事業（農村振興課）

グリーン・ツーリズム第3期行動計画を踏まえた県全体のグリーン・ツーリズム活動の底上げにより、都市農村交流人口の増加を図ります（推進環境整備（相談窓口の充実）、実践者等育成事業、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会支援事業）。

### ○景観形成事業（都市計画課）

市町村の美しい景観形成のための取組を支援します（アドバイザー派遣、ワークショップ開催等）。

### ○屋外広告物規制費（都市計画課）

屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の設置及び屋外広告業に関する規制を実施します。また、ボランティアによる違法はり紙の除却活動を支援します。

### ○仙台空港民営化支援事業（空港臨空地域課）【再掲】

震災からの本格的な復興に向け経営一体化に向けた取組を進めている仙台空港の手続を円滑に進め、民活空港運営法に基づく民営化空港第一号を目指します（国が実施する空港運営権者の公募・選考手続に対応し、空港関連三セクとともに、国との調整や法務・財務的な対応を行います）。

（ハード整備）

### ○みやぎ観光戦略受入基盤整備事業（観光課）

高齢者、子供連れの人、外国人等、あらゆる観光客の安全な利用に配慮した自然公園施設の

再整備や、観光客が広域的に移動しやすい環境整備のため、観光案内板等を整備します。

**○松島防災緑地整備事業（観光課）**

県を代表する観光地である松島公園について、防災力を強化するとともに、観光地にふさわしい景観にも配慮した整備を行います。

**○国定公園保全対策事業（自然保護課）**

南三陸金華山国定公園における自然景観保全に向けた森林群落復元及び栗駒国定公園や蔵王国定公園の貴重な高山性植生群落の保護復元を図ります。

**○伊豆沼・内沼自然再生推進事業（自然保護課）**

ラムサール条約登録湿地である伊豆沼・内沼において、水質悪化、水鳥飛来種の減少、外来種による食害等が見られることから、沼の生物多様性保全を図ります。

(その他)

**○観光に関する調査（観光課）**

宮城県を訪れる観光客の人数、目的等を調査・分析し、その結果を踏まえて、宮城県への誘客を戦略的に実施します。

**※ 市町村等が実施する事業（実施主体）**

**○観光客受入環境整備促進事業（仙台市）**

国際コンベンションシティの確固たる地位を確立するため、国連防災世界会議開催及びその後を見据え、継続的にソフト・ハード両面において、受入環境整備を行います。

**○蔵王ジオパークを活用した広域観光ルートの再構築と交流人口の拡大（白石市）**

蔵王を取り巻く市町と連携しながら蔵王のジオパーク認定を目指すと共に認定後、蔵王ジオパークに係る広域観光ルートの再構築を行い交流人口の拡大を目指します。

**○観光サイン設置・整備（多賀城市）**

多賀城市長期総合計画を踏まえ、観光基本計画における歴史風土と文化交流のまちたが多賀城を統一サインで表現します。

**○歴史史跡めぐり設定（涌谷町）**

町内の史跡を巡る周遊コースを設定し、周遊ガイドを作成します。また、案内看板を更新します。

**○町内観光関連事業者等の連携強化（女川町、女川町観光協会）**

町内観光関連事業者等の連携を強化するため、相互の情報交換、信頼関係づくりを行い、町全体で受入態勢整備を図ります。

**○観光ガイド養成（涌谷町観光物産協会）**

観光ガイドの養成により、観光客への案内を強化します。

**○登米風土博覧会（登米市観光推進協議会）**

食と花をテーマに登米風土博覧会を実施し、誘客を図ります。

**○伊達な旅事業（利府町観光協会）**

町の観光スポットを広く知ってもらい、誘客を図ります(ウォーキングで観光スポットめぐり、伝統漁法や梨狩りなどの体験)。

**○食のプロジェクト事業（利府町観光協会）**

地元産の食材を広く周知するとともに、誘客を図ります(地元産食材を使った新商品の開発)。

## 第5章 みやぎの観光の再生に向けた取組の進め方

### 1 各種計画との連携

本プランの推進に当たっては、県政運営の基本方針である「宮城の将来ビジョン」と東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」の下、「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画」などの個別計画や国における「観光立国推進計画」、「東北観光基本計画」など各種計画との連携に努めます。

### 2 進行管理と推進

本プランの進行管理に当たっては、社会情勢の変化に対応するため、PDCAサイクルのマネジメント手法を用い、毎年度事業の達成状況を検証し公表するとともに、その結果を観光再生の取組に反映させることにより、着実な推進を図ります。

### 3 事業主体の連携と事業費

宮城県のみならず、市町村、観光事業者、観光関連団体や関連する多くの産業の関係者がプランの実現に向けて緩やかに連携し、各々が必要な事業費を確保してみやぎの観光の再生の実現に取り組みます。

# 資 料

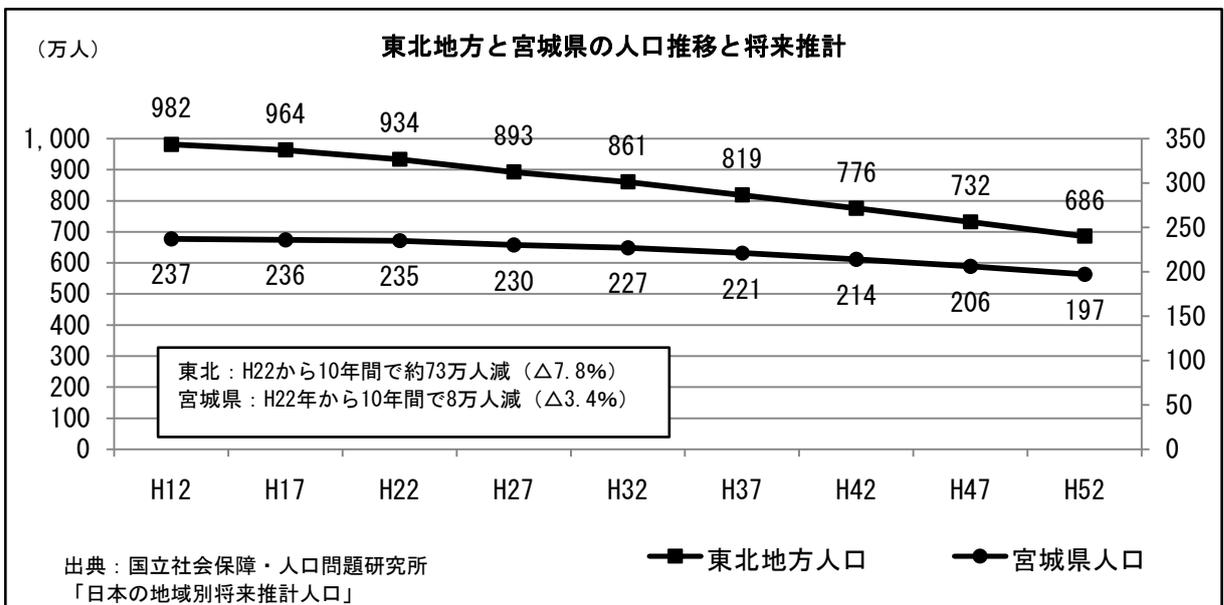
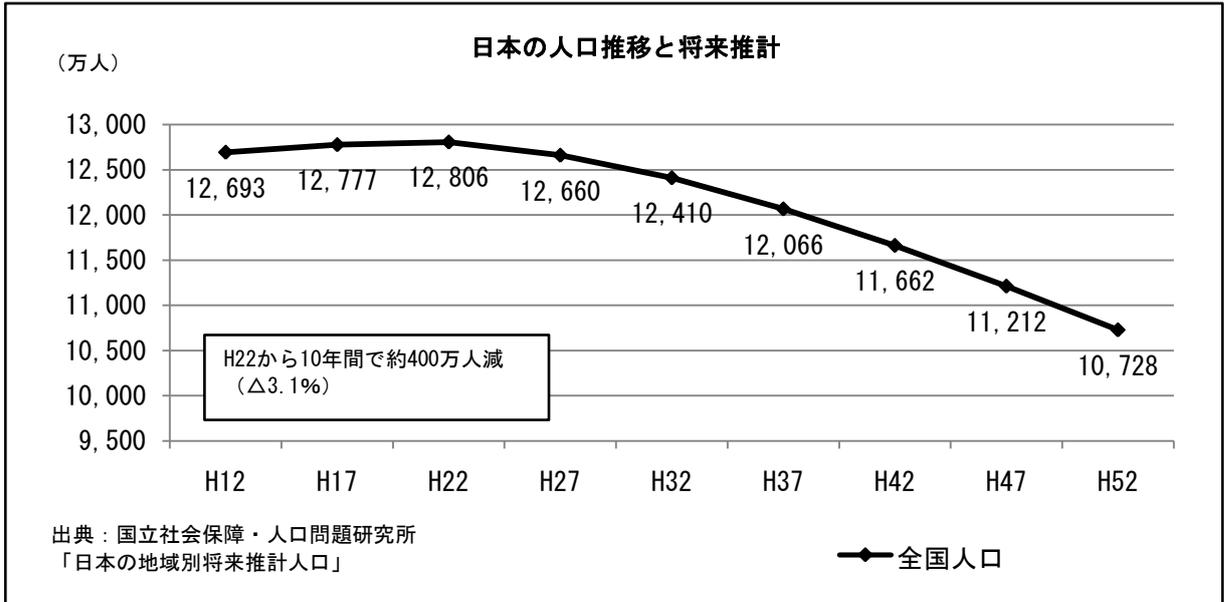
- 1 観光に関する環境変化
- 2 第2期みやぎ観光戦略プランの達成状況
- 3 本県訪問者の姿
- 4 第3期みやぎ観光戦略プランの策定経過（略）
- 5 宮城県産業振興審議会委員，みやぎ観光創造県民  
会議名簿（略）
- 6 用語解説
- 7 みやぎ観光創造県民条例

# 1 観光に関する環境変化

観光を取り巻く環境は、「第2期みやぎ観光戦略プラン」策定時から大きく変化しており、「第3期みやぎ観光戦略プラン」策定に当たって必要となるこれらの環境変化について整理します。

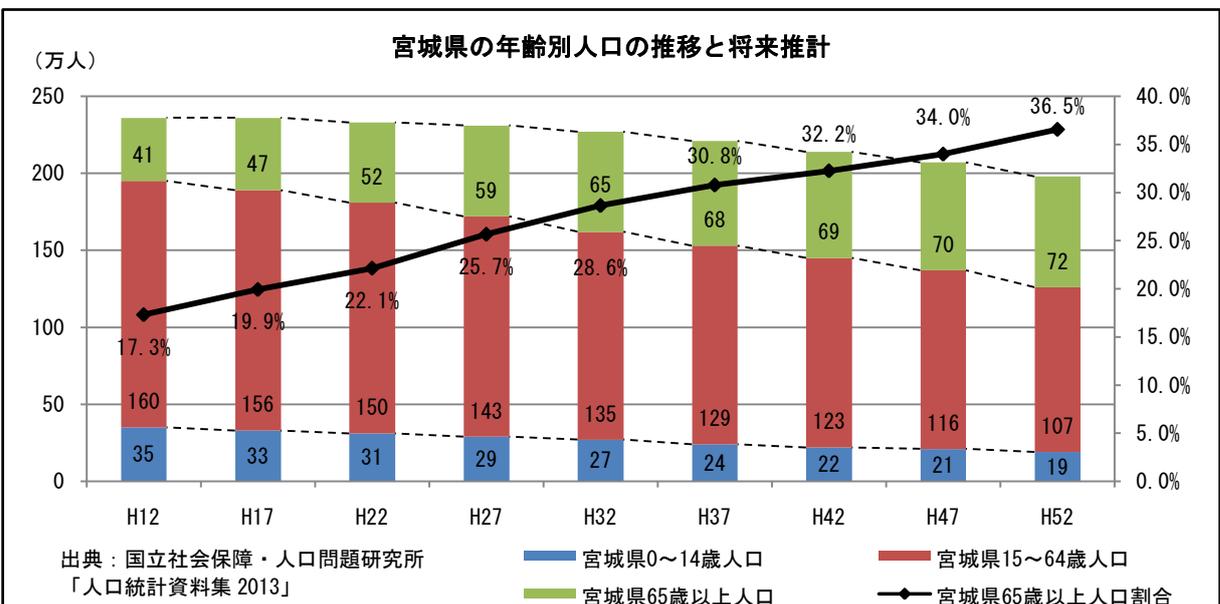
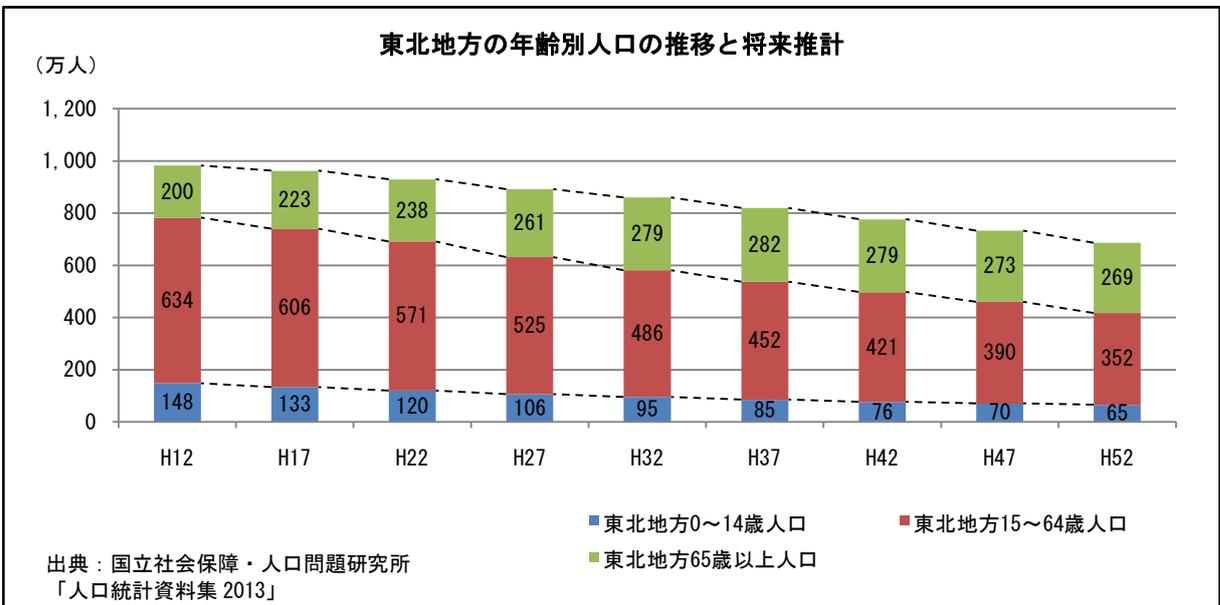
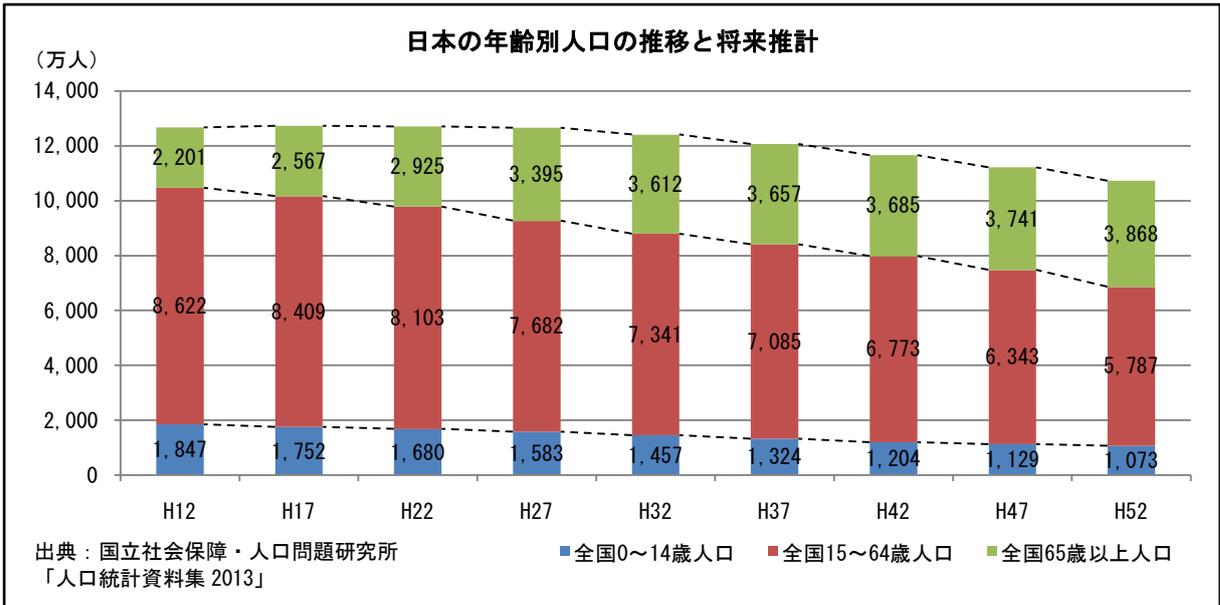
## (1) 人口動態 ～ 人口減少・高齢化の本格化 ～

我が国の人口は平成 22 年をピークとして減少に転じており、その 10 年後の平成 32 年には約 400 万人減の1億 2,409 万人まで減少すると予測されています。東北地方及び県の人口は全国の減少率を上回る減少局面にあります。これらの人口の動向を踏まえると、地域経済の活性化を図るには、国内の観光振興を図るだけでなく、海外からの観光振興を図ることが不可欠です。



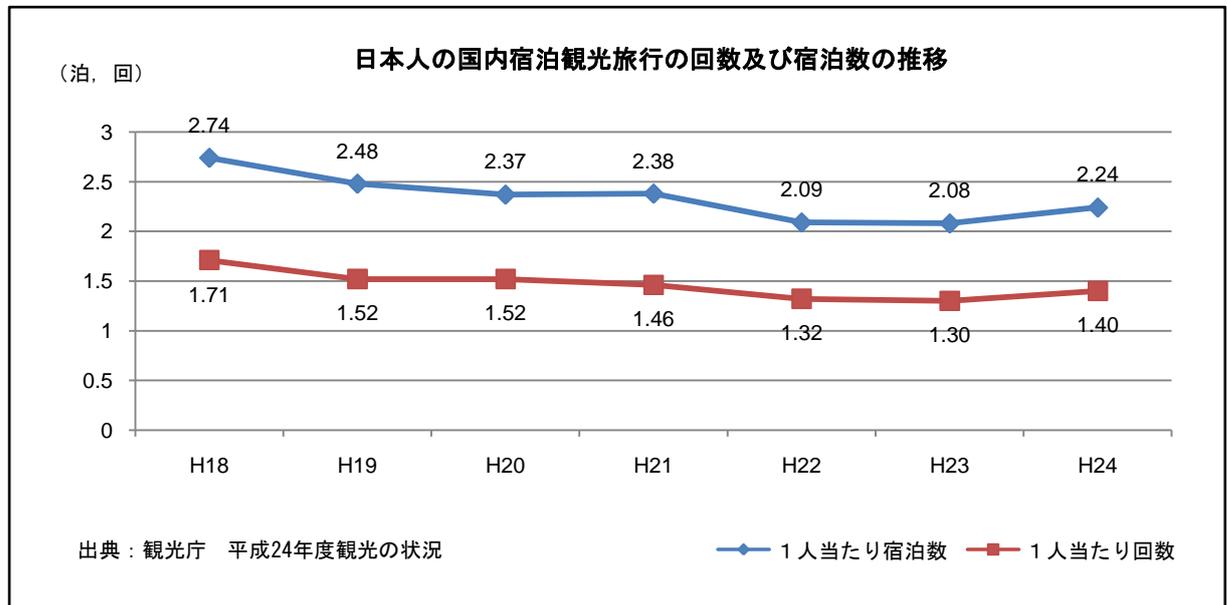
人口減少と並行して高齢化が進行しています。平成 22 年には 2,925 万人だった我が国の 65 歳以上の高齢者人口は、10 年後の平成 32 年には約 687 万人増の 3,612 万人まで増加すると予測されています。東北地方及び県の高齢者人口も同様に増加局面にあり、県の平成 32 年の高齢化率は 28.6%と、3.5 人に1人が高齢者になると想定されています。急激な少子高齢化の進展に伴う労働人口の減少や消費の縮小等により、経済全体の規模が縮小していくことが懸念されています。

一方で、時間の余裕と経済力のあるシニア世代の増加を背景に、観光分野ではシニア世代の観光需要の増加が期待されています。



## (2) 国内旅行の状況 ～ 全国的には東日本大震災の影響からほぼ回復 ～

観光庁によると、平成24年における国民1人当たりの国内宿泊観光旅行回数は1.40回、宿泊数は2.24回と推計されています。また、平成24年の日本人の国内観光旅行者数は、日帰り旅行については延べ2億430万人、宿泊旅行については延べ1億7,876万人となりました。いずれも前年を上回り、ほぼ東日本大震災前の水準に回復したと考えられます。



平成24年の日本人の国内観光旅行者数（出典：観光庁平成25年観光白書）

種別	旅行者数	前年比	前々年比
日帰り旅行	延べ2億430万人	+3.8%	-0.6%
宿泊旅行	延べ1億7,876万人	+5.2%	+4.3%

国内のLCC3社の運行が始まった平成24年は「LCC元年」と呼ばれ、路線や便数が拡大しました。平成25年4月にはピーチ・アビエーションが仙台－関西間で運行を開始しています。今後も新たな路線の開設が見込まれており、移動手段としては割高な飛行機を敬遠してきた観光客の需要の開拓が期待されます。

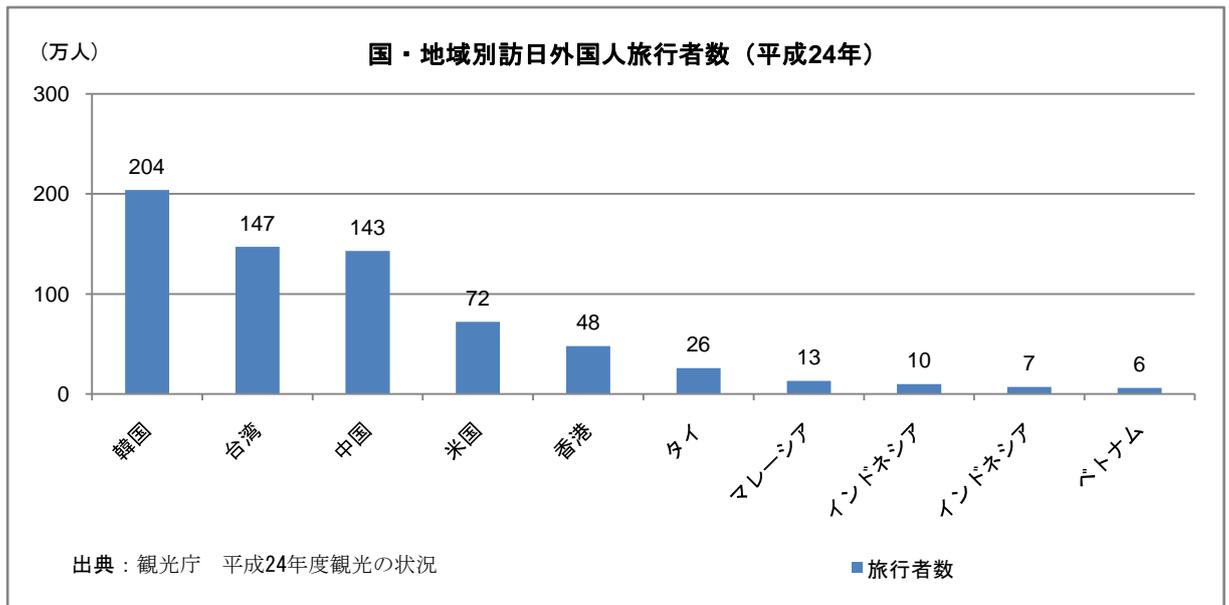
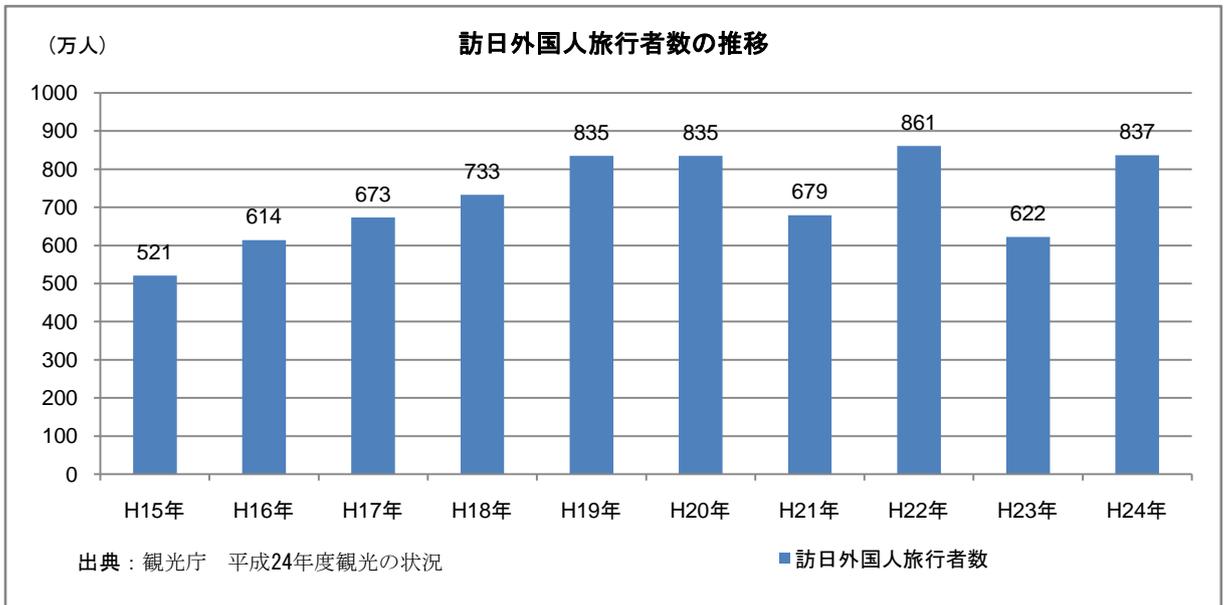
また、平成25年6月には国や地方自治体が管理する空港の運営を民間に委託できるようにする「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」が成立しました。民間の効率的な空港運営により、新規就航や便数の拡大、利用者増加のほか、地域活性化にもつながることが見込まれています。

そのほか、平成26年度末に予定されている北陸新幹線の金沢開業や平成27年度末に予定されている北海道新幹線の新函館駅開業など、新たな高速交通網の整備が進められているなど、観光客の行動範囲は一層広がっています。新たな高速交通網の整備により、国内外からの誘客をめぐる日本国内の他地域との競争がますます激しくなりますが、その一方で、他地域との観光交流の活性化も期待できます。

時期	開業地域	所要時間等
平成26年度末	北陸新幹線 金沢開業	東京－金沢間 約2時間30分 (新幹線延伸前 約3時間50分、約1時間20分短縮) 東京－富山間 2時間7分 (新幹線延伸前 約3時間11分、約1時間短縮)
平成27年度末	北海道新幹線 新青森・新函館間	東京－新函館 約4時間9分 (新幹線延伸前 約5時間10分、約1時間短縮) 仙台－新函館 約2時間37分

### (3) 訪日旅行の状況 ～ 国全体のインバウンドもほぼ回復 ～

平成24年の訪日外国人旅行者数は837万人となり、過去最高となった平成22年の861万人に次ぐ過去2番目の結果となりました。東日本大震災の影響からはほぼ回復したと言えますが、日中関係の悪化等により中国からの観光客が大幅に落ち込むなどの影響が見られます。

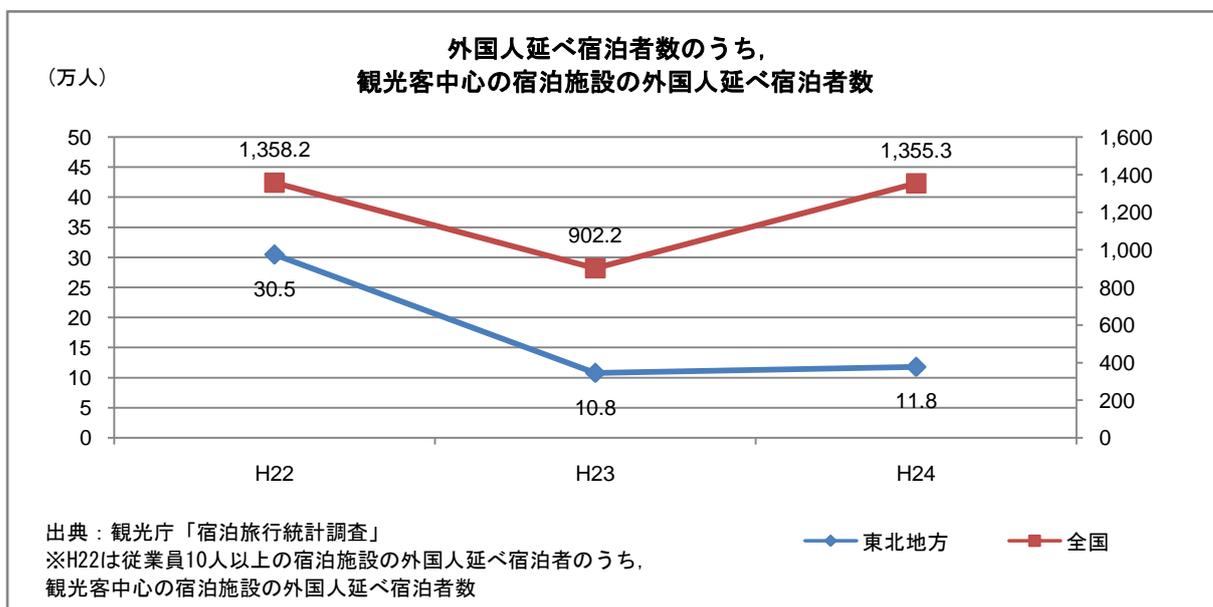
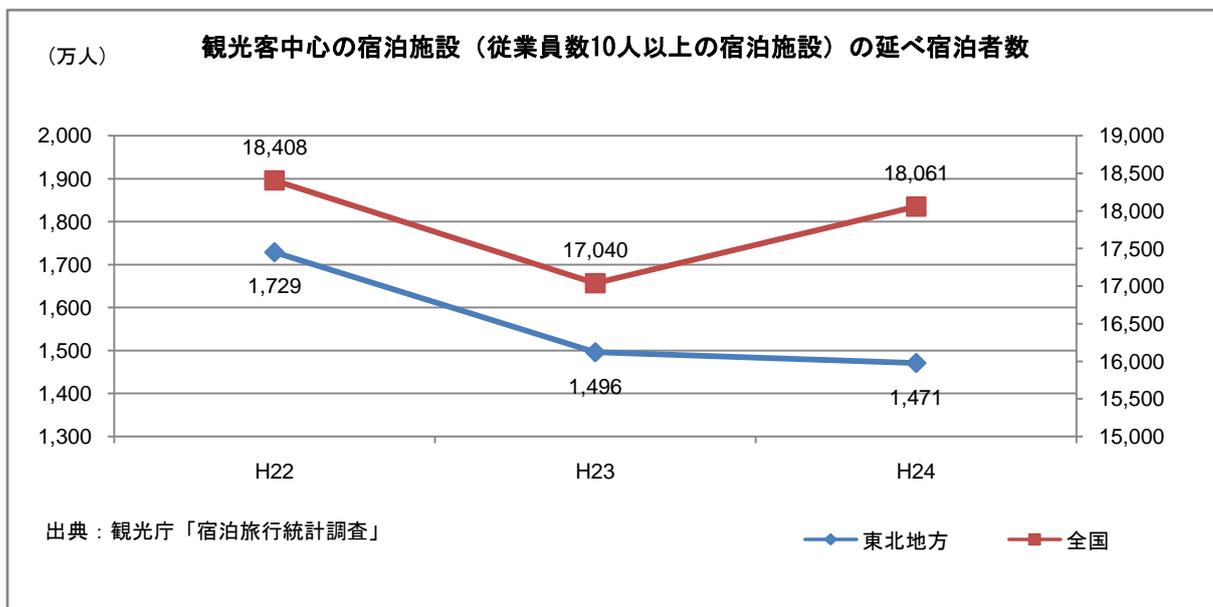


政府は、平成25年6月に開いた観光立国推進閣僚会議で、政府の成長戦略で定めた2030年(平成42年)までに訪日外国人旅行者数を年間3,000万人とする目標の実現に向けた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を決定しました。訪日外国人旅行者数は、中国からの旅行者が尖閣諸島問題等の影響で回復していない一方で、東南アジアからの旅行者は円安効果等で増加傾向が続いています。タイやマレーシアからの訪日外国人のビザを免除するなど、東南アジアからの誘致に力を入れることになっています。

その他、2020年(平成32年)夏季オリンピック・パラリンピック東京開催の決定を契機として、訪日外国人の増加が見込まれます。また、東日本大震災の被災地では、サッカーの予選や聖火リレーなどが行われる予定となっていることから、外国人観光客の受入環境の整備など、オリンピック開催を見据えた対応が求められます。

#### (4) 東北地方の状況 ～ 東日本大震災及び風評被害からの観光の回復の遅れ ～

一方、東日本大震災で太平洋沿岸部の観光施設等が壊滅的な被害を受けた東北地方では、被災した集客施設等の復旧支援や各県での観光キャンペーンなどにより国内外からの観光客の誘致に努めているものの、原発事故の風評被害や宿泊施設等の復旧の遅れなどが影響し、平成24年の観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数は約1,471万人(震災前比△約15%)、観光客中心の外国人延べ宿泊者数は約11.8万人(震災前比△約60%)と、全国に比べ観光の回復が大きく遅れています。



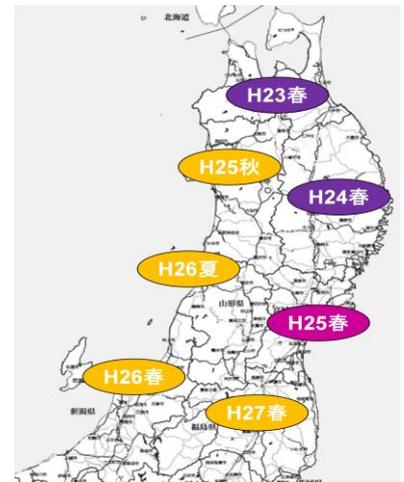
東日本大震災により東北地方沿岸部の鉄道は甚大な被害を受け、現在も一部区間で運休を余儀なくされています。平成 25 年8月現在、8路線約 271km が不通となっており(東北運輸局「東北地方の鉄道復旧状況」)、代行バスやBRTが運行されています。鉄道は沿岸被災地を訪れる観光者にとっても重要な移動手段であり、早期復旧と利便性の向上が望まれます。

県内の J R 各路線の運休区間

路線	不通区間	復旧予定等
常磐線	浜吉田駅～相馬駅	用地取得等が順調に進めば概ね平成 29 年春頃に運行再開予定
仙石線	高城町駅～陸前小野駅	平成 27 年中に全線運行再開予定
石巻線	浦宿駅～女川駅	
気仙沼線	柳津駅～気仙沼駅	
大船渡線	気仙沼駅～盛駅	

平成 25 年4～6月に宮城県で開催された「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン(DC)」では、多くの観光客が仙台・宮城を訪れました。今後、DCは東北各県で連続して開催が予定されています。仙台・宮城DCの勢いを東北全体の観光の回復につなげられるよう、各県の連携した取組が求められます。

東北各県でのDC開催予定

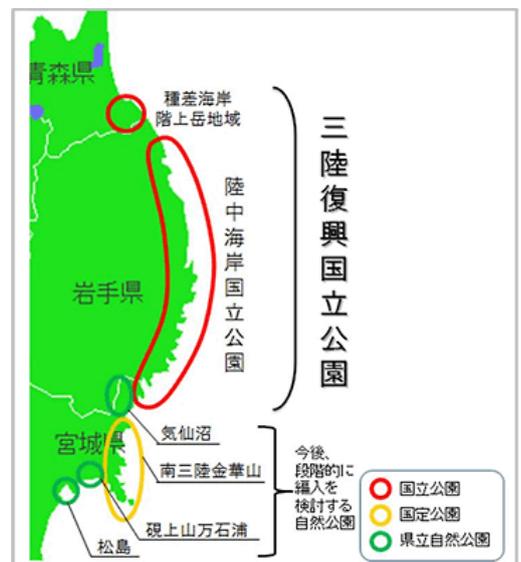


開催時期	開催地域
平成 25 年 10～12 月	秋田県
平成 26 年 4～6 月	新潟県
平成 26 年 6～9 月	山形県
平成 27 年 4～6 月	福島県

東北地方の観光の回復の遅れの大きな要因の一つと考えられる原発事故の風評被害については、平成 25 年1月に青森県、岩手県、福島県と共同で国に「福島第一原発事故に伴う損害賠償への対応」について要望するなど、他地域とも連携して取り組んでいますが、引き続き連携して対応する必要があります。

また、平成 24 年5月には東北地方の太平洋沿岸の自然公園を再編する「三陸復興国立公園」が誕生しました。平成 25 年5月に岩手県から気仙沼市にまたがる「陸中海岸国立公園」などが指定され、平成 26 年以降に「南三陸金華山国定公園」等を順次編入することが検討されています。環境省では、三陸復興国立公園を縦断する長距離歩道「みちのく潮風トレイル」などを整備する計画が立てられており、観光の活性化につながると期待されています。また、三陸地域では、平成 25 年9月に日本ジオパーク(貴重な地形等の自然に親しむための公園)に認定された青森県、岩手県、宮城県三県にまたがる三陸沿岸についても、防災教育や観光資源としての活用が期待されています。

国立公園の再編成のイメージ (環境省HPより)



その他、東北全体の発展及び震災からの復興につながるとして東北への誘致活動が行われている「国際リニアコライダー(ILC)」や、平成 27 年に仙台市での開催が決まった「国連防災世界会議」については、産業振興・雇用創出・地域振興などの面において重要であるとともに、観光振興にも大きな効果があると期待されており、その動向が注目されます。

## 2 第2期みやぎ観光戦略プランの達成状況

### (1) 第2期みやぎ観光戦略プランの概要

県では、平成23年3月に「第2期みやぎ観光戦略プラン」を策定し、平成23年度から平成25年度までの3年間で5つの戦略プロジェクトにより観光振興に取り組むこととしました。

しかし、プラン策定直後に東日本大震災が発生し、本県の観光は未曾有の被害を受けたことから、「震災復旧・復興関連事業」を大きなプロジェクトとして位置づけるとともに、観光入込客数などのプランの数値目標も平成25年までに震災前の水準へ回復させることとして修正しました。

### (2) 戦略プロジェクト

本県の観光の諸課題に対応するため、5つの戦略プロジェクトを掲げて、観光に関する情報発信、観光に携わる人材育成等、誘客活動、観光地づくり、受入態勢整備などに取り組んだほか、東日本大震災からの観光の再生に向けてプロジェクトとして位置づけた「震災復旧・復興関連事業」にも取り組みました。

戦略プロジェクト	主な内容
①みやぎの魅力の向上	国内外の魅力ある観光地の中から宮城を選んで、訪れて、宿泊していただけるよう、宮城の魅力の向上、魅力の発信を実施する。
②広域観光の充実、域内流動の促進	観光客の宮城県・東北の域内での流動化を促進し、広域観光を充実する。また、ゲートウェイ機能を強化し、東北の広域観光ルートを構築する。
③インバウンドの強化	宮城への外国人観光客が増加するよう、誘客プロモーション活動の強化、外国人観光客にとって宮城県が訪れやすくなるような態勢の整備等を実施する。
④関東以西からの誘客強化	関東以西から多くの観光客が宮城・東北を訪れていただけるよう、情報発信、誘客キャンペーンの実施等により宮城・東北の魅力の認知度の向上を実現する。
⑤アクティブ・シニアの受入態勢充実	今後増加が見込まれるアクティブ・シニア、障害者の方などにとって訪れやすい観光地となるよう施設整備や観光を支援する人材の育成を実施する。
⑥震災復旧・復興関連事業（震災後追加）	東日本大震災による観光自粛、風評被害の影響を払拭し、観光施設等の早期復旧、国内外からの観光客入込数の早期回復を実現する。

### (3) 数値目標の状況

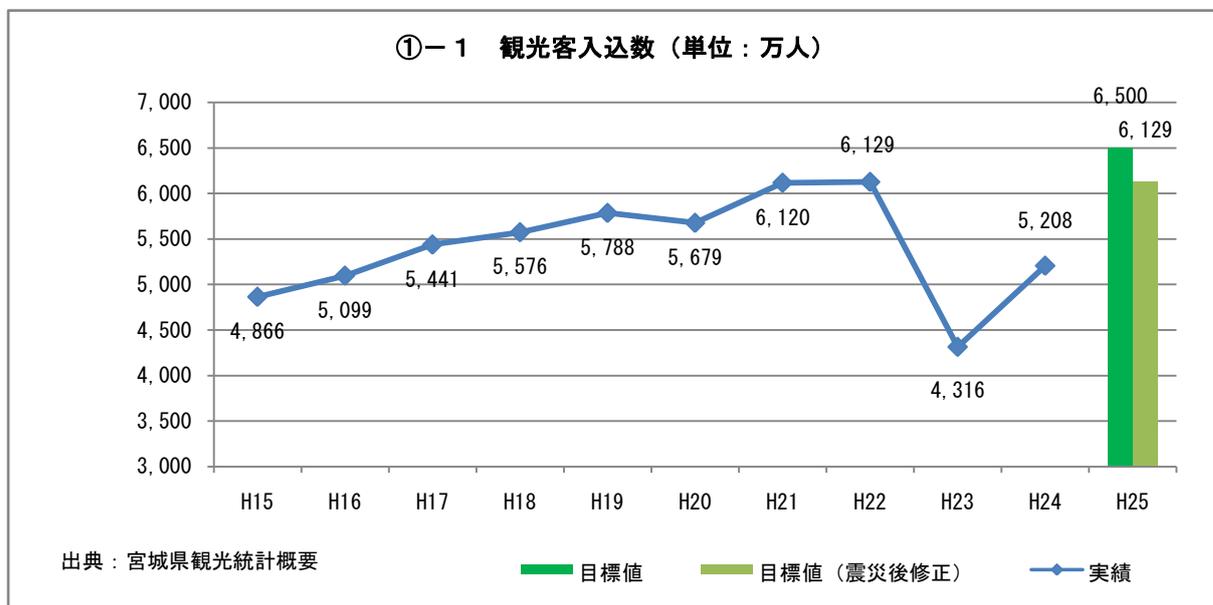
「第2期みやぎ観光戦略プラン」では、観光客の入込数及び外国人観光客を含めた宿泊観光客の増加を図りそれに伴う観光による消費を増やすことを目標として、4つの数値目標を定めました。なお、当初設定した数値目標は、東日本大震災の発生を受けて、平成25年に震災前の水準に戻すこととして修正しています。

目標(平成25年における数値目標)と平成24年における現況値は次のとおりです。

平成25年の数値目標	当初目標	震災後修正	現況値(平成24年)
①観光客入込数	6,500万人	6,129万人	5,208万人
②宿泊観光客数	900万人	805万人	888万人
③外国人観光客宿泊者数	20万人	11万人	7.5万人
④観光消費額	6,300億円	5,387億円	4,058億円

## ①観光客入込数

県の観光入込客数は平成22年に過去最高の6,129万人を記録するまで着実に増加してきましたが、平成23年の東日本大震災の影響で激減しました。東日本大震災の観光の再生に向けた取組により、平成24年の観光客入込数は前年から892万人増の5,208万人まで回復しましたが、圏域別の状況を見ると、内陸部の着実な回復に対し、沿岸部である石巻・気仙沼圏域は回復が遅れています。



## ①-2 圏域別観光客入込数（単位：万人）

出典：宮城県観光統計概要

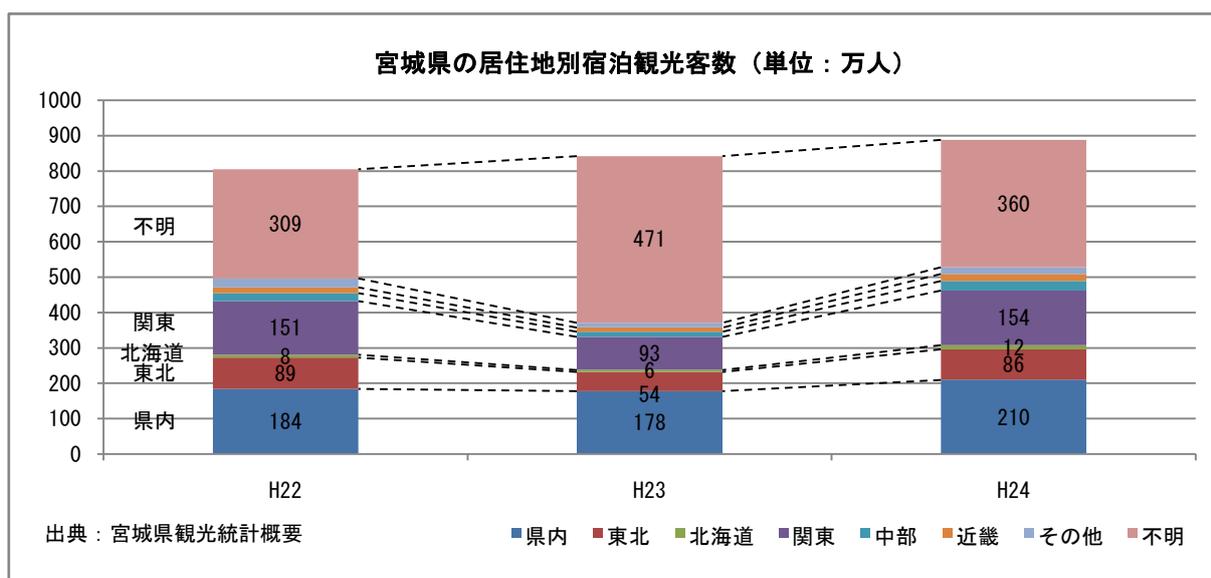
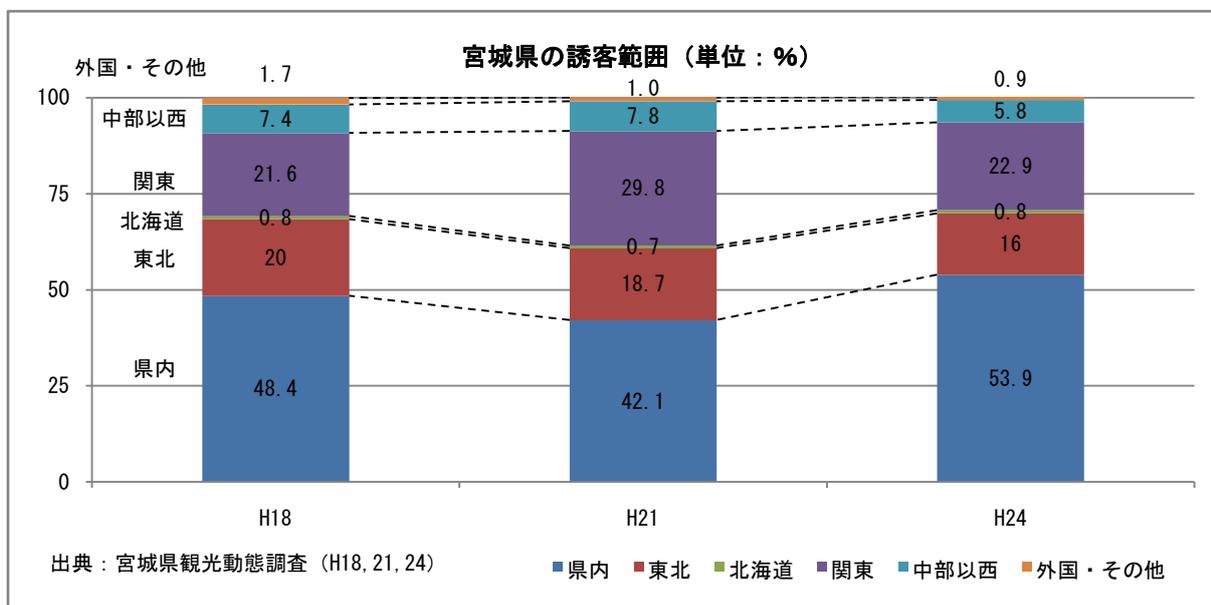
圏域	H20	H21	H22	H23	H24	H24/H22
仙南	579	588	567	438	578	102%
仙台	2,953	3,339	3,368	2,416	2,919	86%
大崎	1,035	1,060	997	885	939	94%
栗原	88	88	113	77	95	84%
登米	237	248	277	229	262	95%
石巻	436	434	443	192	247	56%
気仙沼	351	363	362	79	168	46%
合計	5,679	6,120	6,129	4,316	5,208	85%

なお、平成25年4月から6月にかけて「笑顔咲くたび 伊達な旅」をキャッチフレーズに、県内の観光施設やイベント等で多くの観光客を「おもてなしの心」で歓迎した「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」は大きな成果を収めることができました。期間中に関係機関等の協力を得て実施した3ヶ月間の観光客の入込のサンプル調査では、ほぼ震災前の水準まで回復しました。

## ①-3 H25DC入込概況調査（震災前同期比較）

圏域	H25/22
県南	+3.2%
仙台・松島	△7.0%
三陸	△5.6%
県北	+1.2%
県全体	△3.0%

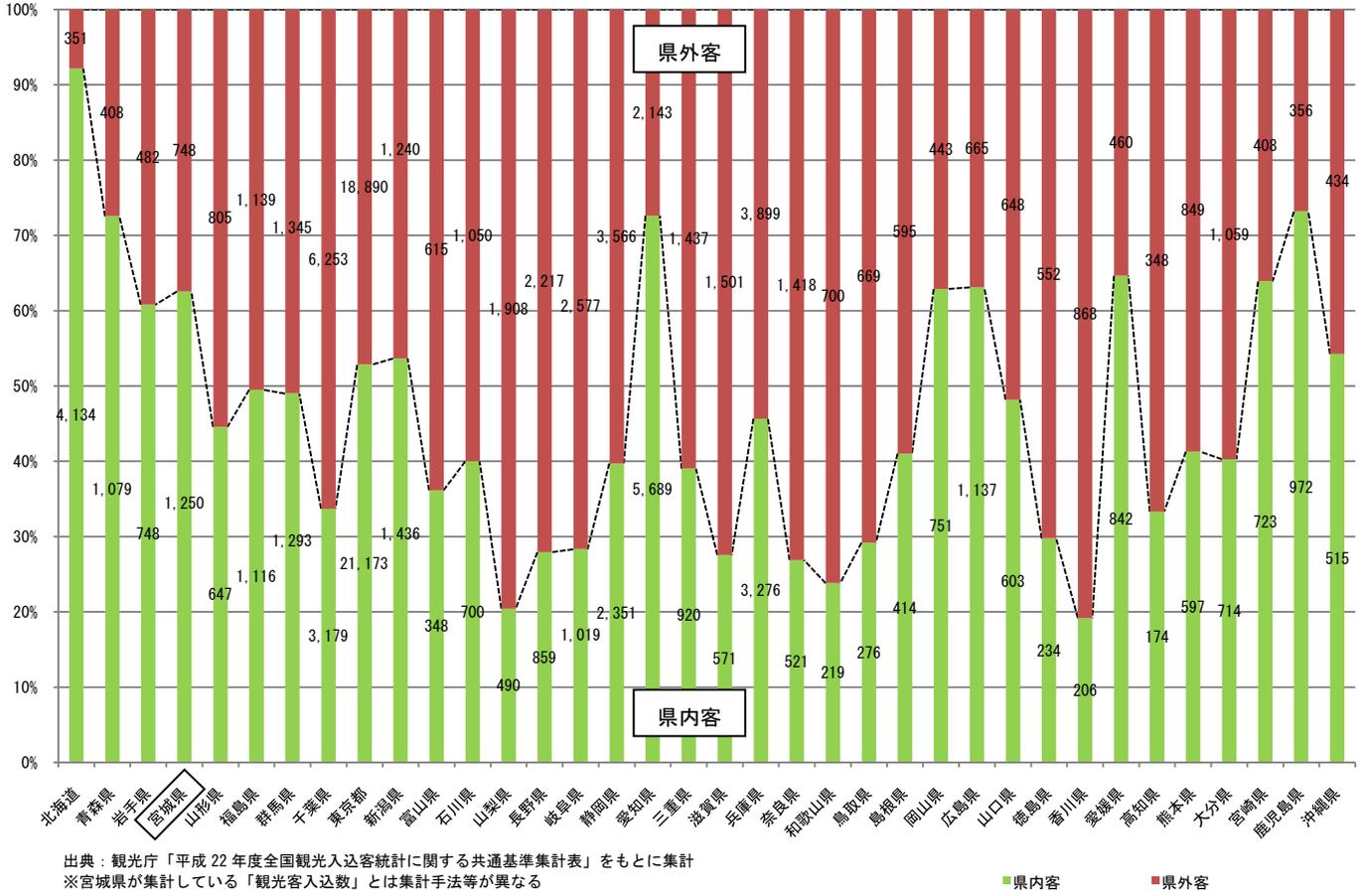
県の誘客範囲は県内の割合が高く、3年に一度の調査で平成24年は5割を超えています。さらに、県内を含めた東北地方で見た場合は約7割と、観光客の大部分を占めています。東北地方以外では関東地方が約2割を占め、中部以西は1割未満となっています。



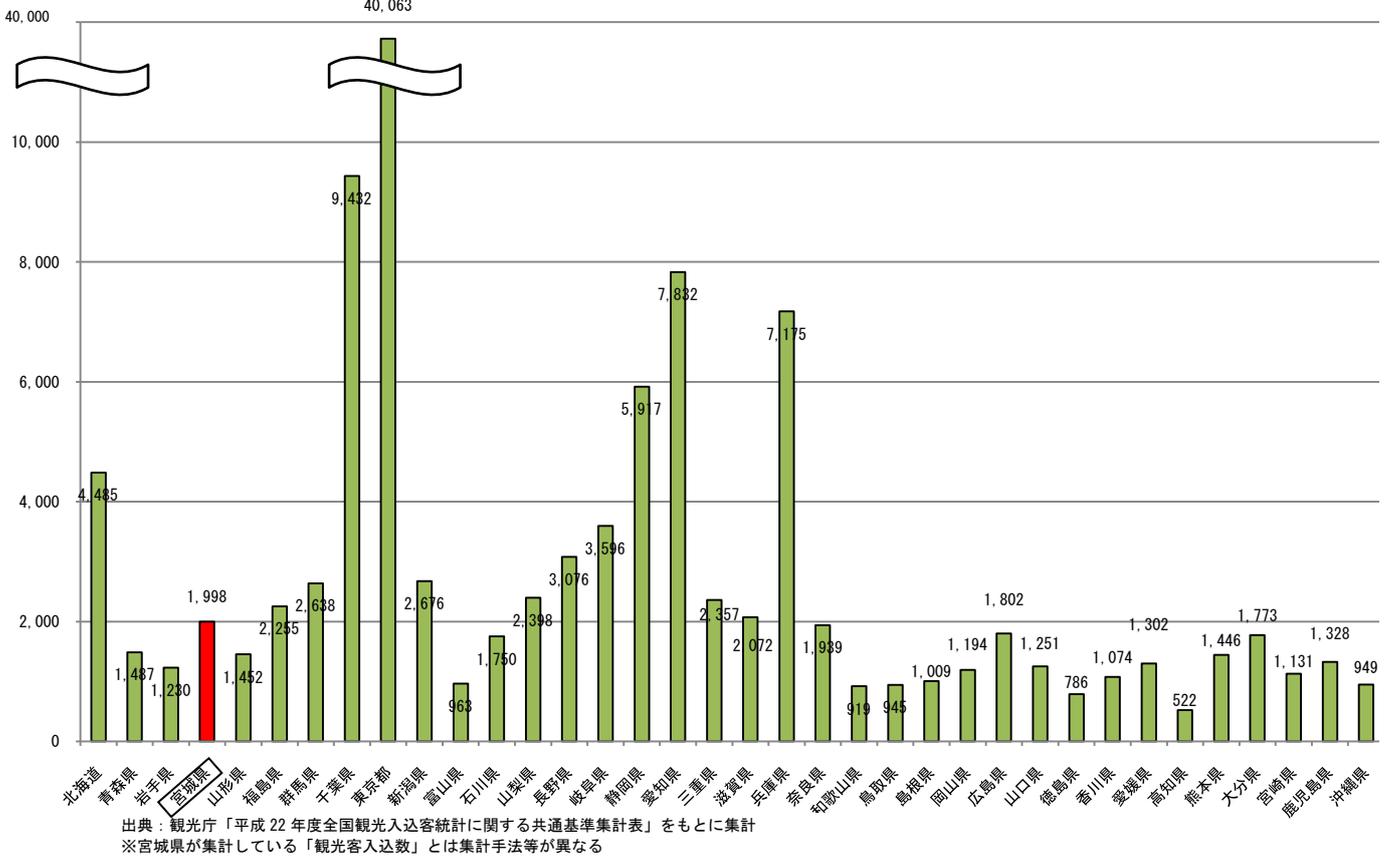
観光庁がとりまとめた「観光入込客統計に関する共通基準」に基づいた平成22年度の都道府県の入込客に関する調査結果では、本県の観光入込客数(1,998 万人回)に占める県内客(1,250 万人回)の割合は60%を超えており、都道府県の中でもその割合は高いグループに属しています。東北地方では、本県のほかに岩手県(1,230 万人回のうち県内客 748 万人回、県内客約 61%)、青森県(1,487 万人回のうち県内客 1,079 万人回、県内客 72%)で観光入込客数に占める県内客の割合が高く、山形県(1,452 万人回のうち県内客 647 万人回、県内客約 45%)、福島県(2,255 万人回のうち県内客 1,116 万人回、県内客約 49%)では県外客の占める割合が高くなっています。

現在もその傾向は大きく変化していないと考えられ、本県の観光客誘致に当たっては、県内客の活発な入込を確保する一方で、県外からの誘客を増やしていく取組が求められます。

平成22年度都道府県別観光入込客数（単位：万人回）

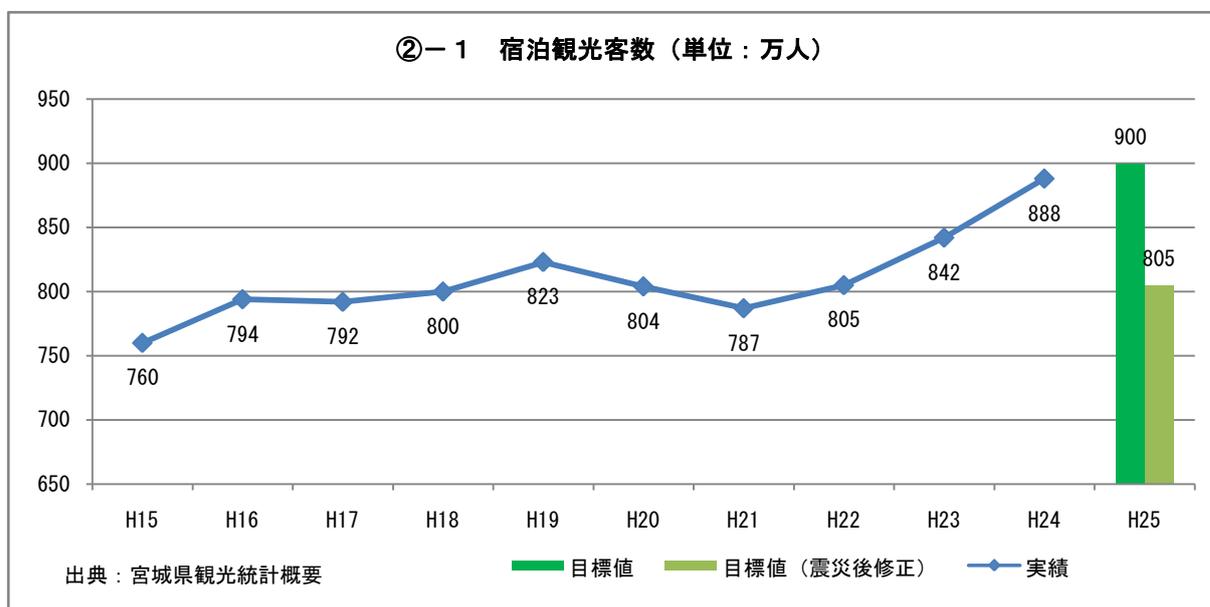


平成22年度都道府県別観光入込客数（県内客と県外客の合計，単位：万人回）



## ②宿泊観光客数

県の宿泊観光客数は概ね700万人台後半から800万人台で推移してきましたが、平成23年の東日本大震災以降は、復旧・復興関連需要の影響から震災前を大きく上回っています。圏域別では、内陸部の宿泊観光客数が震災前から大きく伸びているのに対し、多くの宿泊施設が被災した石巻・気仙沼圏域の沿岸部、特に石巻圏域では震災前を大きく下回っています。



②-2 圏域別宿泊観光客数（単位：万人）

出典：宮城県観光統計概要

圏域	H20	H21	H22	H23	H24	H24/H22
仙南	61	58	61	67	77	126%
仙台	556	547	565	644	659	117%
大崎	95	96	93	96	101	109%
栗原	8	4	9	6	10	118%
登米	4	3	3	2	3	123%
石巻	34	32	31	5	8	27%
気仙沼	46	47	44	22	30	68%
合計	804	787	805	842	888	110%

沿岸部宿泊施設の被災・復旧状況（平成25年9月時点、宮城県観光課調べ）

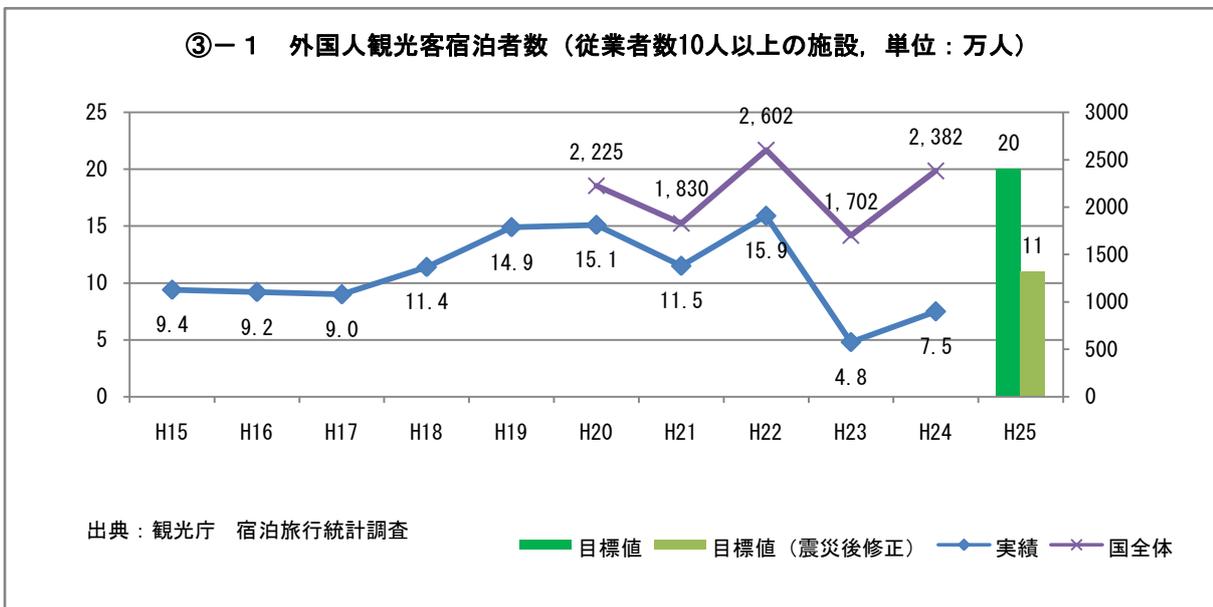
市町名	震災前 a	廃止、休止 <sup>b</sup>		新設 <sup>d</sup>	現在数 <sup>e</sup> a-b+c+d	稼働率 e/a
			復旧 <sup>c</sup>			
石巻市	99	56	15	7	65	65.7%
塩竈市	16	6	1	0	11	68.8%
気仙沼市	88	47	8	3	52	59.1%
名取市	5	3	0	3	5	100.0%
多賀城市	14	8	7	0	13	92.9%
岩沼市	9	1	1	0	9	100.0%
東松島市	46	43	8	2	13	28.3%
亶理町	8	6	1	0	3	37.5%
山元町	2	1	0	0	1	50.0%
松島町	25	3	0	0	22	88.0%
七ヶ浜町	12	7	1	0	6	50.0%
女川町	44	40	4	2	10	22.7%
南三陸町	39	27	2	1	15	38.5%
合計	407	248	48	18	225	55.3%

### ③外国人観光客宿泊者数

県の外国人観光客宿泊者数は、日本の訪日外国人旅行者数が過去最高となった平成 22 年に過去最高の 15.9 万人を記録するなど、着実に増加してきましたが、東日本大震災後の平成 23 年には 4.8 万人まで大きく落ち込みました。平成 23 年は、日本の外国人観光客宿泊者数も同様に 1,702 万人まで激減しています。

平成 24 年には、日本の外国人観光客宿泊者数がほぼ震災前の水準の 2,382 万人まで回復した一方で、県の外国人観光客宿泊者数は、7.5 万人と回復基調にはあるものの、震災前の半分にも回復しておらず、依然として県や東北地方に対して東日本大震災及び原発事故の風評の影響が根強く残っていると考えられます。

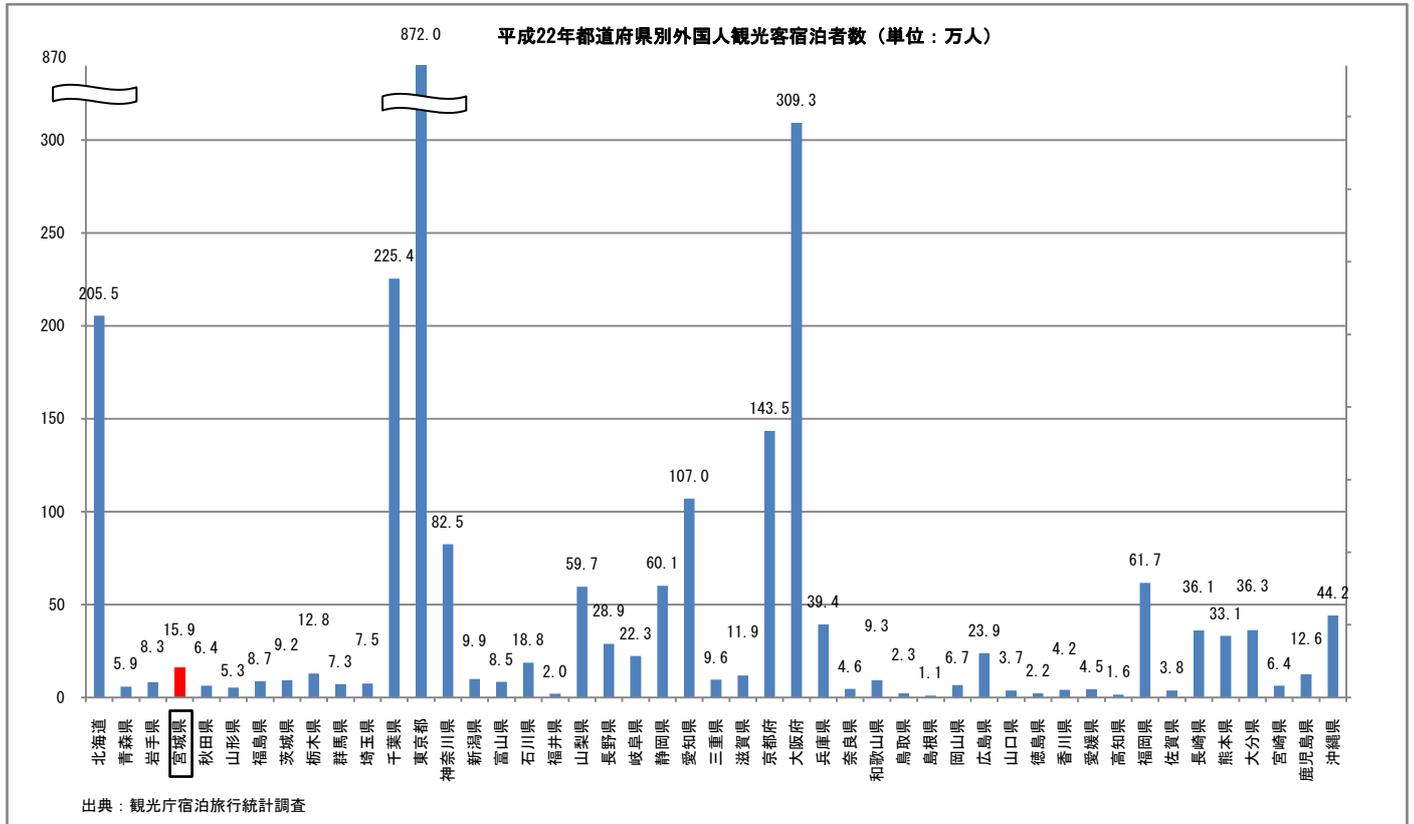
県の外国人観光客宿泊者数を国別に見ると、台湾、米国、中国からの宿泊者数が多くなっています。震災前への回復状況を見ると、中国、米国はほぼ震災前の水準に回復しましたが、台湾、韓国、香港のほか、タイ、シンガポールでも落ち込みが大きくなっています。



③-2 宮城県の国別外国人観光客宿泊者数（従業者数10人以上の施設、単位：万人） 出典：観光庁 宿泊旅行統計調査

国	H21	H22	H23	H24	H24/H22
韓国	1.3	1.7	0.6	0.5	28%
中国	1.2	1.4	0.8	1.2	87%
香港	1.8	2.7	0.3	0.4	16%
台湾	3.0	3.8	0.8	1.6	42%
米国	1.0	1.4	0.7	1.4	91%
タイ	0.5	0.5	0.1	0.2	49%
シンガポール	0.2	0.4	0.1	0.04	10%
その他	2.5	4.0	1.4	2.1	49%
合計	11.5	15.9	4.8	7.5	47%

観光庁の「宿泊旅行統計調査」で平成22年から24年にかけての都道府県別の外国人観光客宿泊者数を見ると、宮城県は平成22年(15.9万人)で全国20位、震災後の平成23年(4.8万人)、24年(7.5万人)はいずれも全国30位となっています。



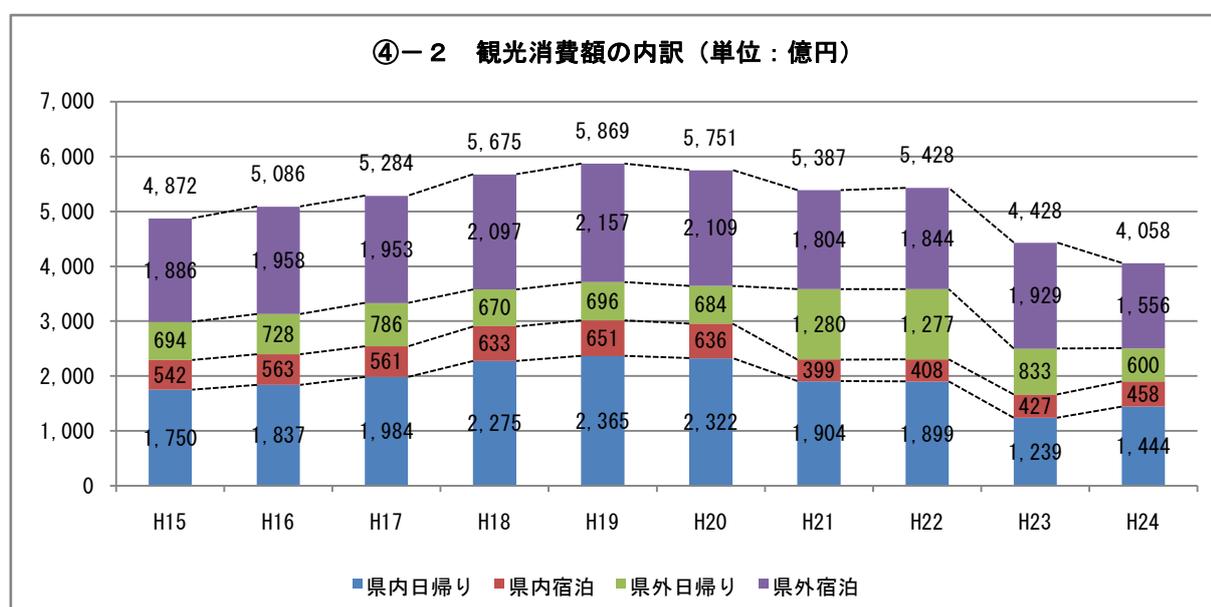
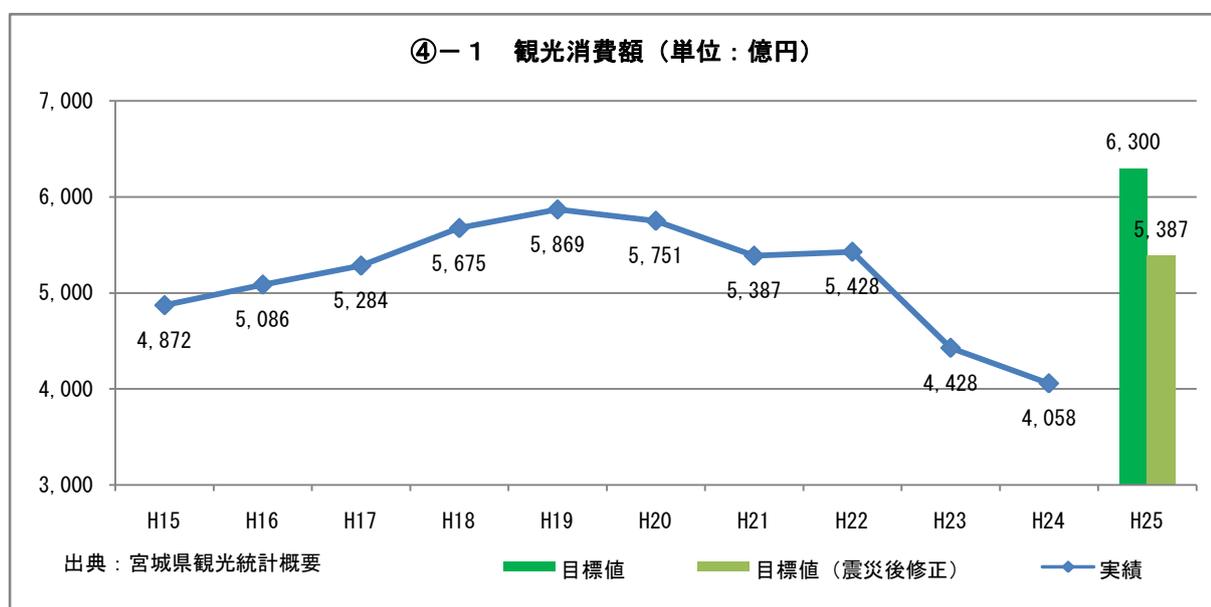
#### ④観光消費額

県の観光消費額は5千億円台で推移してきましたが、東日本大震災による観光客の減少で平成23年に大きく低下したのに続き、平成24年は観光客の一人当たり平均消費額の低下等の影響により4,058億円に低下しました。平成24年の観光消費額の内訳を見ると、日帰り旅行が2,044億円、宿泊旅行が2,014億円となっています。そのほか、県内客の観光消費額は前年より増加しているのに対し、県外客の観光消費額は低下しており、県外客の観光消費額の向上が課題であると考えられます。

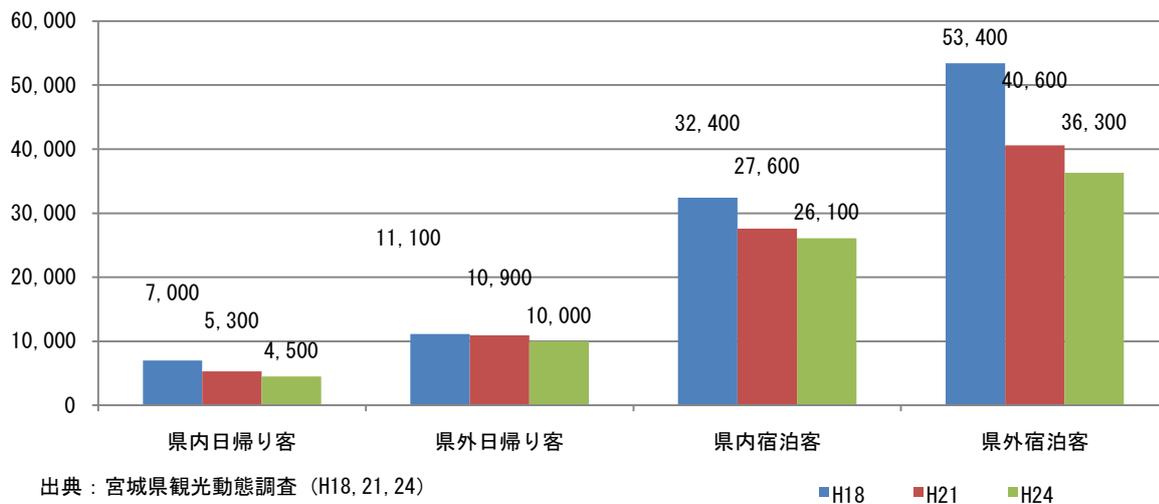
また、平成24年の観光消費額を用いて算出した経済効果は、波及効果が2,548億円(参考:宮城県民経済計算(平成23年度速報)に基づく平成23年度の県内総生産(名目)7兆6,664億円の3.3%)、雇用効果は60,613人(参考:平成22年国勢調査に基づく県の就業者総数1,059,416人の5.7%)と推計されます。

観光産業は裾野が広く経済波及効果が大きいいため、観光産業の振興を図り、観光消費を向上させることは本県経済のみならず、東日本大震災からの復旧・復興にとっても重要な課題です。

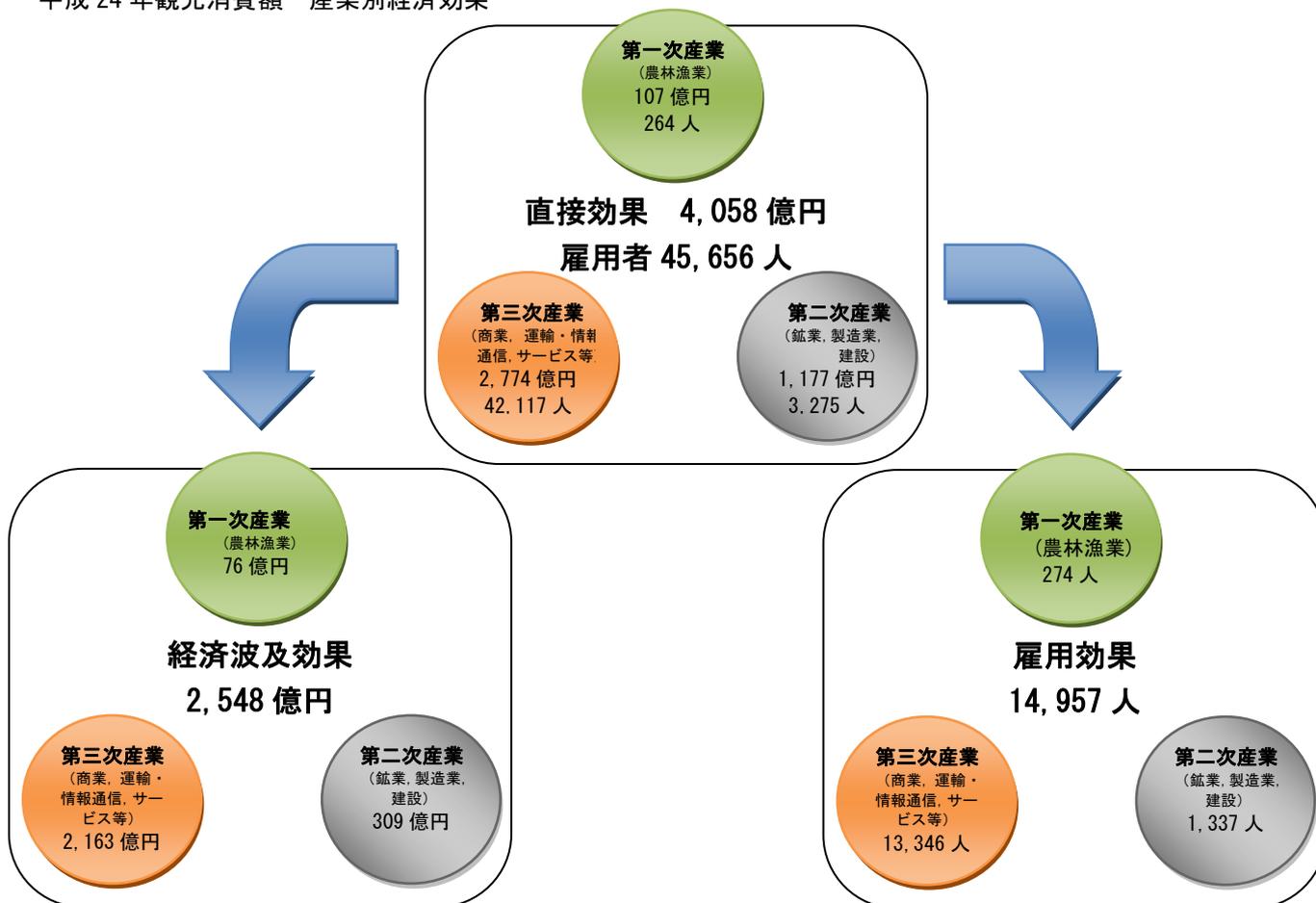
なお、観光消費の向上に当たっては、平成26年4月と平成27年10月にそれぞれ実施が予定されている消費税増税に伴う消費の冷え込みの影響も懸念されます。



④-3 観光客の1人当たり平均消費額（単位：円）



平成 24 年観光消費額 産業別経済効果

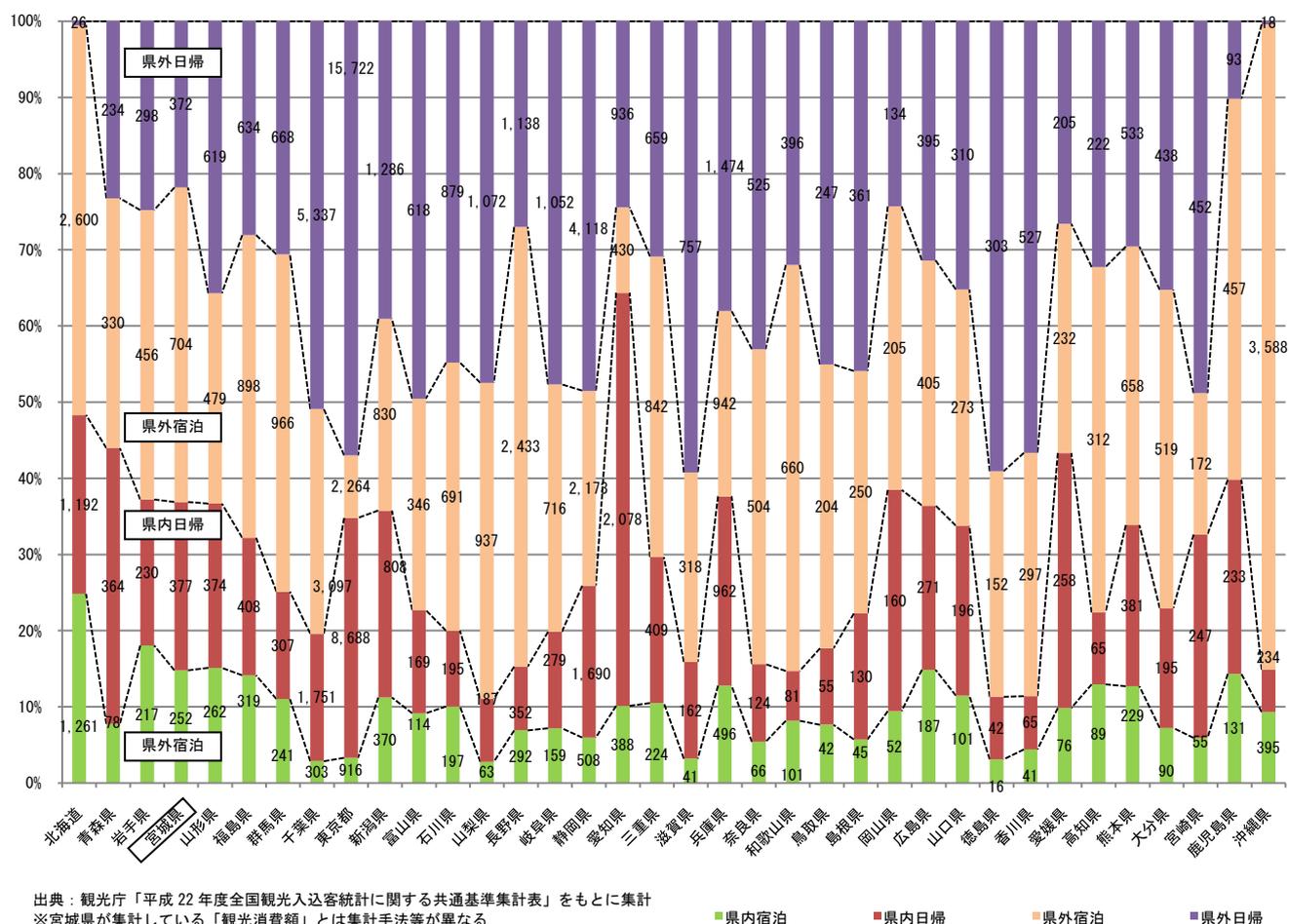


観光庁がとりまとめた「観光入込客統計に関する共通基準」に基づく平成 22 年度の都道府県別の観光消費額を見ると、本県の観光消費額約 1,706 億円に占める県内客(宿泊・日帰)の割合は約 37%(約 630 億円)となっており、都道府県の中でもその割合は高いグループに属しています。

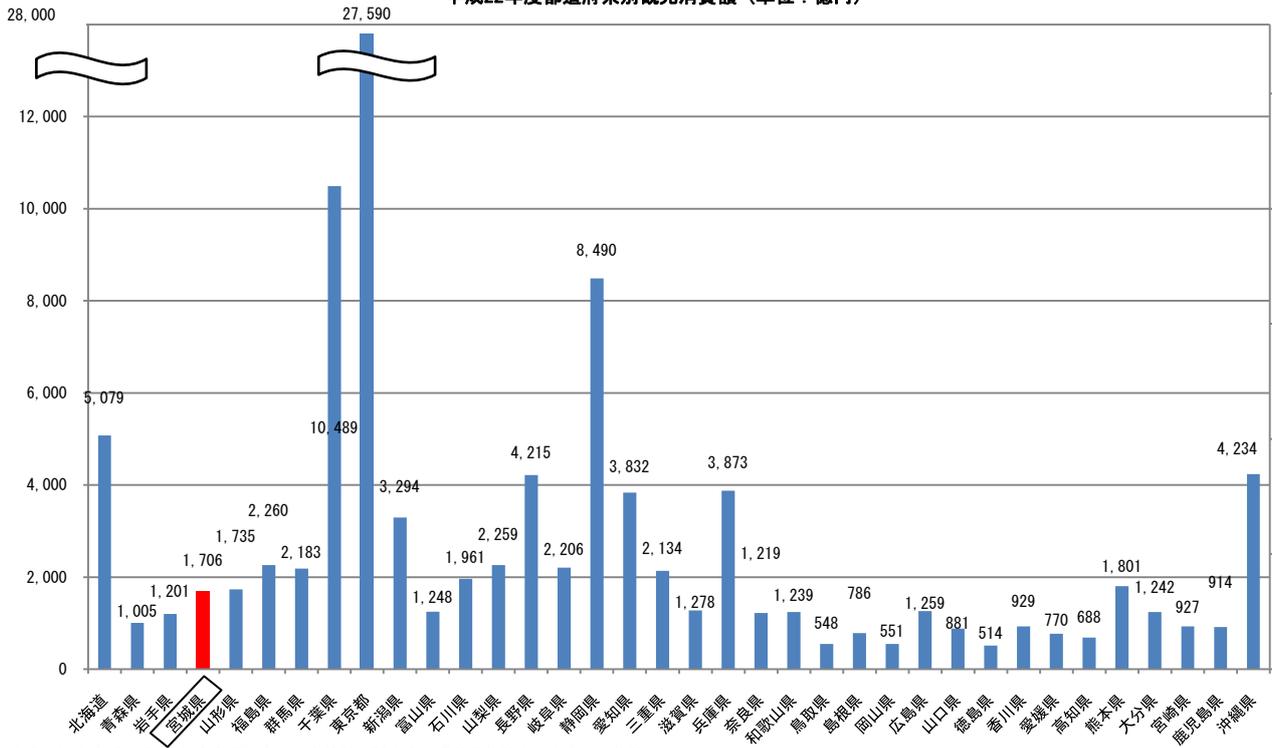
東北地方では、福島県の 2,260 億円が最も高く、県外客の割合も比較的高くなっています(県内客 727 億円, 約 32%)。その他、東北地方の各県の観光消費額は、岩手県が 1,201 億円(うち県内客 447 億円, 約 37%), 青森県が 1,005 億円(うち県内客 441 億円, 約 43%), 山形県が 1,735 億円(うち県内客 637 億円, 約 37%)となっています。

現在もその傾向は大きく変化していないと考えられ、本県の観光消費額の向上に当たっては、県内客の入込を確保する一方で、消費額の大きい県外からの誘客を増やしていく取組が求められます。

平成22年度都道府県別観光消費額(単位:億円)



平成22年度都道府県別観光消費額（単位：億円）



出典：観光庁「平成22年度全国観光入込客統計に関する共通基準集計表」をもとに集計  
 ※宮城県が集計している「観光消費額」とは集計手法等が異なる

#### (4) 本県の観光振興に向けた課題

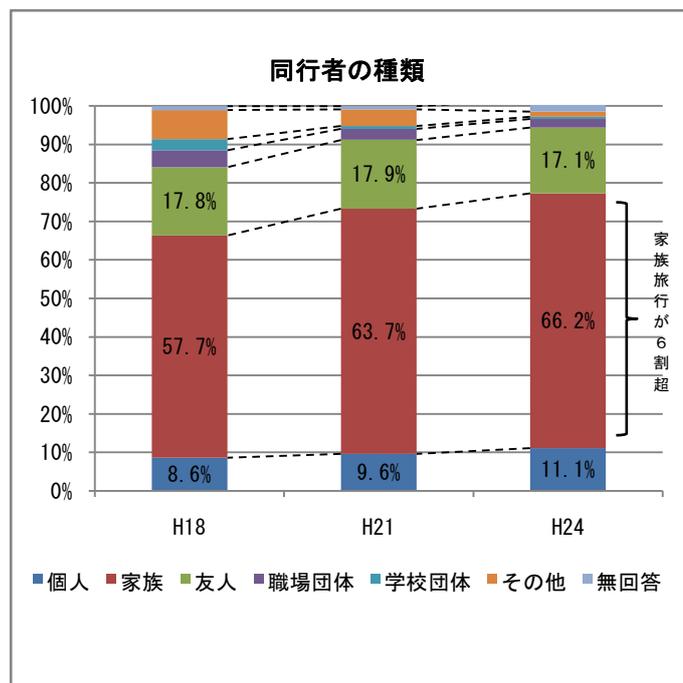
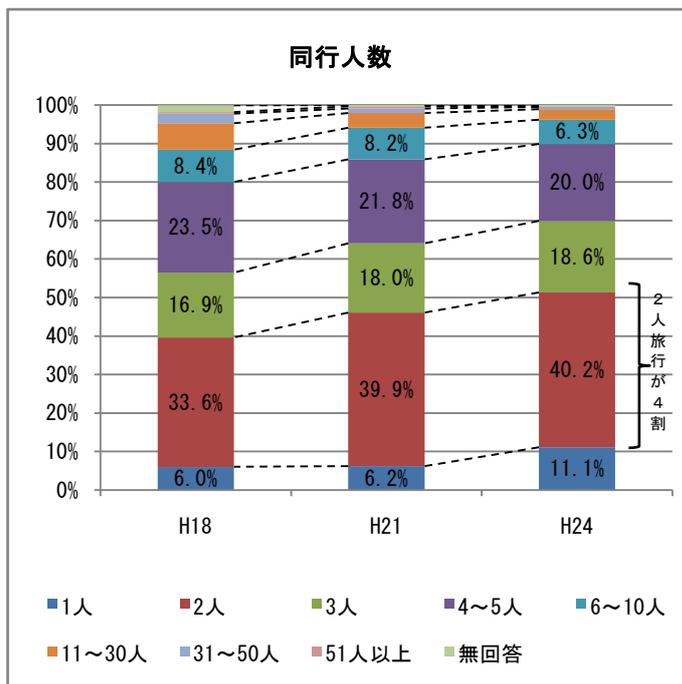
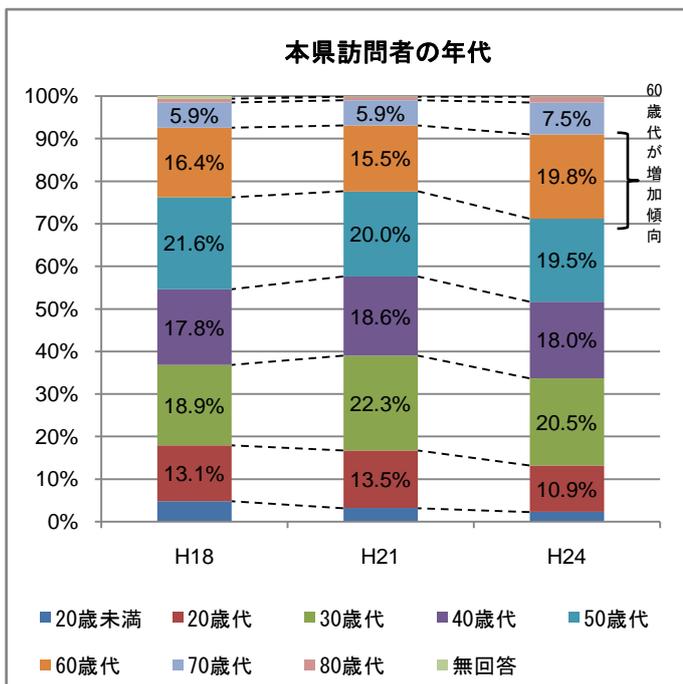
6つの戦略プロジェクトに基づくこれまでの取組の結果を踏まえ、次期計画に引き継ぐべき課題や方向性について、戦略プロジェクト別に次のとおり整理しました。

戦略プロジェクト・主な取組	主な課題
<b>①みやぎの魅力の向上プロジェクト</b>	
<p>・平成25年4～6月に実施した仙台・宮城DCでの市町村や民間団体と一体となった観光資源の磨き上げや、県民総参加による「10万人のおもてなし大作戦」等をはじめとして様々な誘客・おもてなし活動を展開しました。その結果、観光入込の震災前水準への回復の実現に確かな手応えが得られました。</p>	<p>・東日本大震災からの観光の再生に向けて、<u>さらなる観光客の受入態勢整備や観光資源の魅力向上</u>を図り、観光客の滞在期間向上・県外客のリピーター獲得などを推進する必要があります。</p> <p>・<u>落ち込んだ観光消費額の回復</u>に向けて、県内客に比べて平均消費額の高い県外客の増加に向けた取組を強化する必要があります。</p> <p>・<u>教育旅行やニューツーリズム</u>(エコ・ツーリズムやスポーツツーリズムなどの新しい観光分野)の<u>推進のために必要な人材の育成</u>をさらに推進する必要があります。</p>
<b>②広域観光の充実、域内流動の促進</b>	
<p>・広域観光の充実、域内流動の促進に向けて、市町村や近隣の県等と連携した観光PRイベントや広域観光ルートの検討、広域周遊ガイドマップの作成などを実施しました。</p>	<p>・本県の東北のゲートウェイ機能のさらなる強化や各県で開催されるdestinationキャンペーンとの連携などによる<u>東北全体が一体となった魅力のある観光地の形成の更なる推進</u>が必要です。</p> <p>・<u>遅れている東北地方の観光の回復</u>に向けて、新たなトピックであるLCCの就航や仙台空港民営化などを契機とした<u>広域観光の充実</u>が必要です。</p>
<b>③インバウンドの強化</b>	
<p>・海外で根強い風評の払拭に向けた正確な観光情報を提供するためのマスコミ等の招聘事業、海外旅行博等でのプロモーション活動のほか、外国人対応の観光パンフレットの作成や無料 Wi-Fi 接続サービスなど、外国人が本県を訪れやすくなるような態勢整備に取り組みました。</p>	<p>・<u>激減した外国人観光客の回復</u>に向けて、東日本大震災・原発事故の風評を払拭するための正確で的確な情報発信、従来から重点市場と位置づけている中国、韓国、香港、台湾の東アジア諸国以外に、経済成長やビザ免除措置等により増加が期待できる東南アジア諸国等も対象とした観光客の誘致のほか、海外からの教育旅行やインセンティブツアーの誘致や外国人旅行者が過ごしやすい環境整備の推進が必要です。</p>
<b>④関東以西からの誘客強化</b>	
<p>・関係機関と連携した中部、関西等での観光キャラバン、臨時観光案内所の設置のほか、「みやぎ観光復興支援センター」で関東以西に向けて「復興ツーリズム」の受入支援を行うなど、本県の実力の発信と誘客強化に取り組みました。</p>	<p>・依然として解消されていない<u>本県の誘客範囲の偏りの解消</u>に向けて、官民が一体となった継続的な観光キャンペーンのほか、復興ツーリズムやLCCの就航などを生かした誘客など、<u>関西地方等からの誘客の継続</u>を図ることが必要です。</p>
<b>⑤アクティブ・シニアの受入態勢充実</b>	
<p>・行動的なシニア層の呼び込みを図るため、平成24年秋の「ねんりんピック宮城・仙台」での観光地のPRのほか、仙台・宮城DCにおいても県内の多様な魅力ある観光地のPRを行いました。</p>	<p>・今後も増加するシニア世代の観光ニーズへの対応はもちろん、<u>あらゆる方々が安全に、安心して、快適に観光を楽しむことができる態勢のさらなる整備</u>が必要です。</p>
<b>⑥震災復旧・復興関連事業</b>	
<p>・風評払拭のための正確な観光情報の提供や復興イベントの開催、震災の経験に基づく学習・研修を目的とした旅行(復興ツーリズム)の支援のほか、被災した観光施設の再生支援などに取り組みました。</p>	<p>・<u>遅れている沿岸部への観光客の回復</u>に向けて、東日本大震災・原発事故の風評払拭、沿岸部の観光施設の再建、沿岸部の宿泊施設不足の解消のほか、「復興ツーリズム」などを強力に進める必要があります。</p>

### 3 本県訪問者の姿

県では、観光客の実態を把握し、観光動向や県経済に与える効果等について集計・分析するために3年毎に「宮城県観光動態調査」を実施しています。平成 18,21,24 年に実施した調査において、県内の主要観光地点で実施したアンケート等の調査結果を整理しました。

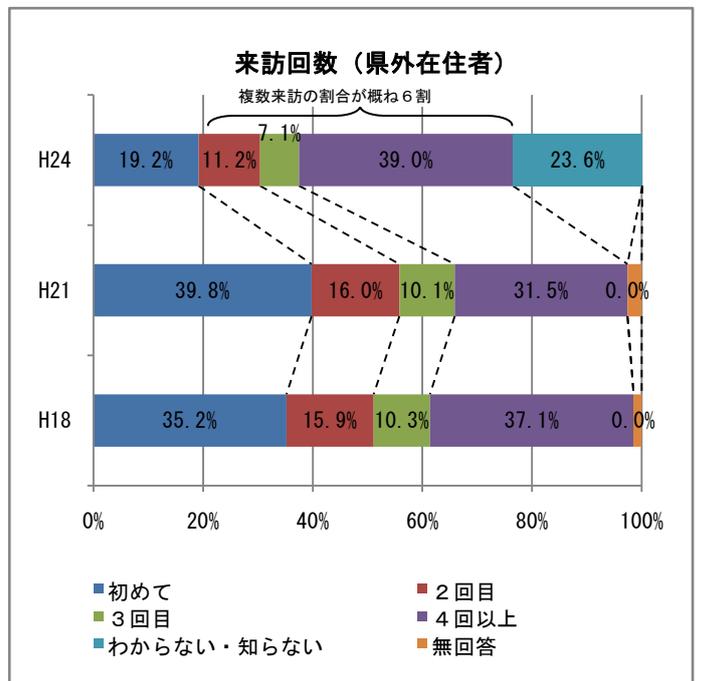
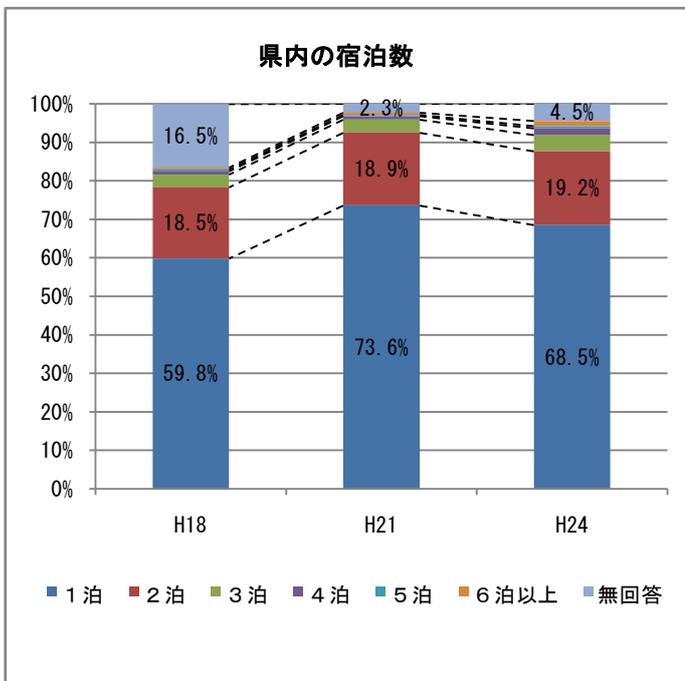
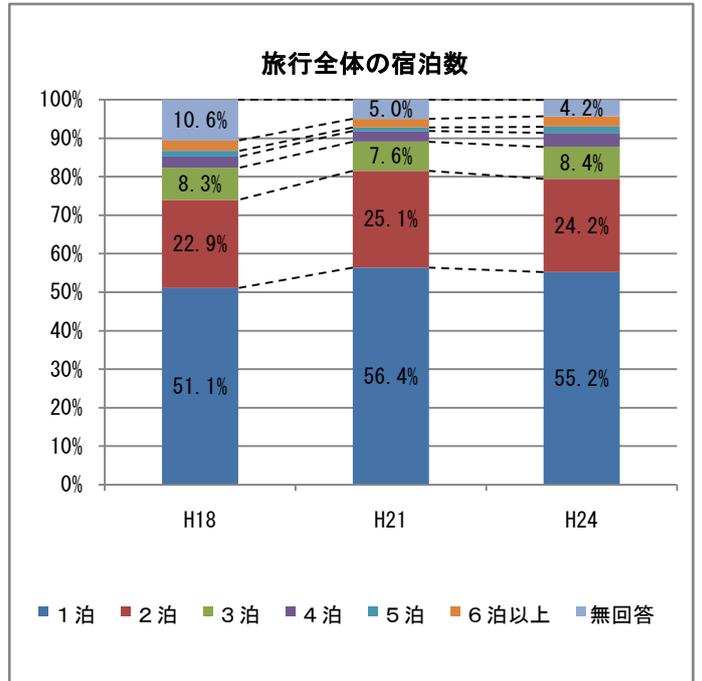
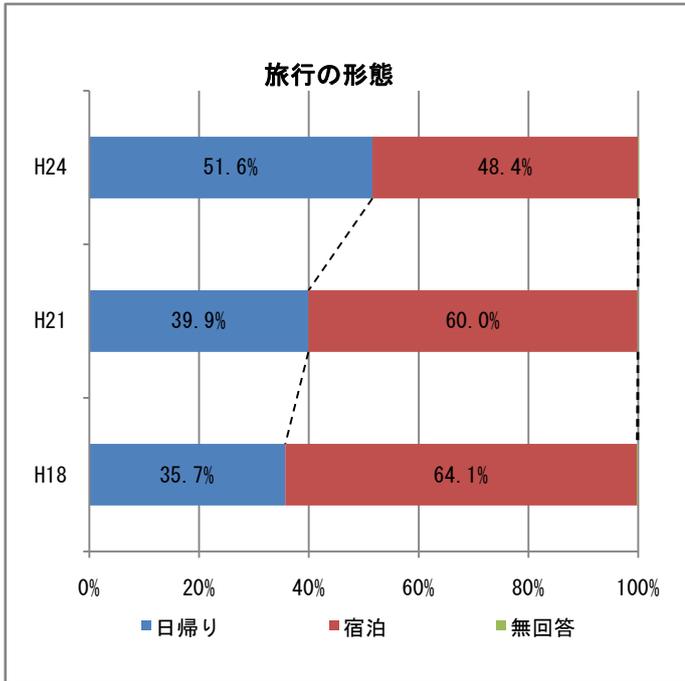
- 年代は、20歳代から60歳代まで幅広い方々が訪れている。平成24年は60歳代が増加した。
- 同行人数は、2人旅行が4割、4～5人旅行が2割を占める。
- 同行者の種類は、家族旅行が6割超を占める。
- 交通手段は、自家用車が7割以上を占め、新幹線は1割程度。



#### 主な交通手段（複数回答）

	H18	H21	H24
1位	自家用車 66%	自家用車 70.8%	自家用車 72.1%
2位	新幹線 12.4%	新幹線 13.8%	新幹線 11.6%
3位	貸切バス 9.1%	鉄道 7.0%	その他 10.4%
4位	鉄道 6.8%	貸切バス 5.9%	鉄道 8.2%

- 旅行形態は、日帰り旅行が増加傾向にあり、平成24年は半数を超えた。
- 旅行全体の宿泊数は1泊が半数以上を占め、2泊は約2割を占める。
- 県内の宿泊数は、6～7割が県内に1泊、2割程度が県内に2泊している。
- 複数来訪している割合は概ね6割を占める。平成24年は初めて訪れた割合は減少している。

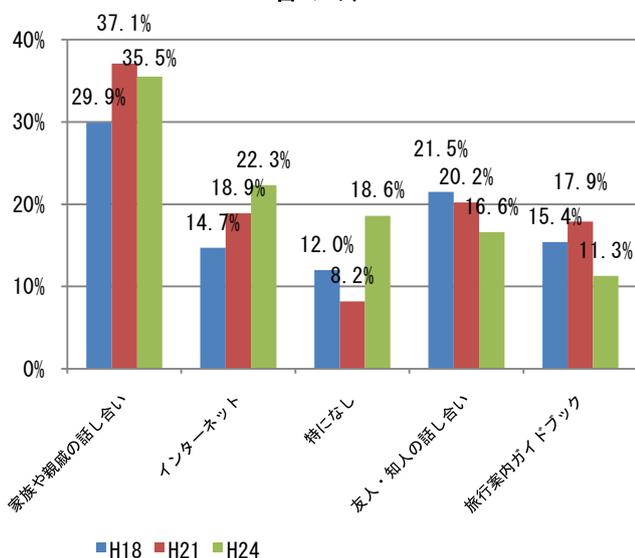


- 来訪理由は「自然の美しさややすらぎ」、「温泉や郷土料理」を目的に訪れる割合が一貫して高い。平成 24 年の「自然の美しさややすらぎ」を求める割合は5割を超えて特に高い。  
なお、平成 24 年の調査では、「被災地支援や被災地視察」の来訪理由が約 1 割だった。
- 情報入手経路は、インターネットの割合が上昇している。
- 立ち寄り先の地名は、仙台及び松島を訪れる観光客の割合が多い。県外では、平泉を訪れる観光客が最も多い。
- 東日本大震災の旅行への影響については、「影響がなかった」の割合が7割を超え、「気になったが影響はなかった」と合わせた割合は8割を超える。

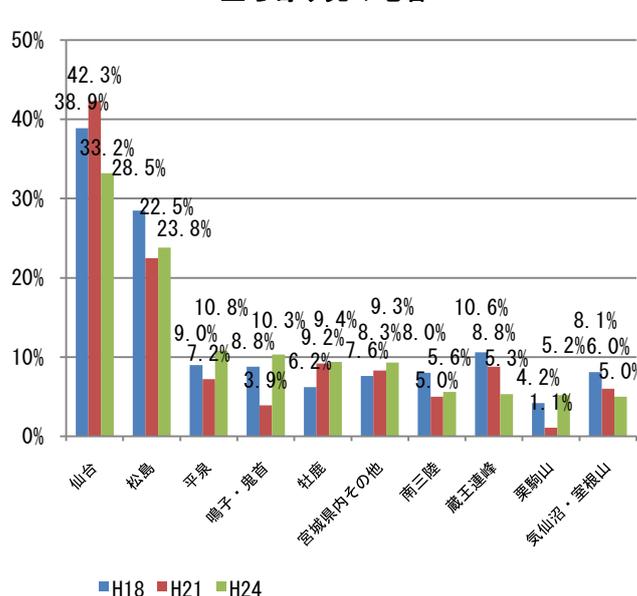
### 来訪理由（複数回答）

	H18	H21	H24
<b>1位</b>	自然の美しさややすらぎを求めて 32.1%	自然の美しさややすらぎを求めて 34.5%	自然の美しさややすらぎを求めて 54.7%
<b>2位</b>	温泉や郷土料理などを楽しむため 26.7%	温泉や郷土料理などを楽しむため 33.7%	温泉や郷土料理などを楽しむため 39.6%
<b>3位</b>	距離が手ごろであるため 22.9%	距離が手ごろであるため 20.9%	訪れたい名所・旧跡があるため 23.4%
<b>4位</b>	以前にも訪れたことがあるため 14.9%	訪れたい名所・旧跡があるため 19.5%	距離が手ごろであるため 18.4%
<b>5位</b>	訪れたい名所・旧跡があるため 12.2%	この場所のお祭りやイベントのため 15.5%	以前にも訪れたことがあるため 14.4%
<b>6位</b>	費用が手ごろであるため 11.8%	以前にも訪れたことがあるため 13.4%	訪れたい観光施設があるため 12.7%
<b>7位</b>	利用したい宿泊施設があるため 10.9%	訪れたい観光施設があるため 10.7%	被災地支援や被災地を視察したいと思ったため 11.4%

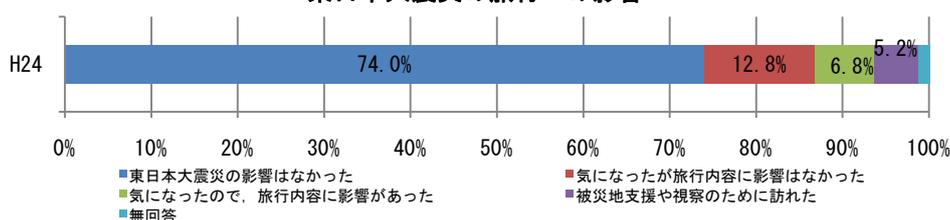
#### 来訪の際の情報入手経路（複数回答・上位回答のみ）



#### 立ち寄り先の地名



#### 東日本大震災の旅行への影響



## 6 用語解説

○ BRT

バス高速輸送システム。東日本大震災で甚大な被害を受け一部不通となっている鉄道路線の仮復旧として運行されている。BRTは Bus Rapid Transit の略語。

○ DC(デスティネーションキャンペーン)

東日本旅客鉄道株式会社などJRグループ6社と自治体が協力して、旅行会社等の協力を得ながら実施する大型観光キャンペーン。

○ ICT

情報通信に関する技術の総称。ICTは Information and Communication Technology の略語。

○ LCC

効率的な運営によって低料金の運航サービスを提供する航空会社。LCCは Low Cost Carrier の略語。

○ MICE

国際会議等の多くの集客・交流が見込めるビジネスイベント。一般の観光旅行に比べ参加者やその消費額が大きい  
ため、誘致に力を入れる国や自治体が増えている。MICEは Meeting(会議), Incentive Travel(報奨旅行),  
Convention(大会, 会議), Exhibition(展示会)の略語。

○ SNS

インターネットを使った人とのつながりやコミュニティ形成を支援するサービス。代表的なサービスとして Facebook  
(フェイスブック)や Twitter(ツイッター)などがある。SNSは Social Networking Service の略語。

○ Wi-Fi(ワイファイ)

無線でデータの送受信を行う構内通信網(LAN:Local Area Network)の規格の一つ。Wi-Fiは Wireless Fidelity の  
略語。

○ インセンティブツアー

企業が成績優秀な従業員や優良顧客・取引先等を対象に実施する報奨旅行。

○ インバウンド

外国人旅行客を自国へ誘致すること。

○ ゴールデンルート

人気の観光スポットを回る旅行の行程。外国人にとっての日本のゴールデンルートは「成田空港から入国、東京、箱  
根、富士山、大阪、京都、関西国際空港から帰国(逆の場合も)」であることが多い。

○ 国際リニアコライダー(ILC)

地下トンネルに建設される全長約 30km の最先端超大型加速器で、物質の根源や宇宙誕生・進化の謎を解明しようとする研究施設。世界中から多くの人材や先端技術が集積する国際都市が形成され、地域産業の振興、雇用創出、国際交流の活性化にも大きく寄与するとされている。日本への誘致が有力視されており、国内では東北・北上山地と九州・背振山地が候補地に名乗りを挙げていたが、ILC立地評価会議は平成25年8月にILCの国内建設候補地を北上山地に決定した。

## 7 みやぎ観光創造県民条例

宮城県は、日本三景の一つである特別名勝松島で知られ、西には蔵王・栗駒の山並みに象徴される奥羽山脈、東には三陸の海が広がり、四季の彩りが美しい県土を有している。

また、県内各地は特色のある温泉地や歴史遺産、そして四季折々の食材等、訪れる人々にくつろぎや安らぎを提供できる豊かな観光資源に恵まれ、加えて、プロスポーツ、市民活動によるイベントや産業観光の展開等新しい魅力にもあふれている。

観光は、訪れる人々との交流や相互理解を通し、平和な社会の構築に貢献するとともに、郷土の歴史、文化等へ理解を深め、人々の生活に生きがいや安らぎをもたらすものである。また、観光は、経済的にも関連する産業の裾野が広く、多くの分野に効果をもたらす総合産業であり、観光による交流人口の増加等によって産業や雇用が創出され、地域経済が活性化することなどから、富県宮城共創の基幹産業として位置づけられ、今後、本県にとって大きな可能性をもたらすリーディング産業としても期待されている。

しかしながら、本県における観光の現状は、立地の優位性や豊富な地域資源を生かし切れておらず、人口減少、情報化の進展や旅行の形態の多様化など観光をめぐる諸情勢が変化中、ニューツーリズム、着地型観光の推進等これまでの枠組みにとらわれない新しい観光分野の開拓のほか、交通アクセス、情報発信、おもてなし向上等の課題への的確な対応も求められている。

このような状況を踏まえ、本県は、広域連携を視野に東北のゲートウェイとしての機能を高め、観光が名実ともに本県経済を牽引する産業となるよう支援を強化するとともに、本県の有する豊かな地域資源を生かした魅力あふれる観光地の形成を積極的に進め、観光を起点に、県民の誰もが郷土に誇りと愛着を持ち、住み慣れたところで豊かな生活が享受でき、活力のみなざる地域の将来像をつくり上げていかなければならない。

世界的な大交流時代を迎えている今、私たち宮城県民は、一人一人が観光振興への参加と協働を通じて、住んでよかった、訪れてよかったと心から思えるような潤いと安らぎ、そして、おもてなしの心に満ちた魅力あふれる観光の創造を推進することで、観光王国みやぎの実現を図ることを決意し、本条例を制定する。

### (目的)

第一条 この条例は、観光王国みやぎの実現のための基本理念を定め、県の責務、県民、観光事業者及び観光関係団体の役割等を明らかにするとともに、観光振興に関する施策の基本方針等を定めることにより、県民総参加による魅力あふれる観光地づくりを推進し、もって、本県経済の持続的な発展、豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 観光事業者 旅行業者、宿泊業者、飲食業者、公共交通事業者その他の観光に関する事業を営む者をいう。
- 二 観光関係団体 観光事業者で組織される団体並びに観光振興を目的として観光事業者及び行政機関で組織される団体をいう。
- 三 県民等 県民、観光事業者、観光関係団体その他の地域社会を構成する者をいう。
- 四 県民総参加 県民等が、それぞれ主体的に、かつ、相互に連携協力しながら参加することをいう。

### (基本理念)

第三条 観光王国みやぎの実現のための取組は、次に掲げる事項を基本として、実施されなければならない。

- 一 観光振興に関する県民等の主体的な参加及び取組を尊重するとともに、県民等、県及び市町村が一体となり、本県を訪れる人々に笑顔と温かさで接するおもてなしの心を持って観光客の誘致等を促進することが、県民が誇りと愛

着を感じる地域社会の形成及び潤いのある県民生活のために重要であることを認識すること。

- 二 観光振興のための取組においては、交通網の発達等による国内外からの観光客の行動範囲の拡大を踏まえて、市町村、近隣の県等との広域的な連携による取組が重要であることを認識すること。
- 三 観光は、農業、林業、水産業、製造業、サービス業等に幅広く波及効果をもたらす総合産業であって、本県経済にとって重要な役割を果たすものであることを認識すること。
- 四 観光振興が、交流人口の拡大、地域経済の活性化及び雇用の増大をもたらし、活力に満ちた地域社会の実現に寄与するものであることを認識すること。
- 五 恵まれた自然、歴史、文化、景観、食、温泉等の地域の持つ魅力について認識し、その情報を共有するとともに、その魅力の磨き上げ、活用等により観光客一人一人の満足度を高めるよう配慮すること。
- 六 地域の歴史、文化、伝統等に培われたおもてなしの心を育み、高齢者、障がい者及び外国人をはじめとするすべての観光客が、安心して快適に観光を楽しめるよう配慮すること。
- 七 外国人観光客の誘致等において、仙台空港、国際拠点港湾仙台塩釜港等を有する本県が、東北地方のゲートウェイとしての機能を果たすことの重要性に配慮すること。
- 八 地域の生活環境の美化、自然環境の保全並びに良好な景観の保全及び形成を図るとともに、これらとの調和に配慮すること。

(平二四条例四三・一部改正)

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、県民等が観光の振興に関する共通の認識を持つことができるよう情報の提供を行い、県民等の取組に対し、必要な支援及び調整を行うものとする。

(市町村との連携協力)

第五条 県は、市町村が基本理念にのっとり、その地域の特性を生かして、観光振興に関する計画の策定その他の観光振興に関する施策を策定し、及び実施することができるよう支援するとともに、市町村と連携協力して観光振興に関する施策を実施するものとする。

(近隣の県等との連携協力)

第六条 県は、観光振興に関する施策を効果的に推進するため、近隣の県その他の地方公共団体と連携協力するものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、その一人一人が、観光王国みやぎの実現の意義に対する理解を深め、地域における観光振興の取組に参画するよう努めるものとする。

2 県民は、その一人一人が、おもてなしの心を持って、観光客を温かく迎えるよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第八条 観光事業者は、その事業活動を通じて観光客に対し快適な環境及び心のこもったサービスの提供に努めるとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光事業者は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第九条 観光関係団体は、他の観光関係団体と相互に連携を図るよう努めるとともに、観光に関する情報の発信、観光客の誘致、観光の振興に寄与する人材の育成及び観光客の受入態勢の整備に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光客との交流の拡大等)

第十条 県は、観光客と県民との触れ合い及び交流の拡大が推進されるよう配慮するとともに、観光客に対し、本県の観光資源の保全及び創造を図るために必要な協力を求めるものとする。

(施策の基本方針)

第十一条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、観光振興に関する施策を積極的に推進するものとする。

- 一 魅力あふれる観光地づくり、おもてなしの心の向上等の観光王国みやぎの実現のための取組を、会議の設置等県民総参加による運動として進めること。
- 二 恵まれた自然、歴史、文化、景観、食、温泉その他の観光資源の保全、創造及び活用の取組への支援及び促進を図り、国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ること。
- 三 観光に関する施設の整備、道路の整備、交通機能の充実その他の観光に関する社会基盤の整備を促進すること。
- 四 観光事業者への必要な情報提供等の支援、観光事業者相互の連携及び観光事業者と産業観光など地域産業との連携の促進等により観光産業の競争力を強化することで、観光事業者の育成及び経営基盤の強化を図ること。
- 五 観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、観光ボランティア等の育成その他の観光振興に寄与する人材の育成に関する取組を促進すること。
- 六 大学等が観光振興に寄与する人材の育成等のために実施する教育活動へ協力すること。
- 七 外国人観光客の受入環境の整備、市町村、近隣の県等との広域的な連携による取組その他の多様な誘客活動により、東アジアをはじめ海外からの観光客を積極的に誘致し、国際観光の振興及び国際相互交流を促進すること。
- 八 多様な媒体を活用した国内外への戦略的な観光情報の発信その他の情報発信の充実のために必要な施策を実施すること。
- 九 グリーンツーリズムの更なる推進、スポーツツーリズム、コンテンツツーリズム、ヘルスツーリズム、エコツーリズム等の新しい観光分野の開拓、会議、展示会、映画撮影等の誘致及び観光客の受入態勢の整備等の取組を充実すること。
- 十 県民等が主体となって行う食、文化、音楽、芸術等に関するイベント等との連携を図るとともに、これらのイベント等に対する必要な支援を行うこと。
- 十一 高齢者、障がい者及び外国人をはじめすべての観光客が安全に、安心して、快適に観光を楽しむことができる態勢の整備を促進すること。
- 十二 観光地における生活環境の美化並びに良好な景観の保全及び形成を促進するために必要な支援を行うこと。
- 十三 県民総参加による観光振興に取り組む意識を高めるため、観光に関する広報活動、教育活動等を積極的に実施すること。

(基本計画)

第十二条 知事は、観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進し、観光王国みやぎの実現を図るため、前条に掲げる基本方針を踏まえ、観光振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、市町村、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、宮城県産業振興審議会に諮問するものとする。
- 3 知事は、毎年度、基本計画の実施状況を検証し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(調査及び分析)

第十三条 知事は、観光振興に関する施策を効果的に推進し、観光客の満足度を高めるため、統計調査その他の必要な調査及びその分析を行うものとする。

(観光週間)

第十四条 知事は、観光王国みやぎの実現に向けての県民総参加の意識の醸成を目的として、観光週間を設けるものとする。

- 2 観光週間は、観光王国みやぎの実現に向けての取組の実施状況を考慮して設定するものとする。

(表彰等)

第十五条 知事は、観光王国みやぎの実現に関して特に功績があると認められる県民等に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備等)

第十六条 県は、観光振興に関する施策を推進するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているみやぎ観光戦略プラン(政策及び施策の基本的な方向を定めた部分に限る。)は、第十二条第一項の基本計画とする。

附 則(平成二四年条例第四三号)

この条例は、公布の日から施行する。